

令和5年9月1日 開 会

令和5年9月25日 閉 会

令和5年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

9月1日（金曜日）第1号

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	3
○説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	3
○開　　会（午前10時00分）	4
○日程第1　会議録署名議員の指名について	4
○日程第2　会期の決定について	4
○日程第3　諸般の報告について	4
○日程第4　吉田茂広議員に対する処分要求の取り下げ申出について	5
○日程第5　報第6号　財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	5
○日程第6　報第7号　山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について	5
○日程第7　議第62号　人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	6
林市長提案説明	6
○日程第8　質　　疑	7
○日程第9　討　　論	8
○日程第10　採　　決	8
○日程第11　議第63号から日程第18　議第68号まで	8
林市長提案説明	9
○散　　会（午前10時27分）	12

9月11日（月曜日）第2号

○議事日程	13
○本日の会議に付した事件	13
○出席議員	14
○欠席議員	15
○説明のため出席した者の職氏名	15
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	15

○開	議（午前10時00分）	16
○日程第1	報第8号 専決処分の報告について	16
○日程第2	質 疑（議第63号から議第68号まで）	16
	9番 操 知子議員質疑	16
	福井農林畜産課長答弁	16
	9番 操 知子議員質疑	17
	大西水道課長答弁	17
	9番 操 知子議員質疑	17
	大西水道課長答弁	17
	4番 寺町祥江議員質疑	18
	服部市民環境課長答弁	18
	4番 寺町祥江議員質疑	18
	山田子育て支援課長答弁	18
	4番 寺町祥江議員質疑	19
	山田子育て支援課長答弁	19
	4番 寺町祥江議員質疑	20
	藤根生涯学習課長答弁	20
	4番 寺町祥江議員質疑	21
	藤根生涯学習課長答弁	21
	4番 寺町祥江議員質疑	21
	藤根生涯学習課長答弁	21
	4番 寺町祥江議員質疑	22
	森健康介護課長答弁	22
	7番 加藤義信議員質疑	23
	福井農林畜産課長答弁	23
	7番 加藤義信議員質疑	23
	福井農林畜産課長答弁	23
	7番 加藤義信議員質疑	24
	福井農林畜産課長答弁	24
	7番 加藤義信議員質疑	24
	福井農林畜産課長答弁	24
	7番 加藤義信議員質疑	25

谷村理事兼総務課長答弁	25
7番 加藤義信議員質疑	25
谷村理事兼総務課長答弁	25
7番 加藤義信議員質疑	26
谷村理事兼総務課長答弁	26
7番 加藤義信議員質疑	26
谷村理事兼総務課長答弁	27
7番 加藤義信議員質疑	27
服部市民環境課長答弁	27
7番 加藤義信議員質疑	28
服部市民環境課長答弁	28
○休憩（午前10時37分）	28
○再開（午前10時42分）	28
○休憩（午前10時42分）	28
○再開（午前10時44分）	28
5番 加藤裕章議員質疑	28
丹羽企画財政課長答弁	29
5番 加藤裕章議員質疑	29
丹羽企画財政課長答弁	30
5番 加藤裕章議員質疑	30
森川学校教育課長答弁	30
5番 加藤裕章議員質疑	31
森川学校教育課長答弁	31
○休憩（午前10時52分）	31
○再開（午前11時00分）	31
10番 福井一徳議員質疑	31
谷村理事兼総務課長答弁	32
10番 福井一徳議員質疑	32
谷村理事兼総務課長答弁	33
10番 福井一徳議員質疑	33
谷村理事兼総務課長答弁	34
10番 福井一徳議員質疑	34

丹羽企画財政課長答弁	35
10番 福井一徳議員質疑	35
今井まちづくり・企業支援課長答弁	36
10番 福井一徳議員質疑	36
今井まちづくり・企業支援課長答弁	36
10番 福井一徳議員質疑	37
今井まちづくり・企業支援課長答弁	37
10番 福井一徳議員質疑	37
丹羽企画財政課長答弁	38
10番 福井一徳議員質疑	38
今井まちづくり・企業支援課長答弁	38
10番 福井一徳議員質疑	38
今井まちづくり・企業支援課長答弁	39
10番 福井一徳議員質疑	39
福井農林畜産課長答弁	39
10番 福井一徳議員質疑	40
福井農林畜産課長答弁	40
10番 福井一徳議員質疑	40
福井農林畜産課長答弁	41
10番 福井一徳議員質疑	41
福井農林畜産課長答弁	41
10番 福井一徳議員質疑	42
福井農林畜産課長答弁	42
10番 福井一徳議員質疑	42
福井農林畜産課長答弁	42
10番 福井一徳議員質疑	43
福井農林畜産課長答弁	43
10番 福井一徳議員質疑	43
福井農林畜産課長答弁	43
10番 福井一徳議員質疑	43
今井まちづくり・企業支援課長答弁	44
10番 福井一徳議員質疑	44

今井まちづくり・企業支援課長答弁	44
10番 福井一徳議員質疑	45
今井まちづくり・企業支援課長答弁	45
10番 福井一徳議員質疑	46
今井まちづくり・企業支援課長答弁	46
10番 福井一徳議員質疑	46
今井まちづくり・企業支援課長答弁	46
10番 福井一徳議員質疑	47
今井まちづくり・企業支援課長答弁	47
10番 福井一徳議員質疑	47
谷村理事兼総務課長答弁	47
10番 福井一徳議員質疑	48
谷村理事兼総務課長答弁	48
10番 福井一徳議員質疑	49
服部市民環境課長答弁	49
10番 福井一徳議員質疑	49
山田子育て支援課長答弁	50
○休 憩（午前11時57分）	50
○再 開（午前11時58分）	50
10番 福井一徳議員質疑	50
山田子育て支援課長答弁	51
○休 憩（午後0時00分）	51
○再 開（午後0時00分）	51
10番 福井一徳議員質疑	51
岩田福祉課長答弁	52
10番 福井一徳議員質疑	52
岩田福祉課長答弁	52
10番 福井一徳議員質疑	52
谷村理事兼総務課長答弁	52
10番 福井一徳議員質疑	53
福井農林畜産課長答弁	53
10番 福井一徳議員質疑	53

棚橋建設課長答弁	54
10番 福井一徳議員質疑	54
棚橋建設課長答弁	54
○日程第3 委員会付託（議第63号から議第68号まで）	55
○散 会（午後0時12分）	55

9月19日（火曜日）第3号

○議事日程	57
○本日の会議に付した事件	57
○出席議員	57
○欠席議員	57
○説明のため出席した者の職氏名	57
○職務のため出席した事務局職員の職氏名	58
○開 議（午前10時00分）	59
○日程第1 一般質問	59
1. 10番 福井一徳議員質問	59
(1) 岩佐地区の市有地、14円／㎡の払下げ質問の答弁を受けて	59
谷村理事兼総務課長答弁	61
棚橋建設課長答弁	61
林市長答弁	62
福井一徳議員質問	63
谷村理事兼総務課長答弁	63
棚橋建設課長答弁	64
福井一徳議員質問	64
○休 憩（午前10時26分）	66
○再 開（午前10時26分）	66
谷村理事兼総務課長答弁	66
林市長答弁	66
福井一徳議員発言	67
(2) 中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略について	67
谷村理事兼総務課長答弁	69
林市長答弁	70

	福井一徳議員発言	70
○休	憩（午前10時45分）	72
○再	開（午前11時00分）	72
2.	5番 加藤裕章議員質問	72
	（1）女性の働き方支援について	72
	今井まちづくり・企業支援課長答弁	73
	加藤裕章議員質問	73
	林市長答弁	74
	加藤裕章議員発言	75
	（2）サルの被害防止対策について	75
	福井農林畜産課長答弁	75
	加藤裕章議員質問	76
	福井農林畜産課長答弁	77
3.	3番 奥田真也議員質問	77
	（1）保育現場ヒヤリハット事例の活用について	77
	山田子育て支援課長答弁	78
	奥田真也議員質問	79
	山田子育て支援課長答弁	79
	奥田真也議員発言	80
	（2）いじめ防止サミットについて	80
	森川学校教育課長答弁	81
	奥田真也議員質問	81
	森川学校教育課長答弁	82
	奥田真也議員発言	83
	（3）山口市総合体育館について	83
	藤根生涯学習課長答弁	84
	奥田真也議員質問	84
	藤根生涯学習課長答弁	85
	奥田真也議員発言	86
○休	憩（午前11時53分）	86
○再	開（午後1時00分）	87
4.	8番 郷 明夫議員質問	87

(1) 「山県市ふるさと応援寄附金の増加対策」について……………	87
丹羽企画財政課長答弁……………	90
郷 明夫議員質問……………	91
丹羽企画財政課長答弁……………	91
郷 明夫議員発言……………	92
5. 7番 加藤義信議員質問……………	92
(1) 子宮頸がん撲滅に向けた取り組みについて……………	92
山田子育て支援課長答弁……………	93
加藤義信議員質問……………	94
山田子育て支援課長答弁……………	95
加藤義信議員発言……………	96
(2) 奨学金返済支援制度について……………	96
林市長答弁……………	98
加藤義信議員質問……………	98
林市長答弁……………	99
○休 憩 (午後 1 時50分) ……………	100
○再 開 (午後 2 時00分) ……………	100
6. 1番 松久 茂議員質問……………	100
(1) 橋梁点検業務について……………	100
棚橋建設課長答弁……………	101
松久 茂議員質問……………	102
棚橋建設課長答弁……………	103
松久 茂議員発言……………	103
○散 会 (午後 2 時13分) ……………	104
9月20日 (水曜日) 第4号	
○議事日程……………	105
○本日の会議に付した事件……………	105
○出席議員……………	105
○欠席議員……………	105
○説明のため出席した者の職氏名……………	105
○職務のため出席した事務局職員の職氏名……………	106

○開 議（午前10時00分）	107
○日程第1 一般質問	107
7. 9番 操 知子議員質問	107
(1) 一般介護予防事業について	107
森健康介護課長答弁	108
操 知子議員発言	109
8. 4番 寺町祥江議員質問	109
(1) 空き家等に対する施策の推進	109
棚橋建設課長答弁	111
寺町祥江議員質問	111
棚橋建設課長答弁	112
(2) 未就学児の教育・保育施設のあり方と今後	113
山田子育て支援課長答弁	114
寺町祥江議員質問	116
山田子育て支援課長答弁	117
○休 憩（午前10時40分）	117
○再 開（午前11時05分）	117
9. 2番 田中辰典議員質問	117
(1) 古城山大桑城について	117
藤根生涯学習課長答弁	118
田中辰典議員質問	118
藤根生涯学習課長答弁	118
田中辰典議員質問	119
藤根生涯学習課長答弁	119
○散 会（午前11時13分）	120
9月25日（月曜日）第5号	
○議事日程	121
○本日の会議に付した事件	122
○出席議員	124
○欠席議員	124
○説明のため出席した者の職氏名	124

○職務のため出席した事務局職員の職氏名	125
○開 議（午前10時00分）	126
○日程第1 常任委員会委員長報告	126
○日程第2 委員長報告に対する質疑	128
○日程第3 討 論（議第63号から議第68号まで）	128
9番 操 知子議員反対討論	128
4番 寺町祥江議員賛成討論	129
10番 福井一徳議員反対討論	129
○日程第4 採 決（議第63号から議第68号まで）	131
○日程第5 議員の派遣について	133
○閉 会（午前10時25分）	134
○会議録署名者	134

令和5年9月1日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 9月1日（金曜日）

○議事日程 第1号 令和5年9月1日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 吉田茂広議員に対する処分要求の取り下げ申出について
- 日程第5 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第7 議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 質 疑
議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 討 論
議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 採 決
議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第12 議第64号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第65号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 認第1号 令和4年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認第2号 令和4年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第66号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議第67号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 吉田茂広議員に対する処分要求の取り下げ申出について
- 日程第5 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第6 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について
- 日程第7 議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第8 質 疑
議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 討 論
議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 採 決
議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 日程第12 議第64号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第65号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 認第1号 令和4年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認第2号 令和4年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第66号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議第67号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（13名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 松久茂君 | 2番 | 田中辰典君 |
| 3番 | 奥田真也君 | 4番 | 寺町祥江君 |
| 5番 | 加藤裕章君 | 6番 | 古川雅一君 |
| 7番 | 加藤義信君 | 8番 | 郷明夫君 |
| 9番 | 操知子君 | 10番 | 福井一徳君 |
| 11番 | 山崎通君 | 12番 | 吉田茂広君 |
| 13番 | 武藤孝成君 | | |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林 宏 優 君	副市長	久保田 裕 司 君
教育長	服 部 和 也 君	理事兼 総務課長	谷 村 政 彦 君
企画財政 課長	丹 羽 竜 之 君	市民環境 課長	服 部 裕 司 君
福祉課長	岩 田 豊 実 君	健康介護 課長	森 正 和 君
子育て支援 課長	山 田 佐 知 子 君	農林畜産 課長	福 井 淳 君
水道課長	大 西 義 彦 君	建設課長	棚 橋 和 夫 君
会計管理者	浅 野 浩 昭 君	学校教育 課長	森 川 勝 介 君
生涯学習 課長	藤 根 勝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	宇留野 公 男 君	書記	長谷部 尊 徳 君
書記	山 口 真 理 君		

午前10時00分開会

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、令和5年山県市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（山崎 通君） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 寺町祥江君、5番 加藤裕章君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（山崎 通君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から25日までの25日間とし、2日から10日まで、12日から18日まで及び21日から24日までを休会いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日9月1日から25日までの25日間とし、2日から10日まで、12日から18日まで及び21日から24日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3 諸般の報告について

○議長（山崎 通君） 日程第3、諸般の報告についてを議題とします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和5年6月から8月に実施の例月出納検査の結果報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

続きまして、出席いたしました会議について報告いたします。

6月14日、東京国際フォーラムにおいて、第99回全国市議会議長会定期総会に出席いたしました。会議では、会長、副会長、その他役員を選任と、地方9部会での提出議案を含む32議案が審議され、原案のとおり可決されました。

次に、7月14日、海津市において、第290回岐阜県市議会議長会議に副議長と共に出席いたしました。会議では、国への要望を含む5議案が審議され、原案のとおり可決されました。

次に、8月24日に、岐北衛生施設利用組合議会に組合議員5名で出席いたしました。会議では、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定及び令和5年度一般会計補正予算が審議され、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 吉田茂広議員に対する処分要求の取り下げ申出について

○議長（山崎 通君） 日程第4、吉田茂広議員に対する処分要求の取り下げ申出についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、吉田茂広君の除斥を求めます。

〔吉田茂広議員 退場〕

○議長（山崎 通君） 3月1日付で提出されました吉田茂広議員に対する処分要求書について、提出者である操 知子君から、7月6日付で処分要求取り下げ申出書が議長宛に出されました。内容は配付の資料のとおりとなっております。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております吉田茂広議員に対する処分要求の取り下げ申出について、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、吉田茂広議員に対する処分要求の取り下げ申出については承認されました。

吉田茂広君の入場を許可します。

〔吉田茂広議員 入場〕

○議長（山崎 通君） 吉田茂広君に申し上げます。

ただいま、操 知子君から提出されました処分要求の取り下げ申出について、承認されましたのでお伝えいたします。

日程第5 報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（山崎 通君） 日程第5、報第6号 財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告案件です。

日程第6 報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結果の報告について

○議長（山崎 通君） 日程第6、報第7号 山県市教育委員会の事務事業の点検評価結

果の報告については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定による報告案件です。

日程第7 議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山崎 通君） 日程第7、議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、市長に提案説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） 改めまして、皆さん、おはようございます。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和5年山縣市議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

8月14日から17日にかけては、台風7号の接近に伴います大雨の影響によりまして、山口市では災害対策本部を立ち上げ、そして、避難所も開設をいたしました。また、16日には、市内において記録的短時間大雨情報が発表され、一部地域において道路が冠水するなどがあったものの、幸いにも大きな被害もなく、安堵いたしているところでもございます。

これからの時期につきましては、台風の接近や秋雨前線の活発化が予想されますので、今回の事案等をしっかり検証しながら、できる限りの防災体制を整えていきたいと考えております。

さて、山口市は今年度、市制20周年を迎え、市民の皆様のお力添えによりまして、様々な「ハタチの山口市」記念事業が実施されております。市といたしましては、12月2日土曜日に、記念式典と最も長い紙鉄砲リレーの世界記録挑戦イベントを山口市総合体育館で開催することといたしました。

また、翌日の12月3日には、笑い与健康事業といたしまして、漫才のライブイベントを予定しております。

さらに直近では、9月16日に四国山香りの森公園におきまして、タレントの山之内すずさんをお招きし、「スカイランタンまつり with ハタチ市長」、翌週の9月23日には、美山中央公民館におきまして、落語家の春風亭昇太さんをお招きし、「すごいぞ！大桑城 みんなで知ろう 山県の歴史遺産」も開催いたします。

これらの事業につきましては、多くの方々に御参加をいただき、改めてふるさと山県を愛し、そして誇りに思い、自然と共に元気に生きていくための未来を考える機会としていただければと考えております。

議員各位におかれましては、大変御多忙のことと存じますが、御都合がつかます限り、これらの事業への御出席、御参加をお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日提案いたしております議案は、報告案件2件、人事案件1件、条例案件3件、決算案件2件、補正予算案件3件の計11案件でございます。

それでは、ただいま上程されました人事案件1件につきまして、御説明申し上げます。資料ナンバー1の7ページでございます。

議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、山県市の人権擁護委員7名のうち、鷺見昭俊氏の任期が令和5年12月31日をもって満了となりますので、同氏を法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

鷺見氏は山県市高富にお住まいで、平成21年1月1日から委員として活躍されており、人権擁護の重要性を認識され、住民の信頼も厚く、人格、見識ともに適任でございますので、今回6期目として推薦しようとするものでございます。なお、任期は令和6年1月1日から3年でございます。

十分なる御審議を賜りまして、適切なる御決定をお願い申し上げ、提案説明といたします。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

日程第8 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第8、質疑。

議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑を許します。どうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第62号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、議第62号は委員会の付託を省略す

ることに決定されました。

日程第9 討論

○議長（山崎 通君） 日程第9、討論。

議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての討論を行います。
最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第10 採決

○議長（山崎 通君） 日程第10、採決。

議第62号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。
お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり適任とすることに決定されました。

日程第11 議第63号から日程第18 議第68号まで

○議長（山崎 通君） 日程第11、議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、日程第12、議第64号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第65号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第14、認第1号 令和4年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認第2号 令和4年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第16、議第66号 令和5年度山県

市一般会計補正予算（第4号）、日程第17、議第67号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第18、議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上8案を一括議題とし、市長に提案理由の説明を求めます。

林市長。

○市長（林 宏優君） ただいま上程されました議案について御説明をいたします。

資料ナンバー1の8ページからお願いをいたします。

8ページ、議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例につきましては、誰もが立候補しやすい環境を整え、多様な人材の立候補を促し、その意見等を市政に反映させていくため、選挙運動用自動車並びにビラ及びポスターの作成について公費負担を行うため、この条例を定めるものでございます。

次に、13ページの議第64号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、山県市高富体育館を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

次に、19ページの議第65号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、水道施設の更新や耐震化を計画的に進めていくためには、資金不足となることが懸念されることから、水道料金の増額改定を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー4をお願いします。

資料ナンバー4の認第1号 令和4年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定及び資料ナンバー5の認第2号 令和4年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、各会計の決算の認定を求めるものでございます。

一般会計、特別会計及び水道事業会計につきましては、それぞれの監査委員の監査を受け、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、別冊の資料ナンバー4-2及び資料ナンバー5-2の審査意見書を付して提案するものでございます。

なお、一般会計及び特別会計決算の内容等の詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決算分析等を別冊の資料ナンバー4-3、決算の成果説明書にまとめて提出させていただいております。

次に、補正予算案件3件につきまして、御説明申し上げます。

資料ナンバー6をお願いします。

資料ナンバー6の議第66号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出予算の総額に1億8,431万5,000円を追加し、その総額を150億8,828万9,000円とするほか、繰越明許費の設定及び地方債の補正をしようとするものでござい

す。

歳出から、財源の更正のみのものを除いて、主な内容を御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

11ページ、総務費の9,900万円は、北部地域拠点整備事業の各種工事について、資機材価格の高騰や新築建物のZEB化対応に要する経費及び解体工事で明らかとなった土留め構造物の再整備が必要となったことから、事業費を増額するものでございます。

財源は、ZEB化に係る部分は補助率2分の1の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を計上し、その他、有利な地方債の借入れを見込んでおります。

次に、民生費につきましては、介護保険特別会計への繰出金157万7,000円、その下の高等学校就学準備等支援金につきましては、進学や就職を控えた中学3年生を持つ保護者に対し、子供1人当たり3万円を支給する岐阜県の子育て世帯への支援事業で、給付費と事務費合わせて744万8,000円、この財源は、全額県の補助金を計上いたしております。

次に、12ページ下段の衛生費、クリーンセンター内の最終処分場延命化のため、民間の一般廃棄物処理業者へ焼却灰の資源化処理の費用として259万3,000円を追加するものでございます。

13ページ、農林水産業費の農業費は、農業委員の現地確認用タブレット端末の通信費とシステム使用料16万6,000円、農業生産法人が導入するコンバインが、元気な農業産地構造改革支援事業として採択内示があったため、397万7,000円を追加するもので、その財源は全額県補助金を計上いたしております。

下段の林業費174万6,000円は、赤尾地内の危険木除去に要する経費で、県の清流の国ぎふ森林・環境基金事業として実施するもので、財源は、本事業の上限額100万円を県補助金として見込んでおります。

14ページに移りまして、上段、商工費4,000万円は、原材料価格の高騰や光熱費を含む経費の増加によりまして、市内の事業者は依然厳しい状況が続いていることから、消費喚起による市内中小企業者の活性化を図るため、スマホ決済事業者と連携したポイント還元事業を実施するもので、財源はコロナ臨時交付金を見込んでおります。

中段の土木費2,530万円は、国道256号バイパスの整備計画に伴う市道改良計画の設計委託料300万円と、高木地内の暗渠排水路改修工事費2,230万円を追加しようとするもので、工事費の財源は、有利な地方債の借入れを予定いたしております。

次に、下段の教育費は、子どもサポートセンターにおける学習環境の充実を図るため、教育系のLAN配線工事134万円を追加しようとするものでございます。

また、市内全小中学校に導入する歯科検診システム等のデジタル化が、県2分の1補助のぎふ地域DX推進事業に採択されましたので、その導入経費、小中学校合わせまして116万8,000円を追加しようとするものでございます。

次に、8ページの歳入をお願いいたします。

8ページ、歳入、普通交付税6,275万円は、今年度の額の決定に伴うものでございます。

続く国庫支出金、県支出金は、いずれも歳出に連動するものでございますが、8ページ下段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、充当事業がおおむね固まってまいりましたので、今回の補正に計上したところでございます。

次に、10ページ上段、繰越金2億3,143万円は、令和4年度決算額の確定に伴う補正でございます。

今般の補正によりまして余剰となりました財源につきましては、9ページ下段になりますが、財政調整基金繰入金を2億9,412万6,000円減額いたしております。

次に、4ページをお願いします。

4ページ、第2表、繰越明許費の設定につきましては、北部地域拠点整備事業と保健福祉ふれあいセンター改修事業が来年度にまたがる見込みであることから設定しようとするものでございます。

5ページをお願いします。

5ページ、第3表、地方債補正につきましては、新たに発行することとした事業を追加し、下段は過疎対策事業債、合併特例事業債の変更と、臨時財政対策債は発行可能額の決定によるものでございます。

次に、19ページをお願いします。

19ページ、議第67号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に3,685万6,000円を追加し、その総額を33億235万6,000円にしようとするものでございます。

内容につきましては、昨年度の実績額の確定に伴う精算返還金が主なものとなっております。

次に、27ページをお願いします。

27ページ、議第68号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、既定の歳入歳出予算の総額に7,711万6,000円を追加し、その総額を32億8,921万4,000円にしようとするものでございます。

内容としましては、昨年度の実績額の確定に伴う精算返還金と、一般介護予防事業として笑いと健康推進事業を追加しようとするものでございます。

以上でございますが、議員各位におかれましては、適切なる御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

なお、9月11日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。

午前10時27分散会

令和5年9月11日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 9月11日（月曜日）

-
- 議事日程 第2号 令和5年9月11日
- 日程第1 報第8号 専決処分の報告について
- 日程第2 質 疑
- 議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 議第64号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和4年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和4年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第66号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第67号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 委員会付託
- 議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 議第64号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和4年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和4年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第66号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第4号）
- 議第67号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
-

○本日の会議に付した事件

日程第 1	報第 8 号	専決処分の報告について
日程第 2	質 疑	
	議第63号	山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
	議第64号	山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第65号	山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
	認第 1 号	令和 4 年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第 2 号	令和 4 年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第66号	令和 5 年度山県市一般会計補正予算（第 4 号）
	議第67号	令和 5 年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
	議第68号	令和 5 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 3	委員会付託	
	議第63号	山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
	議第64号	山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第65号	山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
	認第 1 号	令和 4 年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第 2 号	令和 4 年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第66号	令和 5 年度山県市一般会計補正予算（第 4 号）
	議第67号	令和 5 年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
	議第68号	令和 5 年度山県市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

○出席議員（13名）

1 番	松 久 茂 君	2 番	田 中 辰 典 君
3 番	奥 田 真 也 君	4 番	寺 町 祥 江 君
5 番	加 藤 裕 章 君	6 番	古 川 雅 一 君
7 番	加 藤 義 信 君	8 番	郷 明 夫 君
9 番	操 知 子 君	10 番	福 井 一 徳 君

1 1 番 山 崎 通 君
1 3 番 武 藤 孝 成 君

1 2 番 吉 田 茂 広 君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市 長	林 宏 優 君	副 市 長	久 保 田 裕 司 君
教 育 長	服 部 和 也 君	理 事 兼 総 務 課 長	谷 村 政 彦 君
企 画 財 政 課 長	丹 羽 竜 之 君	税 務 課 長	安 達 俊 樹 君
市 民 環 境 課 長	服 部 裕 司 君	福 祉 課 長	岩 田 豊 実 君
健 康 介 護 課 長	森 正 和 君	子 育 て 支 援 課 長	山 田 佐 知 子 君
農 林 畜 産 課 長	福 井 淳 君	水 道 課 長	大 西 義 彦 君
建 設 課 長	棚 橋 和 夫 君	ま ち づ くり ・ 企 業 支 援 課 長	今 井 孝 哉 君
会 計 管 理 者	浅 野 浩 昭 君	学 校 教 育 課 長	森 川 勝 介 君
生 涯 学 習 課 長	藤 根 勝 君		

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 宇 留 野 公 男 君 書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 報第8号 専決処分の報告について

○議長（山崎 通君） 日程第1、報第8号 専決処分の報告については、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件です。

日程第2 質疑

○議長（山崎 通君） 日程第2、質疑。

市長提出議案、議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてから議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの8議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

1番 操 知子君。

○9番（操 知子君） 資料6、P13、議第66号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第4号）、農業委員会費について質疑を行います。

職員が研修を受けながらタブレットの使用方法を検討している段階であるとのことですが、農業委員会において使用するeMAFF農地ナビには、所有者情報や借主情報などの個人情報を含めるものであります。

日頃の活動における個人情報の管理をどのように進めていくお考えでしょうか。また、タブレットが活動の手助けとなるように活用していただきたいと思いますが、調査補助や利活用に関する意見をどのように反映するお考えでしょうか。農林畜産課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

農業委員会におけるタブレット型端末に関する運用基準を設けておきまして、個人情報の取扱いや遵守事項について明記されておりますので、個人情報の管理は重要なものとして利用していただきます。

また、操作補助や利活用の反映方法につきましては、農業委員会長と協議の上、農業委員会にて情報共有をしていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○9番（操 知子君） 次の質疑を行います。

資料1、P19、議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、水道課長へお尋ねします。

水は使えば使うほど高くなる料金設定となりますが、物価高などが継続し、経済的な負担増に直面している市民、事業者の皆様がいる中、来年度から基本料金の値上げを施行する理由は、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎 通君） 大西水道課長。

○水道課長（大西義彦君） 御質問にお答えします。

経済的な負担増に直面している市民、事業者がいらっしゃる中、来年度から基本料金の値上げを施行する理由についてでございますが、山口市水道事業は、収益的収支において、令和3年度、令和4年度と赤字決算となっており、令和5年度も赤字決算の見込みで、このままこの状況が継続すれば、後年の水道事業の経営に支障となりかねず、将来世代に大きな負担を残さないため、先送りすることなく増額改定をお願いするものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。操 知子君、もう少し大きい声でお願いできますか。すみません。

○9番（操 知子君） 続いて、3点目の質疑を行います。

資料5、認第2号 令和4年度水道事業会計決算の認定について、同じく水道課長へお尋ねします。

人口減少による料金収入減、老朽化による設備更新費、送水などに必要な電気代の高騰と、給水人口の少ない事業者ほど三重苦による経営危機にある水道事業であります、現行の独立採算制に対する課題をどのようにお考えでしょうか。

○議長（山崎 通君） 大西水道課長。

○水道課長（大西義彦君） 御質問にお答えします。

現行の独立採算制に対する課題についてでございますが、水道事業など公営企業会計は、公営企業法第17条の2第2項に規定されているとおり、事業収入を主な財源として独立採算の原則により特定の事業を経理する会計でございます。

法の規定により独立採算の原則でございますので、あえて課題ということであれば、事業費の確保のためには、料金収入が必要であり、資金不足等の懸念がされるようにな

れば、使用者には御負担いただく必要をお願いしていかなければならないということが、あえて課題ということであろうかと思えます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） よろしいですか。

○9番（操 知子君） はい。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で操 知子君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位2番 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、質疑を行います。

認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料ナンバー4-3、57ページから58ページです。

個人番号カード普及促進事業のマイナンバーカード申請件数等累計について、令和4年度の申請枚数と交付枚数の差についての見解を市民環境課長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 御質問にお答えします。

令和4年度末の申請件数は2万2,179件に対して、交付枚数は1万7,977枚でありました。令和5年2月末までの申請にはポイントが付与されていたため、申請件数も多く、国から個人番号カードが到着するまでに期間を要していたため、申請件数から交付枚数の差4,202枚につきましては、この時点で受け取ってみえない方がいたこととなります。

申請されたのに受け取ってみえない方につきましては、それぞれの御事情があるかと思慮いたしますが、お忘れにならないよう、ある程度期間がたちましたら、再度案内を発送しているところですので、今後も受け取っていただくよう周知してまいります。

ちなみに、今年8月末の申請件数から交付枚数を引きました差枚数は2,555枚ということで、徐々に減ってきておりますので、引き続き周知を図っていきたいと思えます。

以上になります。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 理解しました。次の質問に移ります。

同じく、認第1号になります。資料4-3、77ページから78ページにかけて、子ども食堂運営補助金について、各団体の利用者数を子育て支援課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

令和4年度、開設されました子ども食堂は2団体あります。

社会福祉協議会により昨年7月富岡地域にオープンしました「あったか広場やまがた」の利用登録者数は20人で、7月から3月まで9回開催されまして、延べ利用者人数は96人となります。

昨年10月に美山地域にオープンしました「にこぺこぐう」の利用登録者数は、子供176人、保護者、高齢者等159人、10月から3月まで月2回の開催で、延べ利用人数は子供635人、保護者、高齢者等495人となります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再質問はありませんので、次の質問に移ります。

同じく資料4-3、92ページから93ページ、子育て世代包括支援センター事業について、事業実績にあります妊娠届出時面談が前年より14人増加しているのに対し、相談訪問人数が大きく減少している理由を子育て支援課長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

妊娠期から子育て期にわたり実施する保健師、管理栄養士による主な訪問、相談業務としては、妊娠届出時の妊婦面談から始まり、赤ちゃん訪問、養育者支援、乳幼児健診後の発達確認等があります。

今回計上しました相談、訪問業務は、養育者から直接連絡が入り対応した件数と、乳幼児相談や乳幼児健診といった事業を通して保健師、管理栄養士側からお声かけをして継続支援を行った件数となります。

通常、継続した支援が必要と判断した場合は、対象者に対する支援が途切れることがないように、訪問時期や相談時期については、課内で共有する専用システムに情報を入力し、必要な時期が来ましたら支援対象者にピックアップされ、支援結果についても課内で情報を共有する流れとなっています。その結果、基本的には相談、訪問対応が実施されない、途切れてしまうといった事態は発生しにくいと考えております。

そのため、今回計上する件数が大幅に減少した要因としましては、個々の支援担当者による支援実施後の実施記録への計上が、軽微な対応についても計上する者と重要案件のみを計上する者との相違がありました。実績として計上するかしないかは、各支援担当者の判断で行うこととなっており、対応数の計上に当たっては、一定の基準が設けられていなかったことからの計上数の違いが生じました。

今回、御質問いただきましたことから、相談、訪問件数の過度の増減は、職務に対する対応についての疑義が生じるおそれがあることを真摯に受け止め、各支援担当者に

対して、今後こういったことが生じないように、実績入力に当たっては、個々の裁量ではなく一定の基準を設けるよう、集計による差異が出ないように指導したところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 既に御対応いただいているということでしたので、次の質問に移ります。

同じく資料4-3、173ページ、伊自良コミュニティセンター管理事業についてです。

施設機能が集約されたことによる利用者数、利用者年齢、講座参加者数が分かりましたら、その変動をお尋ねしたいと思います。生涯学習課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

伊自良コミュニティセンターは、令和4年の8月に開所しておりますので、利用者数の比較につきましては、令和3年度、4年度、それぞれ8月から3月期までの利用者数で比較させていただきたいと思っております。

令和3年度の8月から3月までの伊自良中央公民館の利用者数は1,595人で、2講座、10のサークルがあり、参加者数は777人です。伊自良支所の利用件数は883件です。保健運動指導室の利用件数は2件でございます。

続きまして、令和4年度になりますと、伊自良コミュニティセンター利用者数2,991人で、2講座、10のサークルは変わりありません。参加者数は延べ918人です。伊自良支所の利用件数は1,005件でございます。保健運動指導室の利用件数は2件と変わってございません。

講座やサークル数、公民館事業や会議利用などに大きな変動はありませんが、それぞれの講座やサークルに参加する方がコロナ前の状況に戻りつつあり、利用者数の増加となっております。

また、伊自良コミュニティセンター周辺には、山口市図書館、古田紹欽記念館、花咲きホールなどがあり、文化ゾーンの一体化を図る取組を行っております。

例えば、古田紹欽記念館の子供体験教室の会場利用として年6回、図書館主催の乳児教室の開催場所として年2回、新たな利用が増えております。

さらに、2階に新たに設けました遊技スペースでは、乳幼児が遊べるおもちゃや知育玩具、絵本などがあり、1日平均10人ほどの親子が利用し、コミュニティーの場となっております。

また、午後には、小学生8人ほどが来館し、宿題をしたり遊んだりくつろいだりする様子も見られまして、幅広い年代が利用する場となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 理解いたしました。次の質問に移ります。

資料4-3、178ページ、花咲きホール公演事業について、事業成果にあります充実させた告知の内容、手法を生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

告知の内容、手法につきましては、広報やまがたへの掲載、あるいはチラシの配布、広報やまがた同報無線での放送、あるいはフェイスブックでのイベントの告知などの情報発信を行っております。

チラシの配布場所としては、市内保育園、小学校、中学校、市内飲食店及びコンビニ等、あるいは、公民館などの公共施設に各20部ずつ配付しております。

また、市内の店舗には、郵送ではなく直接チラシを持っていき、事業の概要を説明するなど、興味、関心につなげていっております。

また、7月23日に行われたファミリーコンサート音楽のおくりものでは、子どもげんきはうす、高富児童館の施設利用者の家族や子育てサークル関係者等、小さなお子さんとその家族に音楽に親しんでもらえるコンサートに招待しようと、優待券の配付を実施しました。これにより、市内の参加率の増加につながりました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 次の質問に移ります。

同じく資料4-3、181ページ、放課後子ども教室地域未来塾について、事業成果にあります学習力の向上が成果として現れた具体例がありましたら、お尋ねをしたいと思います。生涯学習課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

放課後子ども教室につきましては、学習習慣や基礎学力の定着を目的に市内全小学校の3年生希望者を対象として、算数、国語を中心に学習支援を行っております。

学習力の向上が成果として現れた具体例としましては、毎年、参加児童及びその保護者に向けましてアンケートを実施しております。その中で、参加した児童アンケートで

は、楽しく学習できた、漢字、計算の力が身についてきたとあり、また保護者からは、宿題を自分から取り組むようになった、学習に意欲的に取り組んでいるなどと回答をいただいております。

続きまして、地域未来塾につきましては、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分身につけていない中学生、高校生に対し、学習習慣や基礎学力の定着と意志的な学習の支援を行っております。

こちらにつきましてもアンケートを実施しており、参加生徒からは、学習時間の確保ができた、自分に合った学習内容で学習できたと回答をいただいております。

学年が上がるにつれ、積極的に質問する生徒が増え、苦手を克服しようとする姿が見えております。

未来塾につきましては、自習を基本とした質問形式による個別指導で、学習の支援を行っている学びサポーターとの距離も近く、テストの点が上がったなどと話してくれる生徒もいると報告を受けております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 次が最後の質問になります。

同じく資料4-3、205ページから206ページにかけて、介護予防サービス計画給付事業について、給付件数が前年度より128件増加した要因を健康介護課長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

介護予防サービス計画給付事業の件数が前年度より128件増加した要因はについてですが、特別な理由はなく、自然増と考えます。

今までの増減数を確認すると、平成29年から平成30年度は119件の増。平成30年から令和元年度は160件の増。令和元年から令和2年度は130件の増。そして、令和2年度から令和3年度においては34件でした。過去の実績からも考えると、今回の実績は自然増によるものと考えます。

ちなみに、令和3年度の34件の少なさは、新型コロナウイルス感染症による申請控えだと考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○4番（寺町祥江君） 以上です。

○議長（山崎 通君） よろしいですか。

お疲れさまでした。

以上で寺町祥江君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3番 加藤義信君。

- 7番（加藤義信君） それでは、議長より指名いただきましたので、通告に従って5件質問をさせていただきます。

議第66号、令和5年度一般会計補正予算、資料6、13ページ、危険木除去業務委託料についてお尋ねをします。農林畜産課長にお尋ねをします。

県の支出と一般財源で174万6,000円ですが、認定される条件はどのようなか、お聞きをします。

- 議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

- 農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

今回、補正予算に計上させていただいた危険木除去業務委託料につきましては、清流の国ぎふ森林・環境税を活用した里山林整備事業での実施を予定しております。

その採択条件は3つございます。1つ目に、気象害、枯損、過度な成長により、倒木等の危険性が高いと考えられる樹木であること。2つ目に、住宅団地周辺など、公共性、公益性の高い場所に存在する樹木であること。3つ目に、自治会等から特に要望がある樹木であることでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（山崎 通君） 加藤義信君。

- 7番（加藤義信君） 2点、お尋ねをします。

危険木伐採後の搬出について、この場合はどのようなか。

2点目に、令和4年度の成果説明には、実績の記載がないようですが、申請状況はどのようなか。

これ、今の森林状況を見ると、どの地域においても大変に需要がある、高まる事業だというふうに思いますので、お尋ねをします。

- 議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

- 農林畜産課長（福井 淳君） 質問にお答えします。

伐採木の搬出に関しましては、その現場にて置いておくというような形で、下流に流れないように工夫して、その場で処理するという格好になります。

あとは、昨年度は、森林地域外において、市町村が主体となる件で実施はありませんでしたが、森林地域内において、主体が地元自治会とか、あと林業事業体における実施は7件ございました。

大体、実施に関しましては、地元自治会においては6件で700万円ほど、林業事業体は1件で1,400万円ほど、合計2,100万円ほどの実施となっております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 分かりました。

2点目に、同じく資料6の13ページ、農業委員会タブレット通信料16万6,000円についてお尋ねを農林畜産課長にします。

現地確認用のためのことだということですが、何のために必要な通信料なのか、その目的をお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

今回、補正予算に計上させていただいた通信費につきましては、岐阜県農業会議から貸与を受けたタブレットを使い、農林水産省 eMAFF 農地ナビをインターネット上で利用するものでございます。

これまでは、農業委員さんが現地にて農地転用や農地保全の確認をしていただく際に、的確な土地の位置や所有者を確認するために多くの時間を費やす場合がございます。しかし、eMAFFナビは、市町村の農業委員会が整理している農地台帳のデータを事前に農林水産省へ提供しているため、衛星写真や空中写真、また、もちろん国土地理院の標準的な地図を利用してリアルタイムでアクセスすることにより、正確な位置情報や所有者情報を確認することができるため、現地確認の効率化や省力化が図れると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 作業の効率化が図れるということでした。

これは、どんな時期にどれぐらいの時期をかけて、市内全域を確認しているのか。また、その情報というのは、どのように反映されるのか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 時期につきましては、8月の末までに5日間ほど、年1回を目途に実施しております。その後、所有者に、雑草なんか伸びている場合なんかは、通知を出して周知していただく。その後、農地利用最適化推進委員によるフォローアップ調査をして、11月下旬頃に実施をするというスケジュールになっております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 分かりました。

続きまして、令和4年度山口市一般会計及び特別歳入歳出決算の認定について、理事兼総務課長にお尋ねをします。

資料4-3、34ページ、広報やまがた発行について。

これ、発行部数は月ごとに9,000部発行されていますが、印刷製本費は、令和2年度から2年間で46万8,000円に値上がりをしています。令和3年度の比較でも、年間29万4,000円の値上がりとなっていますが、その理由についてお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず、令和2年度から令和4年度にかけて広報の印刷代が上がっているという御質問ですが、その理由といたしましては、簡単に言いますと、ページ数の問題です。

令和2年から令和4年にかけてのページ数の差は、年間トータルページ数で32ページございます。令和3年から4年についても、24ページの差がございます。1ページ当たりの単価が約1万2,000円ほどですので、それを掛け算したものが主なもので、さらに、カラーについては、その都度オプションということで、カラーのページ数によって金額が変わってまいります。

令和2年度のカラー印刷ページは……。回数ですね。カラーの印刷の回数によって違ってまいります。令和2年度のカラー印刷の回数が2回、令和3年度は3回、令和4年度は3回ということで、とはいえ、カラーも、基本的に4ページで1枚ですので、4ページ以下の場合は定額の5万円余りで、それを超えますと若干金額が上がるという内容となっておりますので、カラーのページ数と総印刷ページ数の差によるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 年々増える自治会の配付分の減少数ですが、その分が公共施設窓口設置やコンビニ設置に配分をされ、4年度分は約1,400部となっています。毎月、公共施設分やコンビニ配置分は、何部余り、どのように処理をされているのか、お尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 毎年のコンビニとか公共施設に配付する枚数について、部数につきましては、年々そもそも自治会に配付する枚数が変わってまいりますので、

参考までに数字を申し上げます。

自治会に配った広報の枚数でございますが、平成30年は7,942部、令和元年7,836部、令和2年7,784部、令和3年につきましては7,715部、令和4年に関しましては7,618部ということで、300部余りの減少となっております。

単純にその分を、公民館とかコンビニにその差の部数を配付しておるというわけではございませんが、毎年の総合計、配付する総合計は8,600部余りとなっております。

その余った400部程度の広報に関しては、再資源化ということでリサイクルに回しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 分かりました。今後、減っていった場合の発行部数も、見直しにつながってくるかなというふうにも思います。

続きまして、同じく資料4-3、38ページ、アルコール検知器購入について、理事兼総務課長にお尋ねをします。

検知器253台購入とありますが、職員数と思えますけれども、事業成果には準備することができたと記載されていますが、いつ納入をされ、どのように使用されたのか、お尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず、253台の納入日ですが、これは令和5年1月27日納入となっております。

あと、使用状況ということですが、これは、義務化されたのが、本来令和4年10月1日からアルコールチェックが義務化されたんですけれども、半導体不足などにより行き渡らない、各事業所に行き渡らないということで、義務化されたのが延期になりました。

今度の12月1日、今年12月1日から、再度、法律改正によりまして義務化が実際にされることになりましたので、今、現状としましては使わずに保存しておりまして、今度の12月1日以降に使用する予定としております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） アルコール検知器の検査の対応についての、例えばマニュアル等、作成してあるのかどうか。また、例えば反応が出た場合、例えば通勤していれば、その時点で飲酒になる可能性もありますけれども、法律の中でどのような規定になっている

のか、お尋ねします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） まず、1点目、マニュアルの整備についてでございますが、今、市では運行日誌を作成しております。その運行日誌には、チェックしたタイミング、チェックしたタイミングのアルコールの有無に関してチェックすることといたしております。

その反応が出た場合の法律の規定なんですけれども、まず、法律は、安全運転管理者の義務といたしまして、運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について当該運転者の状況を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて確認を行うことということになっております。

さらに、前後の規定による確認の内容を記録し、その記録を1年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効にすることという規定となっておりますので、まず、アルコール検知器においてアルコールが検知された場合は、当然運転を差し止めるということでございます。運転してはいけないという禁止を行うということでございます。

あとは、その記録に関しては1年間保存するというので、運行日誌を1年間保存いたしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 通勤等で車を使われて出勤される方については、大変に注意をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続きまして、5点目、同じく資料4-3、101ページ、宅配ボックス普及促進事業についてお尋ねをします。

購入費として、最大5,000円を上限に補助金交付に92件の申請がありました。途中から無料の物品配付に切り替えた理由は何か、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 御質問にお答えします。

令和4年6月議会で補正予算を御承認いただき、再配達の減少を図るために宅配ボックス購入の補助事業として補助金事業を実施してきたところです。

啓発は、広報紙等で周知を行いましたが、事業の認知不足のため、本趣旨が浸透せず、また、補助金申請事務が手間となり、補助件数が伸び悩みました。そのため、宅配ボックスの普及を進めるため、補助金制度の簡略化を図ったり、追加で標準的な宅配ボックスを購入し、無料で配付を行い、補助金と配付の両方を実施して再配達の減少につなが

るよう見直しを行いました。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 配付件数が2,500件と当初予算の約半分で、不用額も約1,200万円となっていますが、予定数配付しなかったその理由は何か、お尋ねします。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 再質問にお答えします。

当初、単年度事業として、5,000円の補助金を市内世帯5,000世帯に行き渡るよう計画を行いました。市内の世帯に対して再配達抑制に関心を持ってもらえるよう、本趣旨を伝え切れなかったため、令和5年1月から宅配ボックスの無料配付の周知を追加して行ったところ、2,500件の配付ができたところでございます。92件の補助事業を利用された方は、補助金事業として利用いただきました。

しかしながら、当初計画していました5,000世帯に行き渡るようにはできず、結果、不用額が出たこととなります。

以上となります。

○議長（山崎 通君） よろしいですか。

○7番（加藤義信君） はい。

○議長（山崎 通君） 以上で加藤義信君の質疑を終わります。

〔「議長、すみません。暫時休憩を」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 暫時休憩、お願いします。

午前10時37分休憩

午前10時42分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

〔「ちょっと暫時休憩願います」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 暫時休憩いたします。

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 議長から発言の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

ます。

令和4年度決算の認定についてお尋ねをします。

まず、1つ目は、デジタル田園都市国家構想交付金事業全般についてお尋ねをします。

地方創生に関わる事業につきましては、これまでも、他の自治体に比べて多くの地方創生交付金を活用して、シティプロモーションや移住、定住や観光施策など、様々な施策に取り組んでこられました。昨年度は、デジタル田園都市国家構想交付金を活用して事業を実施されておりますが、交付金がどの程度地域に還元されているのかという観点からお尋ねをします。

全ての交付金の委託先件数、委託金額の市内、県内、県外の内訳について、企画財政課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

デジタル田園都市国家構想交付金の令和4年度の事業総額としましては、1億6,025万4,000円となっております。その内訳としまして、中小企業活性化補助金、それから地域経済牽引事業補助金や祭り負担金など、地域団体、事業者、個人などに直接交付し、市内事業の発展、継続及び地域活性化に資する補助金、負担金などとして約4,798万円。本交付金事業の全部または部分的に委託する委託料としまして約1億993万円。その他、講師謝礼であるとか需要費、役務費など、市が直接執行する経費などとして約234万円となっております。

御質問の委託料の内訳を申し上げますと、先ほど触れさせていただきました委託金額は約1億993万円で、委託先の件数は24件となっております。その内訳としましては、市内事業者は4件、1,570万円、県内事業者は12件、3,169万円、県外事業者が8件、6,254万円でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） ただいま委託先の下請について、委託金額の内訳を見ますと、交付金全体額の約6割が県外に委託しているということでありまして。国の予算が2分の1ということでありまして、資金をできるだけ地域に還元することが必要ではないかと考えますが、たとえ県外に流出したとしても、この交付金は継続的にあるわけではないので、一過性で終わるのではなくて、そのノウハウや効果がこの地域に残るという視点が必要ではないかと思っておりますが、その辺りの評価をどのようにされてみえるのか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えいたします。

まず、委託事業、市外の事業者が多い事業、そちらにつきましては、山州市の魅力が発信、魅力発信または再認識する事業として、例えばシティプロモーション事業であるとか、昨年度であればハタチ動画、それから各種の交流事業など、交流関係人口拡大に向けたプロモーション事業というものになります。事業自体の効果で市外の効果があることはもちろんでございますが、最近では、市民が改めて市の魅力を再発見して、それを武器にして市民自らが市外へのアプローチに使う材料となっていて、感じておきまして、これらの事業効果による市外へのアプローチにより、市民の心が変容して、評価してございます。

また、多くの事業におきましては、2次的に市の団体、個人が地元を知る者としてのみで関わっている事業が多いものでございますが、市外の事業者との協働によるノウハウを知ることにより、新たなアプローチ方法を創造することができると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 次の質問に移ります。

この2件目のスタートアップ支援事業につきましては、一般質問で詳しく質問させていただきますので、削除させていただきます。

次の3件目、同じく令和4年度の決算認定について、資料4-3、161ページと166ページ、小学校スクールバス業務委託、また中学校スクールバス業務委託の実施回数が、小学校については約2倍、中学校については約3倍と大きく増えておりますが、その理由を学校教育課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

まず、小学校のほうですが、小学校のスクールバス業務委託料の増加要因については、3点が挙げられます。

1点目は、昨年度、コロナの感染状況が徐々に落ち着いてまいりまして、各学校ともスクールバスを利用した校外学習を行う機会が非常に増えたこと。

2点目は、新規に森と川の学校を実施したことで、集中的にスクールバスを利用する回数が増えたこと。

3点目は、特に美山校区のほうで合同学習を試行的に始め、いわ桜小学校の児童がスクールバスで定期的に美山小学校へ行く回数が増えたこと。

小学校については、以上3点でございます。

中学校におきましては、同じように3点、原因が考えられます。

1点目は、合同部活動が、部数が増加したことにより、生徒の移動人数が増え、バスを使う台数が増えたこと。

2点目は、複数校の合同チーム、この移動も昨年度からスクールバスの利用を許可して、回数が増えたこと。

3点目につきましては、小学校と同様に、コロナの感染状況がやはり徐々に落ち着いてまいりまして、部活動の回数が増えたり、夏季休業中の学習会を行うなど、利用の回数が増えたこと。

以上でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 部活動や様々な校外活動に利用されているということで、そういったいろんな活動がされているということは大変いいことだと思いますが、一方で、バスの利用台数も限られておりますので、それだけ活動が増えていると、活動に制限があったりとか支障があるようなことはないのかどうか、お尋ねします。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再質問にお答えします。

令和4年度につきましては、スクールバスの運行スケジュールを細かに調整することによって、特に大きな不都合はなかったという報告を受けております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） お疲れさまでした。

以上で加藤裕章君の質疑を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時より再開をいたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 議長から御指名いただきましたので、質疑を30問行います。一番最後に回して減るかと思ったんですが、なかなか減りませんので。

まず、認第1号 令和4年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、資料は4-3の37ページのところです。

北部地域拠点整備事業について、美山支所及び山村開発センター解体工事の前払金が1億2,914万円執行されています。中間前金払い制度によると、工期の2分の1が済んでいること、請負金額の40%以内で作業に要する経費が請負金額の2分の1以上を上回っている場合などの諸条件が設定されていると思います。

解体工事の工期開始時点はいつか、また2分の1の時点はいつかなど、審査の詳細についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず、解体工事の工期の開始時点でございますが、工期の開始時点は、令和5年3月1日でございます。また、2分の1の時点といたしますのは、工期を令和5年11月30日までといたしておりますので、2分の1を経過した日に当たる日は、令和5年7月16日となります。

あと、経費の2分の1以上が完了した時期は、令和5年5月末の履行報告書によりまして確認できております。

ただ、ちなみに、令和4年度中に支払いました前払金1億2,914万円に関しましては、地方自治法施行規則の附則第3条第1項に規定された前払金で、契約後、出来高にかかわらず一定の要件を満たす土木建築工事において支払うことができるもので、中間前払いという前払いというのは……。中間前金払いというのは、同附則第3条の第3項によるもので、工期の2分の1以上が経過し、出来高もそれに伴う出来高であることなどが請求の条件となっておりますので、まず、最初の前払金ですので、今回、ちょっと御質問の中で2分の1経過が条件というようなことがございますが、これは条件として必要ございません。

審査につきましては、公共工事の前払金保証事業に関する法律によりまして、第2条第4項に規定する保証事業会社と工事期間を保証期間として、前払金の保証に関する契約を締結し、請求書にその保証書が添付されているということを私どもは確認いたしております。

審査の状況は以上でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○10番（福井一徳君） 分かりました。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） ごめんなさいね。前後します。認第1号、同じく認定について、資料4-3の41ページのところです。

行政デジタル化事業の成果に記されているA I スタッフ総合サービスの利用が3,288件、

ユニークユーザーがあったとありますが、同期間の従来からの窓口受付の件数は何件ありましたでしょうか。新たな仕組みをスタートさせて、実際のサービス利用者の年齢層の集計があれば開示ください。

また、この事業のコスト168万1,000円についての評価、A I スタッフ総合案内サービスを使っの現場の職員の方の感想をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず、従来はこの機関の窓口の受付件数でございますが、これに関しましては、各窓口ですので、ちょっと私どものほうでも、多分全体としても、掌握できかねるものでございます。

あと、サービス利用者の年齢層につきましては、これも分析するノウハウ、ノウハウというか、そのシステムに分析する機能が備わっておりませんので、できておりません。

あと、168万1,000円の評価ということでございますが、まず、A I スタッフ総合案内サービスにつきましては、これは、ホームページのほうで、ホームページのフローティング表示といたしまして、ホームページを開いてもらいますと質問というところが浮いて出ております。それをクリックして各質問をすることになるんですけども、このA I チャットボットでのお問合せの分類としましては、やっぱり多かったのが、ごみに関すること、あと新型コロナウイルス感染症に関すること、引っ越しに関すること、その他自治体の情報や概要、マイナンバーに関することなど、様々でございます。

ただ、現場の感覚といたしましては、電話でのお問合せが大体同じようなカテゴリのお問合せがございます。ということは、このA I の回答がより正確になってまいれば、電話でのお問合せの件数も減ってくるのではないかという感覚でおります。

実際に金額が高かったか安かったかとか、どう感じるかということよりも、これが充実することによって、お問合せ件数も減り、あと、皆様へのサービスも向上していくものではないかというふうに感じております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 3,288件ということで、全体のカウントをされていないのでよく分からないということですけど、もともとこれ省力化をすることと住民サービスの向上ということでスタートされていると思うんですけど、何らかの形で、どのように業務が改善されているのか。

また、そもそもこれを始めるときに、議会で質問をしたんですけども、あくまで職

員をサポートするツールとして使いましょうということなので、そこら辺りは、今後分かるようになってくるかどうかということと、だから、今言われたチャットボットの関係で言うと、よりその中身は正確に伝わるようにというような関係なので、それはどのぐらいのサイクルで中身を見直していくのかという点について、2点分かるでしょうか。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

まず、改善についてなんですけれども、やっぱりこれはA Iということですので、皆様がこの質問回答に関して、例えば役に立ったとか、そうでなかったとかいうチェックをしていただくのを反映して、より正確な答えを導いていくということで、これは学習をするという、A Iで学習してどんどんよくなっていくはずでございます。

これには、皆様がお使いいただいて、さらにそのリアクションとかレスポンスをしていただくことによって、より充実化が図られるということでございますので、見直すというよりも、だんだん学習してよくなっていくものであるというふうに認識しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○10番（福井一徳君） ちょっと足りない。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） すみません。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 制度改正とかに対する見直しとかに関しましては、その都度、随時やっていくようにはしておりますが、具体的に何年に1回とか、何か月に1回とかいう見直しをしているわけではございませんので、それに関しては、随時やっていきたいというふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） いずれにしても、具体的な窓口での問合せ等を含めて、省略化しようとかという方向があると思うんですけれども、市民の評価も含めて、そこがスムーズにいくように。全体、何らかの形で把握できるようなことは引き続き追求してほしいと思いますが、これについては、これで一応終わりにします。

3点目、認第1号で、これも46ページのところです。

関係人口の拡大推進事業のフォトコンテスト応募総数は237件、応募者の住所など、どの地域からの応募になっているかということについてお聞きします。

国が1,500万円、山田市が1,500万円、合計3,000万円をかけた「おしえて！ハタチ市長」

動画再生が39万回再生されたとのこと。このことによる直接的な反応、例えば移住の問合せが増えるとかなど、インパクトある反応等、実績についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

まず、1点目のフォトコンテストの応募者の居住地の内訳についてでございますが、このフォトコンテストは、インスタグラムのダイレクトメッセージからの応募、投稿となっております。応募条件としましては、ハタチの山県市のアカウントをフォローすること、それからハタチの山県市のハッシュタグをつけて山県市で撮影した写真を投稿することだけでございまして、改めて氏名や住所等の情報は必要としておりません。したがって、御質問のどこの地域から投稿されたものかは把握いたしておりません。

2点目の「おしえて！ハタチ市長」の動画の直接的な反応につきましては、まず、直感としまして、集計は取っておりませんが、電話等の対応、特に映えのエリアのお問合せが増えていると感じているところでございます。

関係人口の変化を見る指標の1つであります、市のホームページのアクセス閲覧数を見ても、増加が確認できております。

動画内で紹介した市の施設等の例で申し上げますと、7月同士の比較にはなりますけれども、今年と前年度の7月比較で、円原川は1.54倍、おんせえよお〜では1.5倍、伊自良湖では1.05倍など、アクセス数が増えています。

また、空き家相談業務の相談件数につきましても、同じく、前年の7月には21人に対して、今年7月は45人と増加しておりまして、それぞれ関係人口の増加によります効果の1つではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 全体的にいろいろな効果がそれぞれのところ出ているようで、ぜひ、これがさらに広がっていくことを願いたいと思います。

それでは、4点目、これも認第1号で、資料4-3の48と49ページに関わるところです。

移住定住促進事業に510万円、空家バンク等利活用促進事業支援に341万円が使われています。市内のNPO法人に委託して進める事業ですが、移住支援チームとの連携で、空家バンク新規登録件数が、令和2年は25件、令和3年が16件、令和4年15件と推移して、物件の成約件数は、令和2年が13件、令和3年が12件、令和4年で14件になってい

ます。3年間を平均すると18件登録、成約件数が13件というふうになっていますが、年間510万円と341万円を合計すると851万円を投入した事業の使い道や事業についての評価や課題をどういうふうに評価されているか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

移住定住促進事業については、移住後のイメージを持っていただけるようなお試し移住体験、移住者親子などを対象とした山県の自然、文化、伝統を体験していただけるような子育て交流会、土壌づくりからの農業講習会などを実施することで、移住促進、移住者支援を実施しております。参加者における満足度は高く、成果は出ているものと考えております。

これまではコロナ禍でもあり、事業周知等がうまく行えず、個々のニーズにも対応し切れない部分もあったため、今後、チラシ、SNS等を活用してニーズに合わせた事業を実施していただけるように努めてまいりたいと考えております。

空家バンク等利用促進支援事業については、新規空き家の開拓、空家バンクへの登録啓発などを実施しております。

空き家所有者の相談については、過去3年間で500件程度、空き家に興味のある方の問合せは、過去3年間で700件程度あり、成果は出ているものと考えております。

成約件数については、個人の条件等に左右され、伸び悩んでいるところもございますが、山県市内の空き家に興味のある方が多くみえるため、新規空き家の掘り起こし、利用啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 7番目の問題とリンクしてくるんですけども、先ほど問合せが500件とか700件とかって、かなり多くの数に来ていると思うんですけど、ダブっている人もいるかもしれないですけどね。

これが、成約件数になかなか伸び悩みというあたりの問題というのはどこら辺りにあるかということ、どのように評価されているのでしょうか。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

成約数の伸び悩みについてですが、やはり空き家と住みたい方のニーズがうまくちょっとマッチングしない部分、その部分が多いかと考えております。

あと、基本、空家バンクに登録されてみえる方は、売買を希望されてみえる方が多く、

あと、ニーズのほうとしては、賃貸、借家として希望されてみえる方も現時点多いため、そのような個人のニーズと現状とのマッチングの差が成約の伸び悩みだと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 状況については分かりました。そこら辺りに課題があるということなので、今後いろいろ策を練られるというふうに期待したいと思います。

それでは、次、5点目、認第1号で、これは49ページのところです。

地域振興イベント事業負担金1,600万円で、ふるさと栗まつりを開催しています。利平栗発祥の地としての付加価値をどう高めるかは重要な課題だというふうに思います。3万8,000人のにぎわいをつくり出す一方で、利平栗の収穫量は、最高時2トンと言われましたが、今では600キロと激減している。

利平栗をテーマとした地域振興イベントとして、このような現状をどのように把握され企画に生かしているのか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

現状の把握については、栗生産組合、JAが開催する販売者会議に出席することで把握しております。販売者会議において、その年の育成状況や課題などが岐阜農林事務所から報告されるほか、JAからの栗の集荷量の推移についても報告されます。

減収の原因としましては、生産者の高齢化、利平栗は栽培が特に難しい品種であり、全国的に見ても、生産量が少ない品種であることが挙げられます。

このような状況の中、販売者会議で山県市ふるさと栗まつりへの協力を依頼し、栗のつかみ取りについては、JAが通常荷受けしないSサイズなどの小ぶりの栗を買い取るなどして、栗生産者の手助けとなるよう、市内産の栗300キロを確保することを目標としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 分かりました。

それでは、次、6番目です。資料4-3の50ページのところです。

自主運行バス運行事業について、一般財源の1億3,826万2,000円について、これについての特別交付金で交付された金額は幾らになっているかと。

それから、運行経費が当初予想より減少したために、809万7,000円が不用額になって

います。西回り巡回線、東回り巡回線については、当初週3便の要望もあった中で、週2便になっています。不用額はどこの路線で減少したのか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目、運行経費の一般財源における特別交付税額についてでございますが、自主運行バス運行事業費1億5,284万9,000円の内訳としまして、県支出金、県の補助金ですね、1,458万7,000円、一般財源が1億3,826万2,000円となっております、一般財源に占める特別交付税の算定額は約1億700万ほどでございます。

2点目の809万7,000円の不用額についてでございますが、これは、キロ当たりの運行単価が当初予算の単価見込みより低かったこと、それから、国庫補助金の上限額が増額されたことから、運行経費が下がり、不用額が生じたものでありまして、路線の減少によるものではございません。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 特別交付金が1億700万あるということで、市としては3,000万強ぐらいということだというふうに思います。

キロ単価が下がったこととか、国の限度額が上がったからということなので、不用額が発生したということで、路線そのものについては、具体的に減らしたわけでもないという話でした。状況については分かりました。

じゃ、次、7点目、先ほどもお聞きしましたが、P52ページのところで、空家利活用促進補助金が、移住者が11世帯、市内転居者3世帯ありますが、移住者の11世帯はどこの県から来ているかということと、移住者が、旧美山地域とか伊自良地域とか高富地域というふうに区分したときに、どこに移住されたかについてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えいたします。

移住者については、東京都から1世帯、愛知県から2世帯、大阪府から2世帯、県内で6世帯となっております。

転入地域につきましては、高富地域で8世帯、伊自良地域で1世帯、美山地域で2世帯です。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 11世帯、かなり県内が多いというような中身かというふうに思

います。それと、地域についても、美山が2件と、伊自良が1件と、高富が8件ということですが、移住関係のところは、美山地域等を含めていろいろ力を入れてきたというふうに思うんですけど、この結果からいくとやっぱり高富地域が多いというようなことになっていまして、この辺りをどのように評価され、今後どういう対策を打っていくかというあたり、どのようにこの実数から評価されているでしょう。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えいたします。

数字の結果でもあるように、やはり高富地域、利便性等を考えると、やはり移住、定住しやすいエリアだということがお分かりいただけるかと思います。

空き家につきましては、田舎暮らし体験、移住、定住のほうでそちらのほう、力を入れてやってございますので、そういった田舎暮らしをアピールするとともに、伊自良、美山方面についての移住についても、今までどおり促進してまいりたいという考えでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 先ほどの前の質問と併せて、いろんな課題があると思うので、そこら辺りは、今後見ていきたいと思います。

8点目、資料が4-3の107のところです。農林畜産課長にお尋ねをします。

農業委員会会議の開催の農地法第3条処理状況について、担い手の農地集積の状況と集積率が28.8%というふうにありますけれども、農地が非常に狭いとか、田んぼごとに段差があるとか、地形の条件が厳しいとか、以前、JAの支店長にお聞きしたんですけども、こういう状況の中で、この28.8というのはどのように評価をされているか、今後の見通しについてもお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

農業集積率は28.8%でございますが、令和2年度から令和3年度におきましては2.16%の増、令和3年度から令和4年度につきましては1.37%の増となり、年々少しずつではありますが、増加傾向にあり、これは、遊休農地所有者への意欲的な意向調査などを行い、担い手さんに紹介している結果であると評価しております。

今後も引き続き、飛躍的に伸ばす手法はちょっと考えにくいではありますが、集積率増加のためのアプローチを探求していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 現状について了解をしました。分かりました。

次、9点目、資料4-3の109ページのところです。

栗ゾーンの管理事業で、桃栗3年柿8年というが、収穫はどうかというふうに質問したことあるんですけども、当時の副市長はまだ収穫はできない状況だというふうに質疑で答弁されました。

令和元年には、整地工事126万円、防護柵が123万かけて設置をし、その後、令和2年には、植栽、栗木の管理を委託して198万円、令和3年220万、令和4年も同額が計上、執行されているということです。

現在の山県市の栗生産は、かつて2トンあったというのが、利平栗600キログラム、先ほど課長の答弁にあったように、なかなか難しい品種だということで、これも同じ栽培をすとならないということも含めてお聞きをしているんですけども、わせの丹沢1トンで筑波が3.7トンという現状があるんですけど、利平栗の栽培を現状しているということなんですけれども、利平栗の発祥の地として栗ゾーンを、利平栗の復活というような観点からどういうふうに位置づけて、今後これを強化していくのかというあたりについてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

令和4年度で植栽してから3年がたちましたが、まだ生育途中段階でございます。昨今のスイーツブームであり、栗の需要が高くなってきている中で、利平栗は特に人気が高い栗の1つであると同時に、栽培には非常にデリケートな品種であることも認識しております。

利平栗の復活を目指すに当たり、栗ゾーンでの栽培が重要であることはもとより、利平栗発祥の地である大桑地区全体で地元農家さんと協力しながら前へ進めていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 大桑地区全体で栽培の促進を図っていききたいということですので、今後期待したいというふうに思います。

それでは、10番目、資料4-3の110ページ、11ページ、12ページのところです。

それぞれのところに元気な農業産地構造改革とか、スマート農業技術導入、麦・大豆生産性向上対策など、大型の機器、トラクター、コンバインとか、汎用コンバインが補

助金事業として採択されて、この数年間、農業にずっと投資をされています。

これらの導入によって、生産性の向上とか、農業経営がどのような展望を切り開いているのか。この間の補助金を核として事業を進められてきたわけですがけれども、実際の事業経営はどのように改善、改革されているか、お尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

これらの事業を利用しまして、大型農業機械を導入されたことで、時間の効率化が図られて、農業者所得の改善につながっていると考えております。実際に担い手さんのお話を聞きますと、生産性が向上、強化され、ますます農業生産意欲が高まったとのことでした。

今後も、引き続き、未来を支える農業、農村づくりのため、本事業を活用していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 生産性が上がって、所得、経営改善につながっているという話でした。この項目に関わっているいろいろ調べると、もうヨーロッパなんかは、農業所得に対する補償というのが7割とか8割とかというような数字なんですね。残念ながら日本は3割ぐらいしかないということで、根本的には、やっぱりそういう問題もあるんですけども、実際に聞くと、なかなか導入して償却も含めて大変だというような声もいろいろ聞いたりするし、高齢化の中で難しい課題を抱えているということなので、現状に即して、いろんな対策がさらに必要かなというふうには思いますが、この点については、以上で分かりました。了解します。

11番目、113ページのところです。

農産物の供給体制強化事業として、令和4年度からビニールハウスに係る費用の一部を補助する事業が始まりました。

季節を問わず野菜を出荷し、直売所の野菜渋滞を防ぐことができたとありますが、具体的な実績をお尋ねしたいというふうに思います。

また、200万円の補助は、何件の農家に支給したのか。不用額が約300万円とありますが、この事業への相談件数や新たな事業周知の取組はどのようにされてきたのか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

ビニールハウスに係る費用の一部を補助したことによって、具体的な実績としまして、イチゴの増産に寄与することができたと考えております。

今回は3件の方の申請がありまして、4棟のビニールハウスの設置が行われましたが、相談件数としましては4件ございまして、事業周知はホームページにて御案内しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 了解をしました。

次、12問目です。資料は4-3の121ページです。

野生鳥獣の捕獲後の最終処理について、一般質問で過去取り上げましたが、その後、近隣の事業者による処分の道が開かれ、野生鳥獣保管用冷凍庫施設設置が実現をしました。

そこで、この施設の活用状況について、令和4年度の状況と現状についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

野生鳥獣保管用冷凍庫施設の活用状況ですが、令和4年度末に設置工事が完了したために、本年度からの運用となっております。埋設以外の処理方法を確立できたことから、猟友会の会員の皆様にも、選択肢の1つとして考えて非常に好意的に考えていただいております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今年度の運用ということについては、私もそういう理解をしているんですが、今年になって、かなり鹿、多いと思うんですけど、何頭ぐらい捕獲してここの処理をしているかという、直近で分かれば教えてください。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

猟友会との捕獲の業務委託契約が、実は8月以降になりまして、鹿の捕獲の実績としては、まだ現状ないという状況でございます。

ただ、9月から、もう猟友会さんのほうも新しい新体制になりましたので、冷凍庫のほうも使っていただけるのではないかと認識しております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 了解をしました。

続いて、13番目、資料4-3のこれも121ページです。

森林調査について、伊自良地域の未整備森林のうち54ヘクタールの現状調査を行ったというふうにありますけれども、生産森林組合分を除く、いわゆる伊自良地域の未整備森林というのは何ヘクタールか。54ヘクタールをやったということですが、今後の展開を含めてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

伊自良地域全体の生産森林組合分を除く未整備森林は、146ヘクタールでございます。

また、今後は、高富及び美山地域の森林調査を進めていくとともに、その調査結果を反映させる形で、未整備森林の解消を図っていきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今の答弁で、伊自良地域146ヘクタールということですが、54ヘクタールも含めて146ヘクタールでしょうか。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

議員御発言のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 分かりました。大体3分の1ぐらいが進んでいるということで、まだ、かなりところがあるということですけどね。

14番目、これも、資料4-3の127ですが、商工会経営発達支援事業補助金の事業計画支援実績について、事業計画策定件数は118件というふうになっています。コロナ禍での事業計画を作成するに当たり、経営コンサルというのは、聞くこと、観察すること、経営のアシストをする。つまり、主体は事業主だということを強調しています。

勘と経営と度胸と科学にみたいなスローガンがあるんですが、計画に基づく経営、目標、プロセス、財務情報が強調される中で、令和3年が156件、令和4年が118件の具体的な計画が策定された企業のその後の経営状況というのは、集約されているかどうか。

その経営実態についてもお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

経営計画作成の件数についての主な内訳としては、販路開拓支援が70件、新商品開発が16件、創業支援が16件などとなっております。これらの中小企業支援の経営状況の確認については、商工会が事業者の目線に立ちながら支援を行っているところでございまして、商工会の経営指導員が支援した事業者を随時訪問し、事業者の要望に応じ、フォローアップをしながら経営支援に努めて実態を把握しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） この数字そのものを見て結構多いなという、私は感想を持ちました。先ほど言われたように、経営計画を立てただけじゃなくて、経営指導員がその後も持続的に、伴走支援というようなこともいろいろなところで書いてありますけど、進めていかれるということなので、引き続き、なかなか厳しい状況の中なんだけど、ぜひ頑張ってもらいたいというふうに思います。

続いて、15点目、資料4-3の128ページのところです。

中小企業等活性化補助金、地方創生約5,000万円を意欲ある57社に補助金として交付したというふうにあります。令和3年度は86社に8,000万円です。これら事業は、補助金を交付して終わりではないと思います。事業者の生産性向上や販路拡大を支援し、加えて9件の新規創業を後押しすることができた。これは令和3年度、4年度の成果説明書に書かれています。

そこで、これら企業の補助金を交付されて以降、どのように生産性が向上したのか。その実例とか、販路開拓の実例、新規創業の実例についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えいたします。

中小企業活性化補助金についての実例について、代表的なものを紹介させていただきます。

生産性の向上、これにつきましては、家具等製造業者が補助金で最新の生産設備を導入し、生産量が10%から20%上昇しております。

販路開拓につきましては、金属製品製造業者が自社製品の海外クラウドファンディングを実施し、海外での市場調査を行い、現在、そこで得たデータを基に海外進出の検討を進めているところでございます。

新規創業につきましては、飲食業者がキッチンカーを導入し、近隣の市町村のイベント等への参加や出店を行い、精力的に事業を実施しているような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 具体的にそういう数字になって出てきているということなので、この事業をずっとこの間進められているんですが、さらに、これが市内の中小事業者の発展に貢献できるというふうに思います。

続いて、16点目、これは資料4-3の129です。

中小規模事業者等応援地域消費活性化事業では、参加店舗数及び山縣市における事業者の何割に当たるのか。この事業での利用高ランキング、最高の利用高、平均利用高、最低の利用高等について、結果についてお尋ねをします。

利用については、特定の事業者に集中したといううわさも流れていますけれども、広範な事業者への支援につながったかどうかの検証をぜひしたい。

また、喫茶店などは、回数券と違って現金取引ではなく、資金繰りに影響したとか、P a y P a y手数料がお店負担になり、新規利用者が増えなければ、負担感が大きいというような話もあります。この事業のその辺りの評価も踏まえて利用実態をお尋ねしたいと思います。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

まず、この事業に参加いただいた店舗は157店舗でした。令和3年度経済センサスによると、この事業の対象となり得る小売業、飲食業、宿泊業、生活関連サービス業などの事業所数は350事業所あります。対象外事業所である大手飲食チェーンや大手ドラッグストア、コンビニエンスストアなどを除くと、実質的な対象事業所は320事業所となるため、約半数程度の事業所の方が参加していただけたということになります。

利用高ランキングは、最高の利用高などについてでございますが、委託事業者からは、業種ごとの決済金額が開示されたのみで、個別事業ごとの決済金額については開示されていないため、お答えすることが難しいような状況でございます。

この事業を開催した時点では、事業者がP a y P a yを導入する際には、初期費用がかからず、利用者がP a y P a yを利用するごとに事業者に一定の手数料が発生しました。P a y P a y決済による売上げは翌月振込となるため、現金取引と比べると、キャッシュフローへの影響は見られたかと思いますが、コロナ禍における接触の機会を減らすなど、感染防止効果は見られたと考えております。

また、参加事業者に対してアンケート調査を行った結果、回答事業者の8割で来店客数と売上げが増え、回答店舗の多くが今後も同様の事業を希望されたことから、消費の

活性化という点においては、効果が得られたものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 最後のフォローのアンケートも調査されていて、8割のお店で具体的にはそういう成果が上がったということなので、事業としてはよかったのかなというふうに思います。

それでは、続いて、17項目です。資料4-3の129、新特産品開発支援事業補助金が2事業者に対して650万円交付されました。国庫支出金100%の事業補助金ですので、採択された経過、ポイントになった評価点、また、それぞれの補助金額は幾らだったのか。この開発によって、この企業の売上げ状況や反響についての補助事業の成果についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

補助金採択の際のポイントとなりましたのは、山県市の新たな特産品開発でしたので、山県市にゆかりのあること、深い関わりがあることが一番重要なポイントでした。

また、それぞれの補助金額については、伊藤製材所さんが366万4,000円、梅田建設さんが283万9,000円でございます。

売上げのほうにつきましては、これから1年後、2年後と実績報告を提出していただきますので、現在のところ把握はしておりません。

また、伊藤製材所さんのアウトドアテーブルについては、山県市のふるさと納税の商品として追加していただいておりますので、今後、山県市のふるさと納税に貢献していただけるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 了解をしました。

続いて、18点目です。資料4-3の130ページのところです。

特定支援機関指導負担金400万円について、特定支援機関としての商工会での申請書類相談の件数、それから、経営指導や技術的指導についての伴走型支援の具体例など、補助金の有効活用の内容についてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

この負担金は、中小企業活性化補助金交付事業の実施に当たり、市商工会が申請書類

の相談や伴走型支援を行うために交付しているものでございます。

申請書類の相談件数については63件、伴走型支援としては、事業者が取り組みたい内容についての相談や経営課題のヒアリング、書類の書き方の指導などを行い、必要に応じて国等の補助金制度を紹介することで補助金の円滑な活用を促しました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 申請書類相談件数63件ということでしたが、全体の先ほどのいろんな数字も含めて、幾つか進められているというふうに理解をしました。

19番目です。資料4-3の131、132です。

工場用地基盤整備事業で、大森地内恋洞地区の工場用地整備に不測の時間を要したと記述がありますが、その具体的な事情についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

本基盤整備事業につきましては、隣接する民間工場用地整備工事との施工時期を調整する必要がありましたが、民間工事の進捗の遅れから、年度内に基盤整備工事の施工ができなくなったため、繰り越すこととなったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 了解しました。

20点目、資料4-3の153です。

防災対策事業について、避難所備品購入60万3,000円の購入品目、数量、また保管場所についてお尋ねをします。

それと、入札差金による不用額が434万9,000円というふうになってはいますが、戸別受信機の外づけアンテナ委託件数の大幅な減少の理由と実態について、及び避難所備品購入での差金の金額についてもお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

まず1点目、避難所備品購入60万3,000円の購入品目と数量についてでございますが、まず、パーティション、簡易ベッド、毛布、エコマットレス、これはセットで、パーティションは簡易テント式のものでございます。これが100セットでございます。

あと、緊急対策用の携帯トイレ、これが120箱、100個入りを120箱でございます。

次に、LEDスタンドライト、それから蓄電池のセットが10セット。

続いて、備蓄用のトイレットペーパーやアルミブランケット。トイレットペーパーに関しましては、30箱でございます。1箱12個入りでございます。アルミブランケットは1,700枚。

続いて、避難所での放送をかけるための拡声機スピーカーが1台、ワイヤレスマイク1台と……。申し訳ございません。3台です。すみません。これは、スピーカーがセットで、ワイヤレスマイク、スピーカーセットが3セットとなります。

以上が今回の購入した備品の一覧でございます。

続いて、保管場所についてでございますが、基本的には自主避難所を設営する予定のところに設置する予定でございます。場所としましては、高富総合体育館、伊自良コミュニティセンター、美山中央公民館、大桑公民館、谷合公民館、北武芸公民館、あと、保健福祉ふれあいセンター、梅原公民館、葛原公民館でございます。

続いて、外づけアンテナの委託件数の大幅な減少の理由、実態についてでございますが、当初予算といたしましては、外づけのアンテナ20台程度、いわゆる戸別受信機を追加申込みされた方のためのアンテナ20台分を見越しておりました。それと、3素子八木型という昔のテレビアンテナみたいなタイプのアンテナ、これを2台分計上いたしておりました。

結果といたしましては、ダイポールアンテナ、一本物のアンテナですね、それが3台の執行となりました。八木型のアンテナの執行はございませんでした。それによりましての大幅な減少でございます。

続いて、避難所備品の購入での差金の金額でございます。請負差金額は184万9,111円となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 明細と保管場所ということについては、分かりました。

当初の計画で600万ということなんですけれども、これ、実際には、9か所にずっと分けるとかなり少なくなるんですが、取りあえずこれで一旦ある程度のことはカバーできるというような判断なのでしょうか。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 議員おっしゃるとおりなんですけれども、まだ事前にもう購入してあるものも含めると、これで一旦仕切れるんじゃないかと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 了解をしました。

あと、21番目ですが、先ほど同僚議員が質問されましたので、下のほうの数字については結構です。

個人番号稼働普及事業についてお尋ねをします。

専用窓口の設置、出張申請業務の委託を実施と書かれていますが、窓口の最終的な開設の日数、1日当たり何名の体制だったのか、事業の委託先についてお尋ねします。

また、現在報道されているように、2兆円近く総額でマイナポイント、加入促進ということで、このことによる急速な普及の中でのトラブルがあって、入力ミスやひもづけの間違いなどによる医療機関の混乱というのが引き起こされているんですけれども、山口市においてそのようなミスはなかったかどうか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 服部市民環境課長。

○市民環境課長（服部裕司君） 御質問にお答えします。

1点目、専用窓口の開設につきましては、本庁1階の市民環境課東隣に設置しまして、平日の9時から16時までと夜間窓口、休日窓口にも開設を行いました。

1日当たりの従事者数につきましては、会計年度任用職員の2名を配置しておりました。

また、事業の委託先につきましては、岐阜コニックス株式会社に出張申請の業務を委託しました。令和4年10月1日から令和5年3月10日まで、1日当たり2名体制で126日間従事いただきました。

2点目、入力ミスやひもづけによるミスは、山口市では発生しておりません。

以上であります。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 状況について分かりました。入力ミス等もないということでした。

それでは、22点目、資料4-3の63ページのところです。

結婚支援事業は平成26年に婚活サポート事業としてスタートし、結婚支援協議会というものがつくられて、ここを通じてマッチング取組件数が、令和3年度で331件、令和4年度で554件、相談件数が令和元年207件から成婚報告が8件、令和2年は148件から11件の成約報告、令和3年度は130件相談があって2件の成約、令和4年は196件の相談件数で1件と低迷をしている、この数年の実績をどのように考えられているのか、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

相談件数、成婚報告が低迷しているこの数年の実績をどう考えているかについてですが、結婚支援事業は、プロポーサルによって委託事業者を1年ごとに選定しています。令和元年度と令和2年度はNPO法人ユメココサポート、令和3年度からはRun Land株式会社の実業者に受託しております。

令和元年度、2年度の成婚件数8件、11件は、結婚相談において成婚の定義が様々であり、実際に結婚に至った件数だけではなく、結婚を前提にお付き合いする相手が見つかり、入会先の相談所から退会することを成婚と定義している場合もございます。令和3年度から受託しておりますRun Land株式会社は、実際に成婚された件数を上げており、差異が生じていると確認しました。

ここ数年におけるマッチング取組件数、来所相談件数は、コロナ禍の前以上に件数は増加しています。成婚につながるよう、相手により印象を与える服装や身だしなみ、話し方など、一人一人に合わせたきめ細やかなアドバイスの機会を設けています。

今後、成婚件数を上げていくためには、当事業のさらなる周知による新規会員の獲得、相談所内の会員の動きの活発化を重要と考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君……。

○10番（福井一徳君） これで終わり。一旦中断。

○議長（山崎 通君） ちょっと休憩します。暫時休憩します。

午前11時57分休憩

午前11時58分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、婚活支援事業について報告がありました。全体として、なかなか圧倒的な数にはならない。未婚者とか既婚者というのはかなり女性も男性も含めて多かったり、それから、市のアンケート調査によれば、実際に結婚して外へ行くとか、それから、仕事がないから出ていくとかという多岐にわたっていると思うんですね。

婚活事業そのものは、その中の一面を切り取っているというふうに思うんですけど、今後の関係で言うと、先ほどマッチングを上げるとか云々という話があったんですが、もう少し全体的な幅での検討というのはどのように考えられているか、1点だけお尋ね

をします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） もう少し幅を広げるということなんですけれども、新規会員獲得を図っていくということが重要になってくるかと思っておりますので、その辺りは、現在、商工会の方のほうにもリーフレットの設置を行っておったりとか、広報紙やホームページ等でさらなる周知を行っておるんですけれども、さらに、若者、若い方々が集まれる場所のほうにもリーフレットを設置したりとか、さらに、ホームページのほうも結婚相談にすぐ行けるような形で、そんなところで啓発して会員の開拓を進めてまいりたいと思います。

以上で答弁させていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 分かりました。

先ほどから議長からの提案ありましたが、暫時休憩をお願いします。暫時休憩。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩します。

午後0時00分休憩

午後0時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 続けます。分かりました。了解です。

それでは、24番、資料4-3の65ページ、生活困窮者自立支援事業は、生活保護に陥る前に早く自立ができるよう支援につなげましたとありますが、対応を間違えると水際作戦になりかねません。

相談件数延べ対応件数が258件というふうになっていますが、実世帯数はどれだけか。就労準備支援事業延べ対応件数104件、家計改善支援事業延べ対応件数は155件となっています。それぞれの実対応世帯はどれだけでしょうか。この相談世帯で、自立し解決した世帯は何件ですか。

また、国民の権利としての生活保護申請に移行された世帯は何件か、お尋ねします。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君、今、休憩したときに、27番までいいんやないかと言ったら、そういうふうにするっておっしゃったので、そう思ったら、また24番をやってみえるけど、どっちやね。

○10番（福井一徳君） 24番は……。

- 議長（山崎 通君） これ、あなたの委員会……。
- 10番（福井一徳君） 24番はやって、あとはやめます。委員会でやりますと言った。
- 議長（山崎 通君） 全部。
- 10番（福井一徳君） ちょっと聞こえなかった。
- 議長（山崎 通君） 分かりました。
- 10番（福井一徳君） 26まではね。
- 議長（山崎 通君） 岩田福祉課長。
- 福祉課長（岩田豊実君） 御質問にお答えします。

困窮者自立支援事業の相談支援延べ対応件数258件の実世帯数につきましては、33世帯です。また、就労準備支援事業延べ対応件数104件の実対応件数は6世帯、家計改善支援事業延べ対応件数につきましては155件の実対応件数8世帯です。

この相談件数で、自立し解決した世帯は7世帯、また生活保護申請をされた世帯につきましては4世帯でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

- 議長（山崎 通君） 福井一徳君。28番からだね。
- 10番（福井一徳君） 今の件で再質問ですけど、世帯数をずっと足していくと、具体的に後で解決したところを除くと、まだ今現在もずっと継続中というふうに理解できるでしょう。
- 議長（山崎 通君） 岩田福祉課長。
- 福祉課長（岩田豊実君） 再質問にお答えします。
- 委員のおっしゃるとおり、継続の方となります。
- 以上で答弁とさせていただきます。
- 議長（山崎 通君） 福井一徳君。
- 10番（福井一徳君） じゃ、27番も委員会でやります。

28番目、資料6の一般会計補正予算のところですか。11ページ、財産管理費の北部地域拠点整備事業各種工事の9,900万円について。

省エネZEB化事業の採択による工事内容と金額及び資材高騰による請負費の増額は、それぞれ幾らの額になっているか、この2点についてお尋ねをします。

- 議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。
- 理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

北部拠点整備事業、今回補正を要求しております9,900万円について、ZEB化事業によるものと、物価高騰、資材高騰によるものと、それぞれ幾らになるかという御質問だ

と思います。

まず、ZEB化に関しては、まず、建物の消費エネルギーを減らすための技術として、断熱材や二重ガラスを行ったり、室内環境維持に必要な省エネ技術として、高効率照明や高効率空調設備の機器の採用を行ったり、あともう一つは、太陽光パネルを屋根に積載するために建物構造を強化する部分などでございます。その金額は約1,400万円を見込んでおります。

続いて、物価高騰によるものなんですけれども、当初見込んでおりました建築資材に対しまして、資材高騰が約30%ほど増加いたしております。その分としまして、約6,300万円を見込んでおります。

9,900万円と今の2つの差引きでまだ不足する部分は、山村開発センター解体に伴いまして、山村開発センターの地下部分を残地部分として、土留め壁として使用する予定でございましたけれども、この使用が不可能と判断されましたので、それを取り壊し、再構築するための費用が約2,200万円見込んでおります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 了解をしました。

じゃ、29番目、資料6-13、一般会計補正予算のところです。

今年度も元気な農業産地構造改革支援事業補助金でコンバインの購入が進められています。先ほどもお尋ねしたように、この大型機材が導入されることによって、どのような構造が改善されるのか。採択された補助金申請の内容についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

現在、農業には、担い手不足や農業者所得の低迷といった喫緊の課題がございます。この大型農業機械導入により、作業効率が上がり、時間短縮の改善が図られ、農家の収入安定化に寄与しているものと考えております。よって、作物の生産性が強化されるとともに、農業生産意欲が向上し、山県市の未来を支える農業、農村づくりを考え、新しい農業へと改革推進していく取組がますます盛んになるものと期待しております。

また、今回、農業生産法人がコンバインを導入されることに対して、岐阜県の支援が採択されまして、補助率は4分の1以内となっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 理解をしました。

それでは、最後の質問です。

資料の6の14ページ、土木費の道路新設改良費委託料300万円について、隠山橋へのアクセスのための調査、設計の委託料ということですが、国道256号高富バイパスとの関係で具体的な詳細をお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

今回、委託料の対象としている路線は、東深瀬地内の現国道256号線から隠山橋を經由して、計画中の国道256号高富バイパスを結ぶ路線であります。岐阜県により昨年度実施された山県インター以北国道256号高富バイパスの西深瀬地内の詳細設計におきまして、隠山橋の通りとの交差点計画がなされました。

また現在、架け替え中の富岡橋と同様に、将来的に鳥羽川の河川改修に伴う隠山橋の架け替えが必要になること、また、現在、隠山橋通りは、地域の生活道路としての利用があることなどを踏まえ、将来的な道路計画を検討するための道路概略設計を行うものであります。

特に、現256号から隠山橋までが現状変則的な路線形状でありますので、この間のルート選定を含め、概略検討を行いたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 再質問します。

隠山橋のところは、新しく国道256バイパスを整備するに当たって、信号をつけるのかということが地元から要望が出されていたんですが、今回は、そんなことも前提として具体的なこういう設計についての検討をするということでしょうか。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

昨年度、県にて実施された詳細設計におきましては、地元の信号設置の要望を踏まえて、隠山橋との交差点は信号が設置可能な形式で設計をされております。つくつかないかはまた別問題でございますので、そういった対応をさせていただいております。

それも踏まえて、ただし、鳥羽川がいつ改修されるのか、そういったことも当然考慮していかないと駄目ですので、鳥羽川が改修されない、つまり、隠山橋は架け替えができない状況での供用ということも当然想定しないといけませんので、そういったものも含めて、基本的には将来的なものを概略で検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 分かりました。以上で質疑を終わります。

○議長（山崎 通君） お疲れさまでした。

以上で福井一徳君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてから議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの8議案に対する質疑を終結いたします。

日程第3 委員会付託

○議長（山崎 通君） 日程第3、委員会付託。

議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例についてから議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）までの8議案は、会議規則第37条第1項の規定に基づき、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

13日は総務産業建設委員会、14日は厚生文教委員会がそれぞれ午前10時から開催します。19日は午前10時より会議を再開します。

本日はこれにて会議を閉じ散会いたします。御苦労さまでした。

午後0時12分散会

令和5年9月19日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

令和5年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第3号 9月19日(火曜日)

○議事日程 第3号 令和5年9月19日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課 長	森川勝介君

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 長谷部 尊 徳 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

最初に申し上げます。通告順位 9 番の田中辰典君から、当初 2 問の質問通告がありました。本人より 2 問中 1 問の取下げの申出がありましたので、お伝えします。

日程第 1 一般質問

○議長（山崎 通君） 日程第 1、一般質問。

ただいまから、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位 1 番 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） ただいま議長から御指名いただきましたので、一般質問をしたいと思います。日本共産党の福井一徳です。

まず、1 点目、岩佐地区の市有地、平米14円の払下げ質問の答弁を受けてということで、前回 6 月の議会でも、この問題を取り上げました。その後、市民の方からも、よく分からないというようなお話もいただいています。それで、前回に引き続いて質問したいと思います。

まず、なぜこの価格になったのかという質問に、用悪水路については、固定資産税評価等が存在しておらず、不動産登記の登録免許税を算出するために必要な土地の仮評価額に需給修正率を加味した金額を採用したとの理事兼総務課長の答弁でした。

この仮評価額の決定については、地方自治法では、用悪水路の場合、主たる接続地の評価額を面積按分した額の共有持分相当額の30%を課税価格として、登録免許税を計算することになるというふうになっています。

山県市の普通財産受払事務取扱要綱では、第 4 条 4 項において、袋地、面積過小または狭小等の土地で、隣接土地所有者以外の者が単独で利用することが困難とされる場合において、当該隣接土地所有者に売り払うとき、この場合は一般競争入札ではなく、随意契約により行うことができるというふうになっています。

また、今回の場所は、法定外公共物の売払いに関する規則で言うところの市長が現に公共の用に供しない法定外公共物として用途廃止の決定をしたものは、売払いをすることができるとの規定の対象になっています。

しかし、用途廃止に関わる事前協議については建設課で行い、その事前協議段階で総務課のほうにその土地の価格等に関する協議はいただいておりますとの理事兼総務課

長の答弁でした。

平米14円でなければならない理由については、その当時の判断でございますので、そうでなければならないかどうかはちょっと存じ上げておりませんが、評価に関しては、議員御発言のとおり、専門家の方が見た上でも14円ではないんじゃないかという御指摘があったということをお伺いしたんですけれども、時の判断がその金額での評価としたということを決定しておりますので、14円でなければならない理由はありませんが、そのときの判断でそうしたということになりますと答弁されていまして。

最後に、一連の質問への市長の受け止めについて再々質問をしました。残念ながら、再々質問への答弁についての質問はできません。市長は冒頭で、市民の皆さんもそういった違和感をお感じになっているのかと思いますと述べられた上で、今回、一番この大きな原因は、構造物があって、その費用を取り除いた単価での売却という大前提がございまして、先ほど、そういったことがあっても、契約上、初め、そういったスタートでよければいいですけれども、従来から山口市はほかの事例でもそうございましたけれども、そういった形での単価の設定ですとか、規則にのっとってやっておりますので、今後、そういったことも含めながら、私もこの規則の在り方ですとか、そういったことも含めまして、具体的にどこにどんな根拠があってこうしたということをもう一度確認しまして、また、今後の対応にしたいと思っておりますと答弁されました。

そこで、これらの答弁を受けて理事兼総務課長にお尋ねをします。

市長は、構造物があって、その費用を取り除いた単価での売却という大前提がございまして、従来から山口市はほかの事例でもそうございましたけれども、そういった形での単価の設定ですとか、規則にのっとってやっておりますと述べられています。ところが、今までの払下げ事例の中で、構造物のありなしは見当たりません。

そこで、まず第1点、同じ単価設定の方式の他の事例を具体的にお示してください。

ちなみに、昨年でしたか、用水路の払下げの際に、構造物のありなしで単価が違うんじゃないかというふうに市民の方が言われたら、そういうことはないというふうに担当の方は明確におっしゃったそうです。

次に、第2点目、建設課長にお尋ねいたします。

用途廃止に関わる事前協議について、複数回と思われませんが、いつ行われたか、どのような会議で、当時メンバーは誰が参加し、どのような協議内容であったか、詳細な内容を調査し、御報告ください。

次に、市長にお尋ねをいたします。

前回第2回市議会での私の一般質問の様子がNHKのその日の夕方のニュースで放映

をされました。市民の皆さんの誤解がないように、NHKニュースで流されたところの全文を以下、読み上げます。

市は、昨年度、別の土地売却に当たって、こうした運用は市民の理解が得られにくいのではないかと、近隣の土地価格に基づいて算定する方法に見直しました。今回の土地を駐車場や資材置場等の雑種地と同じ評価額で算定した場合、140万円余りになったと見られるということです。

市は、引き継がれたルールを妄信せずに、本来の根拠法令に従い対応していくべきだと考えている。手続を職員が的確に理解し、事務を進めるようにしたいとしています。

私のインタビューへのコメントは、市の答弁は納得できないし、徹底して調べないといけない。百条委員会の設置など議員の皆さんと相談したいと報道をされました。

そこで、市長にお尋ねをします。

市のコメントで、今回の市有地の用悪水路の払下げが本来の根拠法令に従い対応していくべきだと考えているとして、1、本来の根拠法令に従い対応していなかったこと、2、引き継がれたルールを妄信して事務を進めたことが間違っていたということをお認めになりますか。

以上、お尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、同じ単価設定方式の他の事例についてでございますが、まず、1平方メートル当たり14円で売却した市有財産は、今、議員御指摘の岩佐の土地以外には、議員も御承知の甘南美寺駐車場に隣接した水路と恋洞の企業誘致等で売却したため池の3か所でございます。

御質問の同じ単価設定方式の他の事例、いわゆる払下げ用地に構造物が存在し、その撤去費などを勘案した事例ということになると思いますが、過去10年間の用途廃止に伴う、用途廃止によって普通財産となった市有財産の売払いについては、同様の事例はございませんでした。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の2点目、用途廃止に係る事前協議についてでございますが、法定外公共物の用途廃止を申請する場合は、山口市法定外公共物用途廃止等に関する規則第4条に基づき、事前に法定外公共物用途廃止事前協議・変更申請書により、用途廃止が可能かどうか

か協議することとされています。

そのため、事前協議は、申請者を交えて会議形式で行うものではなく、申請された書面により、用途廃止の理由、処分方法、利用計画などを確認し、用途廃止の可否を審査するものであります。

御質問の岩佐地区の案件につきましては、令和元年6月21日に法定外公共物用途廃止事前協議申請書が提出、受理され、審査の上、境界確定の実施、道路排水先の付け替え等を条件に付して、令和元年9月12日付山建第358号にて協議内容が適当である旨を通知しております。

その後、令和2年2月4日に法定外公共物用途廃止事前協議・変更申請書が提出、受理されております。変更内容は、道路排水先の機能確保、地元農地管理組合との協議に基づく隣接水路の排水先確保及びそれに伴う用途廃止面積の減少などです。

これらを含めて審査の上、隣接水路の排水先施工について、建設課と協議することを条件に付して、令和2年2月26日付山建第358号2にて、変更協議内容が適当である旨を通知しております。

また、その際の審査及び協議結果通知に関わる決裁起案者は、法定外公共物管理担当者であり、決裁者は課長であります。

また、同時に、用途廃止した法定外公共物の売払いを担当する総務課に合議をしております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えいたします。

市のコメントは、NHKの報道のとおり、引き継がれていたルールを妄信せずに、本来の根拠法令に従って対応していくべきだと考えている。手続を職員が的確に理解して事務を進めるようにしたいという内容でございます。

これは、全ての事務に対して言えることでございますけれども、私もふだんから職員に対しまして、特に根拠法令等の確認の遵守については、職員にもふだんからよく言っておることでございます。

したがって、私の認識といたしましては、市民の皆様が違和感を感じられるような規定の運用ではなく、一般的な解釈による運用に改めることとしたものでございまして、本来の根拠法令等に基づいていなかったという認識によるものではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 今、御答弁をいただきました。

それで、まず最初に、理事兼総務課長のほうから、この事例、10年間構造物を取り除いて、その分の費用を減算して価格を設定するということについては、事例がないというふうに言われました。

これは、普通財産の受払いの工事についてという様式の中に、仮に一般競争入札の場合、現状有姿のまま払い下げることになっているんですね。現状有姿と明確に書いてあるんです。

それで、再質問ですけれども、理事兼総務課長へ、なぜこの物件だけが現状有姿でなく、構造物の撤去費を差し引いた金額に設定されたか。

用途廃止で普通財産になった段階で払下げ価格が決定されていると思うんですけれども、これだけ見ていると、森友学園のごみは混ぜるが8億円値引きみたいな感じがするんですよ。これ、どこでこういうことが決められたか。過去の事例がない、この点だけというのは非常に問題だと思います。誰がこの仮評価額を設定したのかという点について、お尋ねをします。

ちなみに、現状、グーグルマップで現地の状況をずっと見たんですが、そのときは、偶然工事をやっている写真が写っていて、掘り起こすんじゃなくて埋めている写真ですよ、が掲載されていました。今はどうかちょっと分かりませんが。

その2点について、なぜそうしたのかということと誰がそれを決めたのか。

それから、建設課長にお尋ねをします。

用途廃止に係る事前協議で、対面の会議ではなくて文書で申請を出されて、それについて審査をするということで、途中で変更申請も含めて出されたというふうにあります。用悪水路になっているので、代わりの水路を設定しなさいということだというふうに思いますけど、それは、そういうことをやるということで、それを前提にしてという話だったかなというふうに思います。

もう一つ、お聞きをしたいのは、例えばこういう手続の場合に、自治会の承認のような手続はあるのでしょうか。擁壁を造ることについては、実は言われて印鑑を押したと、了解をする印鑑を押したという話を岩佐の方から聞いているんですけれども、そもそもその用水路を廃止する、用途変更ということの場合に、自治会の承認という手続は必要なのか要らないのかという点についてお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再質問にお答えします。

まず、なぜこの点だけ、この1か所だけという意味かと思いますが、だけ構造物の撤

去費用などを勘案してあるかということですのでけれども、ちなみに、先ほど申し上げたとおり、甘南美寺の水路に関しても構造物は入っておりました。

それと、ため池に関しては、もうため池状態ということでしたし、企業誘致ということで構造物としては入っていなかったですけれども、この単価設定で売却したということとでございます。

あと、もう一点、誰がいつ設定したか、この方式を設定したかということとでございますが、これは、私も調べてみたんですけれども、脈々と引き継がれていた事務ということで、いつ時点で誰がこの方式にしたかということ調べることはできませんでした。

ただ、土地の単価を決めるに当たって、先ほどから構造物の撤去費を差し引いているという御発言ですけれども、そうではなくて、評価がないので、どう評価したかということが問題でありまして、その評価額を、評価のないもの、固定資産税評価額のないものに関して、構造物がある場合は仮評価額を採用したということとでございますので、撤去費を差し引いたわけではないと。

参考までに、その撤去費がどれぐらいかかるかという参考資料は、作成したものはございましたけれども、その費用が雑種地売却価格よりも高かったということで、仮評価額を採用したというものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

今回の岩佐の案件についての用途廃止申請の際の自治会の同意書に関してですけれども、令和2年1月15日、上大門自治会として申請者の申請による法定外公共物の用途廃止については、上大門自治会としては支障なきものと認め同意しますという同意の文書を頂いております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） なぜこの場所だけが、構造物を撤去する費用を差し引いてやっているかということについてお尋ねをしたんですが、構造物の費用を差し引いているわけではないというふうに答弁されたんですね。

仮に、例えばその構造物を撤去するとということで、百四十数万ですか、試算表もあって、私もその資料を持っているんですけれども、それで、構造物がある場合に仮評価額を設定したというふうに言われているんですけど、構造物があるのではなくて、そもそも評価額がない場合ですね。構造物があるなしというのは、そもそも基準にないじゃ

ないかなというふうに思うんですけれども。

これをずっと見ていると、先ほど市長の答弁でもあったんですけれども、脈々と引き継がれてきた事務だという話ですけれども、具体的に規定があるわけではありませんよね、全く。単に言われてきたからそうしていたというレベルの事務の引継ぎでやっていたということを言われたんですけれども、市長の答弁の中では、これは、構造物があるので……。どこでしたか、正確に言わないといけませんですけど、今回の事例については、要するに、その構造物があるので……。今回一番この大きな原因は、構造物があってその費用を取り除いた単価での売却という大前提がございましてって、市長の答弁はそう言われているんです。課長が先ほど言われたのは、それは関係ないというふうに言われたんですけど、市長の答弁はそういうふうになっているんです。そこの部分は、なぜ違うかという点ですね。

それから、これは市長にも、再々質問ですので、市長にも一緒にお聞きをしたいと思うんですけれども、先ほど市長が、私はもう一般的に職員に事務の在り方として言っているというふうにおっしゃってました。でも、NHKのこの報道を見ていると、そうではなくて、今回のことについて限定してしゃべっているんですよ。市長は、一般論としてそうだというふうに言われているんですけれども。

市長にもやっぱりお聞きしたいのは、事実経過に矛盾がある。市長が答弁で私に言われたときは、こう言われているんですよ。具体的にどこにどんな根拠があってこうしたということをもう一度確認して、今後の対応にしたいと思えますというふうにおっしゃったんですよ。

ところが、夕方のNHKのニュースを見て、私、びっくりしたんですけれども、既に見直しが1年前にされているんですよ。市長の答弁と食い違っている。しかも、先ほどの課長が言われた、撤去費を差し引いてということではないというふうに言われているんですけど、市長の答弁は、先ほど言いましたように、それを差し引いてと食い違っているんですよ。

具体的に市長にお尋ねしたいのは、結論的に言うと、例えば、当時実務に携わった担当職員は既に退職して見えません。当時の理事兼総務課長も出向元に帰られて見えません。市の業務を統括している前副市長もお辞めになって見えませんと。しかし、この話を聞いていて、市民はそんな納得できるわけがないですよ。

私は、結局当時から関係者ということと言うと、市長しかお見えにならないですよ。どういう意味での関係者かということ、契約書に市長が押印されていますよね、売買。その売買の中身を見ると5,871円で、平米数は419.39平米と書かれているんですよ。127坪

を5,871円で判こを押すって疑問を普通持ちません、どう考えたって。市民がおかしいねと言っているのはそのところ。

課長が言われるように、構造物を差し引いて計算しているわけではないと言われるけど、市長は答弁の中で、これがあるので差し引いて単価設定しているというふうに言われたし、なおかつ、今後、要するに検討したいと言われたんだけど、NHKのニュースでは既にもう1年前に見直された。

私、やっぱり市長の答弁というのは非常に大事な問題で、議会の中で違う答弁をするということは許されないと思うんですよね、議会軽視につながる。その点で、私はこの問題については、市長が道義的責任も含めて、御自身で何らかの判断をされて、責任をやっぱり明確にするということが必要だと思うんですけど、市長にはその点について再々質問でお尋ねをします。

〔「暫時休憩、お願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時26分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 再々質問にお答えします。

市長のコメントと私の説明が違うということに関しての御質問だったと思いますけれども、まず、私がお答えした案件は、あくまでも法定外公共物の用途廃止に伴う売払いに関しまして、脈々と引き継がれました事務によって、その単価設定をしたということでございます。

もう少し説明させていただきますと、ちなみに、構造物がない場合、じゃ、どうしていたかということ、構造物がない場合は、雑種地という扱いで基本的な評価をしていたということでございます。だから、構造物がある場合はいわゆる仮評価額で16円、構造物がない場合は雑種地扱いの評価ということで単価を決めたというのが実態でございます。

市長は、さらに、そのほかの事例なども勘案してお答えしておりますので、私のコメントと違うというのはそういった点だと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再々質問にお答えいたします。

まず、前回の議会のときに私が答弁申し上げた認識の中での大前提は、この質問に対して、先ほど理事兼総務課長が、10年間過去にそういう例はなかったということを申し上げました。これは、あくまでも山口市が公共施設を売ってきた中での法定外公共物というほんの一部の水路とか、そういった特殊な事例でございまして、私の認識していません事例は2つございまして、恋洞の企業誘致で、あそこにも、従来から初めの認識としては、もう埋め立ててフラットになっている土地ですから、そのまま売ればよいということで契約しましたが、その後、旧の伊自良村の時代に、あそこに構造物のようなものを皆さんが捨てられたということが分かりまして、それを除去した。たしかあれは1,000万円以上かかっていたと思いますが、そんな事例もございまして、また、今売ろうとしている美山の岐北衛生の隣の土地を今開発して売ろうとしていますが、あの土地も、今の美山の処理施設の構造物がありましたので、かなり、数百万円だったと思いますが、撤去して売る準備を今いたしております。

そういった認識の下に、私は、市が公共物を売る場合には、あくまでも、そういったものを除去してから売ってきたという思いがございましたので、そうした答弁をさせていただきます。

そして、また、市長の公印が押してあるということでございまして、その当時に5,171円を見て不審に思わなかったかということでございまして、これは金額によりまして決裁規程がございまして、課長決裁で課長が決裁していたということでございまして。そういったことから、今回のような事例になったものでございまして。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 企業誘致とかいろんな事例の場合は、市長が実行のところでは判断ができるというふうになってはいますが……。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君、質問を変えていただきます。

○10番（福井一徳君） はい、分かりました。今の中身ではちょっと納得できません。

では、続いて、2問目の質問に行きます。

中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略についてということで、理事兼総務課長と市長にお尋ねをします。

現在、国は上記の戦略について閣議決定も含めて具体化を進めています。今回は、この計画に関わって、市民の命と暮らしを守る立場から山口市としての考え方についてお尋ねをします。

2011年3月11日に発生した東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故によって、

放射性物質による環境汚染が広がり、環境省では、除染、放射能汚染廃棄物の処理、中間貯蔵施設の整備等について取り組んでいます。

デブリが溶け落ちた原子炉の廃炉は、12年たった現在でも、その取り出し方の方法すら確定ができていない状況になっていて、今さらながら、原子力発電は、安全で安いエネルギーといった神話は全く違い、高コストで大災害を引き起こす危険性のあるものだという事を多くの国民は実感しています。

一方で、事故を起こした福島原発の建屋に地下水や雨水が流れ込み、原子炉のデブリを冷却した水などと混じり、高濃度放射性廃棄物の汚染水が大量に発生し、保管タンクからの漏えいなども起きる事態になりました。

汚染水を減らすためのALPSでトリチウム以外の大半の放射性物質を除去したとされていますが、9年前の2014年に汚染前の地下水を海に放出する地下水バイパスが稼働し、翌15年から建屋そばの井戸、サブドレンの地下水もくみ上げ、浄化して放出をしています。このとき、事故で一時操業を中断するなどの被害を受けた漁業者は反発をしましたが、廃炉に協力するために放出を容認した経緯があります。

その際に、こうした流れを踏まえて、政府と東電は2015年8月に、関係者の理解なしに処理水のいかなる処分も行わないとの約束を漁協等と取り交わしながら、今回、この約束をほごにして、処理水の海洋放出が開始されました。一説には、30年どころか50年かかるという見方もあります。

今回取り上げる課題について、環境省は技術開発戦略の中で、除去土壌等の減容、再生利用、そして、県外最終処分に向けた取組は、国民的な理解の醸成や地域住民との対話等を通じた理解、協力、最終処分に向けた一連の取組に対する信頼の構築が不可欠であると述べながら、今回の約束をほごにした処理水の海洋放出は、環境省の報告とは逆行していると言わざるを得ません。

そんな中で、放射性汚染廃棄物の除去土壌等の減容、再利用、そして、最後には、県外最終処分をするために具体化が進められている。工程表では、2024年度、令和6年には、基盤技術開発を一通り完了させ、最終処分地の調査検討、調整、最終処分地の整備、最終処分地への搬入を開始し、2025年から2044年度にかけて最終処分の完了という工程が示されており、具体的に進んでいます。

今、中国電力と関西電力が共同開発を目指す原発の使用済み核燃料の中間貯蔵施設をめぐり、人口2,730人の山口県上関町は、建設に向けた調査を町長が容認する意向を表明し、まちを分断する騒ぎになっています。

原発の建設が福島原発事故でストップし、原発立地交付金が入らなくなり、代替案を

町が要望して出てきた原発の使用済み核燃料の中間貯蔵施設の建設、そして、そのための調査事業です。これに国からの交付金が入ることになっています。放射能汚染廃棄物の除去土壌等の県外最終処分についても、国の交付金を提示しての調整が行われることは想像に難くないものがあります。

そこで、こうした国の計画に対して、原発から出る放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場についての説明会など一切の事務事業を含め、高レベル放射性廃棄物の処分場の受入れはしないとの県議会での古田知事の答弁はその後も変わらないことが、先日8月22日、我が党の42名の地方議員団による193項目の来年度予算要求の場で再確認をされました。

大規模な原発事故を起こし、その対策は世界的にも前例のないものになっています。科学的な解明、技術的な検討など、未知の分野のプロジェクトであり、しっかりとした科学的な解明などが行われ、国民の理解と納得が得られるまでは、当然県外最終処分は認められないことは明確です。

そこで、理事兼総務課長にお尋ねをします。

1点目、環境省の平成31年、2019年3月の中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略、戦略目標の達成に向けた見直しについて承知をしているか。また、この件に関する国からの情報提供、通達等は山口市に来ているか。お尋ねをします。

続いて、2点目を市長にお尋ねします。

東京ドームの11杯分と言われる放射能汚染廃棄物の除去土壌等の県外最終処分について、美山の奥地に処分場を造り、受け入れるのではないかとこの市民からの不安の声も寄せられています。

そこで、そのような受入れはしないという古田県知事の県議会での答弁のように、林市長も市民に対して受入れ拒否の態度を明確に示すべきだというふうに考えますが、市長の見解はどうか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 谷村理事兼総務課長。

○理事兼総務課長（谷村政彦君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、平成31年3月の中間貯蔵除去土壌等の減容・再利用技術開発戦略（戦略目標の達成に向けた見直し）について承知しているか、また、この件に関する国からの情報提供、通達等は山口市に来ているかという御質問でございますが、まずは、国からの情報提供や通達につきましては、庁内の受付文書を検索いたしました。ヒットするものはございませんでした。また、戦略を策定した環境省に直接問合せをしてみまし

たが、そういった文書の発出はしていないとのことでした。

改めて戦略の内容を確認いたしました。福島原子力発電所の事故に伴う除染等で発生した除去土壌の性状や量について、遠いところでの他人事の問題ではなく、全国的な問題であるということをご再認識したところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 2点目の御質問にお答えをいたします。

福島原子力発電所の事故により放出された放射性物質の除染等に伴い生じた除去土壌等の最終処分について、市民の皆様が不安に思われるような受け入れは、現在のところ全く考えておりません。そもそも、今の時点では、最終処分は福島県外ということですが、その方向性や具体的な工程等については、何も示されておりません。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 福井一徳君にお話ししますが、これ、国から来ていないのに、また改めて市長に拒否すべきかと聞くのは、来ていないのに拒否するかと聞くのは、ちょっと内容が充実しておらんと思うんですけど。

○10番（福井一徳君） 暫時休憩ですか、今。

○議長（山崎 通君） 暫時休憩はしません。

○10番（福井一徳君） 分かりました。

○議長（山崎 通君） そういうことですから、質問はそういう意図をよく考えてやってください。

福井一徳君。

○10番（福井一徳君） この問題をどうして取り上げているかというのと、こうした問題、ヒ素を埋めた埋立てのときのように、早い段階ならいろいろ解決はできるんですよ。でも、いろんな根回しをして表面から出てきてでは、もう手をつけられようがないというふうには思っています。

そもそも、この質問のきっかけは、美山の市民から妙なところで砂防堤防を造っていると。あそこはほとんど水が流れていないのに、青波と大桑の境辺りから武儀川に流れ込んでいる川は水も結構多いですよ。上流は崖も崩れて流されていると。やるならそっちではないか。ひょっとすると、何か福島放射能の残土を埋めるような話になっていないかというような話があったんです。

私は、全部現地を見に行き、流木もやっぱり確認しましたし、それから、もう一つ、砂防堤防の現場に行き、工事現場も確認をしてみました。それだけではなくて、県の砂

防課に申入れをして、実際に行って話も聞いてきました。そういう中で、福島に残土の話というのを調べていったら、環境省がこういう文書を出しているということだったんですね。

私は、この文章をずっと読むと、想定されるとか考えられるという言葉がいっぱい出てくるんです。非常に、まだ要するに確定していないという、これから検討しないといけないことがいっぱいあるというような話なんです。

先ほど議長が言われましたけど、私、国が具体的にいろんなことをやっていないというんだけど、こういう資料はちゃんと公開されているんですよ。その中で、いろいろ調べていったら、例えば、私もびっくりしたんですけど、原発1基で、ウランの核分裂、広島に落とされた原爆の、原発1個で1,000倍規模の核分裂をやっている。福島原発事故で、大気中に放出された放射性のセシウム137とかストロンチウムというのは、政府が発表している数字なんですけれども、それで計算すると、広島原発の168発分が一斉に大気中に放出をされた。そういうので、要するに残土、上に放射能がたまって、それを削り取ったという、そういう数値なんですよ。

今どうなっているかという、原子力緊急事態宣言というふうに出すと、従来の基準って幾らでも変えられる、びっくりしましたけれども。今現在も、要するにこれは解除されていないです。

放射能に従事する人たちは、1年間で20ミリシーベルト以上のものを受けると労災の認定になるし、それ以上は計測計を持ってずっと測って累計していくので、危険なことは駄目ですよとされている。一般の人は20分の1の1ミリシーベルト。ところが、この緊急事態宣言が出されたら、一般の人も20ミリと一緒にいるんです。そんなこと、全然、私、この質問でいろいろ調べる中で初めてそういうことも分かりました。

キュリー夫人が初めて放射能を、128年前ですか、発見したんですけれども、その当時、白血病で亡くられるんですよ、いっぱい受けて。その当時の基準って、安全基準というのは、今の量の1,500倍なんです。

やっぱり科学的な知識ができると、その基準がどんどんどんどん下がって、今は20ミリシーベルトというふうになっているんですけども、現在の中でもまだまだ分からない分野がたくさんあるということで、今現在に具体的に出ていないですけど、私は、市長が先ほど、受入れについては全く考えていないというふうにおっしゃったので、私はそのことがすごく大事だというふうに思っていますし、やっぱり具体的に物事が進展してからではなくて、毅然たる態度を取っていくという意味では、市長の答弁を受け入れて、山口市にそういうものは入れないということが議会でも表明されたというふうに思

って、私はそのことを確認して、一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で福井一徳君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で11時より再開いたします。

午前10時45分休憩

午前11時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位 2 番 加藤裕章君。

○5 番（加藤裕章君） 議長より発言の許可をいただきましたので、2点質問をいたします。

まず、1点目は、女性の働き方支援についての質問をいたします。

十六総合研究所によりますと、2015年から2019年の5年間累計の転出入の男女差を見ると、岐阜県全体では、女性の転出超過が0.2%のところ、山県市は、女性の転出超過が0.79%で県内ワースト3位とのことであります。

また、岐阜県環境生活部統計課の資料によると、山県市では、20代の男女ともに転出が多く、転出の理由は、職業上の理由が最も多いとのこと。これは、山県市に限らず、岐阜県全体でも同様の傾向が見られます。

子育て世代の女性の方に話を伺うと、子育ての期間は、フルタイムではなく、短時間勤務ができる仕事がしたい。また、小物を作ったり食を提供したりと、手に職がある方の中には、自分でお店を出すことまではできないけど、試しに販売できる場所があるといいなどの声を聞きます。女性が多様な働き方をできることが、住み続けたいと思えるまちにつながることはないでしょうか。

関市では、本町BASEといって、本町通りに飲食、物販スペース、シェアキッチンを備え、希望者が日替わりで出店し、やりたいことにチャレンジしやすい支援を行っていますが、ほぼ毎日店舗の利用があると聞きました。

山県市では、最近、各地でマルシェやフリーマーケットなどが開催されていますが、このような機会も、手作りしたものや飲食などをお試しで販売できる場であると感じています。

そこで、まちづくり・企業支援課長にお尋ねをします。

女性の方が多様な働き方ができる支援の1つとして、貸店舗のような場を設けてチャ

レンジしやすい支援をしていただきたいが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山崎 通君） 今井まちづくり・企業支援課長。

○まちづくり・企業支援課長（今井孝哉君） 御質問にお答えします。

御質問の女性の働き方支援につきましては、現在、山口市は、山口市商工会と連携し、起業や創業を積極的に支援しております。

特に山口市におきましては、女性活躍社会の実現に向け、令和4年度から国のデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用しまして、スタートアップ支援事業を実施しております。本事業のターゲットは主に女性で、起業に興味はあるけれども、あと一歩起業に踏み出せない方を対象に起業を後押しできるように、関係機関や専門家による講座や相談会を開催し、また、希望者には、お試し出店の事業も展開し支援しております。この支援を通じ、起業初心者に対し、起業初期段階でのちょっとした課題や問題、不安などを取り除き、起業まで円滑にステージ移行ができるようにスタートアップ支援する事業でございます。

さらに、スタートアップ支援事業を受けていただいた方のうち、起業の決意が固まった方は、山口市商工会が開催する創業塾に参加することにより、創業に向けた実務的な講座を受けることができるよう、商工会へ支援をつないでおります。創業塾受講後におきましても、起業予定者に対し、商工会が同じ目線で起業に向けた支援を伴走型で継続して受けることができ、円滑に事業スタートを切ることができるように取り組んでおります。

加えて、山口市におきましては、中小企業等活性化補助金を展開しており、創業者に対して補助上限80万円、補助率上限3分の2の制度を運用しております。

このように山口市におきましては、山口市商工会と協力し、起業までワンストップで切れ目のない支援を実施しており、令和4年度実績といたしましては、13の方が新たに起業され、そのうち女性は6名でございました。

議員御紹介の関市の本町BASEでございますが、シェアキッチンや物販スペースなどが整備され、お試し出店や商店街の空き店舗対策の先進的事例として大変参考になる取組でございます。これら事例を参考にしつつ、山口市におきましても、女性活躍社会の実現に向け、引き続き起業に向けた切れ目のない起業支援を継続し、地域経済の活性化に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 山口市商工会と連携して、起業や創業の支援を行っているとのこ

とですので、今後も幅広い分野での支援をお願いします。

初めに紹介した十六総合研究所では、「女子に選ばれる地方」という基調論文を発表されており、端的に説明しますと、若い女性の地方からの流出が拡大しているが、その理由は、都会に比べて地方のジェンダーギャップが大きいからだ。リベラルな多様な志向の女性が都会に流出している。ジェンダーギャップの解消には、制度と意識を同時に改革する必要があり、考えられる取組として仕事と家庭と意識の3点を提示されているところです。具体的には、ちょっとここでは申し上げませんが、特に仕事と家庭というところでは、子育て世代の女性の働く環境整備が必要かと考えます。

そこで、市長に再質問をします。

市長は、子育て支援に力を入れ、子育て世代の移住、定住を図るべく、未満児保育の無償化や学校給食費の無償化など、様々な施策に取り組んでこられました。子育て世代の女性が働きやすい環境を整えることも、子育てするなら山口市と選んでもらえる重要な要素ではないかと考えます。

短時間勤務や起業、またお試し出店など、多様な働き方ができるような支援をお願いしたいが、市長のお考えをお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

議員御質問のとおり、子育て世帯の移住、定住を図る上で保育料の無償化や給食費の無償化などの制度面だけではなく、そういった方の働く環境を整えることも非常に重要であると考えております。

山口市では、女性活躍事業の一環といたしまして、令和元年度から市内企業の人手不足の解消や、女性が活躍できる労働環境を創出することを目的に、ワーク・ライフ・バランス推進や、女性活躍に積極的に取り組んでいる企業、事業所などを山口市さくらカンパニーとして認定いたしております。

今年度は、これまで山口市さくらカンパニーとして認定した事業者の従業員を招き、児童館などの子育て世代が多く集まる場所で、今後の働き方の相談など、座談会形式でざっくばらんに話せる企画を行う予定でもあります。今後も女性に寄り添った支援を充実させてまいります。

また、現在、この市役所におきましても、一事業者といたしまして多様な働き方が選べ、子育て中の女性が活躍できるような会計年度職員を募集したところでもございます。

また、起業という面においては、お試し販売等ができるような場所を提供できるように、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） ただいま答弁をいただきまして、今後も女性に寄り添った多様な働き方の支援ができるような期待をいたしまして、次の質問に移ります。

猿の被害防止対策について質問します。

猿の被害防止対策につきましては、これまでに防止柵設置の助成や猟友会員による捕獲、また大桑や伊自良の掛地区では、市民の捕獲サポート隊による調査、また伊自良の掛地区では、餌づけをしてから大型おりで数頭まとめて捕獲するなど実施しておられましたが、一向に被害が減る様子がありません。猿に食べられてしまうので野菜を作るのをやめたという声も聞きますが、高齢の方の中には、野菜を作ることを生きがいに見える方もおられます。

現在、栗の収穫期を迎えておりますが、猿に栗を食べられたり枝を折られたりしたという声も聞いております。毎年、収穫が先か、猿に食べられるのが先か、まさしく人と猿との競争になります。山県市の特産でもある利平栗や伊自良大実柿を守っていくことも必要であります。

農作物の被害のみならず、群れで民家の屋根を陣取ったり通学路に出没したりするなど、生活権を脅かす事案も発生しております。大桑地区では、自治会連合会と長寿会とで猿の被害対策についての要望書を出されたところではありますが、大桑地区のみならず他地域の住民からも、猿の被害を何とかしてほしいという声も聞いており、猿の被害は深刻な問題であります。

岐阜県では、猿対策として第二種特定鳥獣管理計画を策定し、個体数調整捕獲を実施すると聞いておりますが、岐阜県と連携しながら、地域全体で猿の捕獲や追い払いなどの取組に力を入れ、猿の被害防止に努めていただきたいと考えますが、農林畜産課長の御所見をお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 御質問にお答えします。

御質問の猿の被害防止対策についてでございますが、議員御発言のとおり、農家の方々が丹精を込められ作られた野菜や果樹を収穫間近にして猿の食害に遭われてしまうなど、獣害による被害が里山付近で発生しております。また、住宅の屋根の上や通学路に接している山裾に猿が出没する事案も発生しております。

猿が住宅地など人の生活圏にまで出没するようになった要因には諸説あると聞いておりますが、人間の生活スタイルや自然環境など複数の要因が長期にわたり複雑に関係し、

今日のような事案が発生しているものと解しております。

さて、猿の生息数の増加や生息域の拡大によって、農業に対し、依然大きな被害が発生していること、個体数の適切な管理の重要性から、本年度、岐阜県におきまして、ニホンザル個体数調整捕獲業務委託が山県市猟友会と契約を交わされ、事業を実施されております。

また、ニホンザルGPS調査等モデル事業業務委託が民間調査会社と契約を交わされ、今後の猿対策につなげるための事業展開をされております。

山県市におきましても、これらの岐阜県が主体として実施される事業に協力し、来年度以降も継続して実施していただけるよう強く要望していくとともに、農家の方が侵入防止対策として設置される電気柵などへの金銭的支援、また、野生鳥獣捕獲事業実施による被害の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤裕章君。

○5番（加藤裕章君） 再質問を農林畜産課長にいたします。

岐阜県が実施するニホンザル個体数調整捕獲業務を山県市猟友会が受託し、事業を実施しており、来年度以降も継続して実施していただけるよう強く要望していくこととありますが、猿対策として第一に捕獲してほしいという強い要望を聞いていますので、岐阜県と連携しながら、継続的に捕獲に力を入れていただきたいと思っております。

そこで、猟友会が受託して実施している個体数調整捕獲業務について、具体的にどのような手法で捕獲するのかをお尋ねします。

2点目に、捕獲することと同時に、住民による追い払いに対する支援をお願いする観点から質問します。

追い払いについては、ロケット花火などによる追い払いをしている方が何人か見えますが、最近は慣れてしまって全く効果がないという声を聞きます。

兵庫県の丹波地区でちょっと例を挙げますが、猿の被害防止に成果を上げている事例を紹介します。

丹波地区というと、丹波栗や丹波の黒豆などの丹波ブランドとして知られる農作物が猿の被害に悩まされていましたが、猿に発信器をつけ、監視員が位置情報を住民にメール発信し、猿の接近を知った住民が集合して追い払いを行っています。ほかにも、個体数調整捕獲や電気柵の設置などを行うことによって、被害が軽減したとのこと。ここで重要なのは、集落内でより多くの方が参加して追い払いを行うことによって、猿に人の威圧感を感じ取らせることのようにです。

市民のある方は、電動銃を持って山まで追いかけていくと、しばらく出てこなくなると聞きます。献身的な活動をされていて、大変頭が下がりますが、しかし、1人でこのような活動をされていて、別の場所に移動して被害を及ぼすこととなります。やはり集落の地域ぐるみで追い払いを行うことが大切です。

電動銃での追い払いは、ある程度の効果があるようなので、何人かが電動銃やエアガンなどを持って追い払いを行うことで、その集落には猿が近づかなくなるのではないかと考えます。ちなみに、この電動銃やエアガンというものですが、BB弾を詰めて発射させるもので、当たっても殺傷能力はなく、狩猟免許を所持してなくても使用できるものであります。

しかし、電動銃などは少し高価なものであるため、個人では購入をためらうことになるのではないのでしょうか。電気柵設置については、金銭的な支援をいただいているところですが、集落ぐるみでの住民主体で電気柵の設置や追い払いを行うことが大切であり、電動銃などの購入についても金銭的な支援をお願いしたいが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山崎 通君） 福井農林畜産課長。

○農林畜産課長（福井 淳君） 再質問にお答えします。

個体数調整捕獲業務について、具体的にどのような手法で捕獲するのかでございますが、岐阜県に確認しましたところ、銃による捕獲方法もございますが、主にわなによる捕獲を考えておられます。

再質問の2点目、電動銃購入における金銭的支援についてでございますが、山県市も猿の追い払いには声や音だけではなくて、玩具ではありますが、電動銃の使用も有効であると考えております。議員の御提案につきましても、電動銃などの追い払いの効果をいま一度検証するとともに、自治会等からの御意見も伺い、サポート体制を構築していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で加藤裕章君の一般質問を終わります。

通告順位3番 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。奥田真也でございます。

私からは、3点質問させていただきます。よろしくお願いをいたします。

それでは、まず1点目、保育現場ヒヤリハット事例の活用について、子育て支援課長

にお伺いをいたします。

今年度より未満児の保育料について無償化され、また、高富保育園と富岡保育園が民営化され、入園できる時期が早まったこともあり、利用しやすい状況が生まれており、今後、園児が増えていくことが大いに期待されているところです。

また、みやま保育園や富波保育園においては、自然体験保育を昨年より始めており、木の枝を使ってのおうちづくりや丸太の活用などをしており、これは、小学校における森と川の学校にもつながっていく活動にはなるのではないかと大いに期待もできるのではないのでしょうか。

さて、内閣府は、本年3月に「教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集」を発表しています。この事例集の狙いには、教育保育施設等における、いわゆるヒヤリ・ハット事例のうち、命の危険につながりかねないような事例が施設内で報告され、改善策の共有が図られることは、事故を予防する上で非常に重要だと書かれています。

アメリカのハーバード・ウィリアム・ハインリッヒが1931年に発行された著書の中で、1件の重大事故の背後には、重大事故に至らなかった29件の軽微な事故が隠れており、さらに、その背後には300件のヒヤリ・ハットが隠れている。これは、つまりハインリッヒの法則と言われていますが、この事例集は、重大事故を防ぐ上で非常に有益ではないかと考えます。

そこで、子育て支援課長にお伺いをいたします。

この「教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集」をぜひ現場の皆さんにも活用することで、重大事故を防ぐ一助になると考えますが、子育て支援課長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

御質問の「教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集」の活用についてでございますが、令和5年4月に県より通知を受け取り、館内施設に周知しております。

この事例集には、命の危険につながりかねない事例として、子供の所在や行動を把握できなくなった事例を中心に、送迎バス、園外保育、園内保育等の場面に分け、100件の具体例が掲載されています。実際に体験した危険の教訓ですので、身近に捉えることができ、紹介された事例を事前に把握しておくことで、起こり得る事故の可能性を予測し、回避することが期待できます。

どれだけ安全に配慮された園庭や園内でも、子供の思いがけない行動で発生する様々なヒヤリ・ハットがあり、事例を知ることは、保育中の子供のさらなる安全や保育の改

善につなげていくために重要なことと考えております。

現在、公立保育園では、それぞれの地域の自然を生かした自然体験保育を進めておりますので、通常保育に加え、ヒヤリ・ハットのリスクが高まることも予想されますが、自然体験保育での散歩や自然体験で訪れる目的地での遊びは、子供が身近な自然や地域の人たちの生活に触れ、体験を通して伸び伸びと成長するための貴重な体験となるため、そのような機会を確保しながら、安全に保育ができるよう、この事例集を保育士の研修等の機会を捉えて活用しております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 子育て支援課長から答弁をいただき、既に館内施設にこの事例集を周知いただいているとのことで安心をいたしました。

答弁の中で、自然体験保育の話が出てきましたが、みやま保育園の自然体験保育を昨年身近に体験させていただきましたが、園児たちが丸太を転がし、また、長い枝を運んでいる姿を見ておりましたが、1年を通じ、けがをした園児はいなかったとのこと。これは、園長を含め、先生方がしっかりと園児を見ていたと同時に、園児たちに対し、危険なことをしっかりと教えていたからだと思います。今後も、事故のない安心・安全な自然体験保育をお願いいたします。

さて、この「教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集」の事例ナンバー28に、降園時、母親と一緒に駐車場に行く際、友達がいたため、児童は車にすぐ乗らず、近くで虫を見つけて遊んでいた。その後、駐車場の母親のところに行こうとして、道路の左右を見ずに横断して、通行中の車にはねられそうになった。母親は、ほかの保護者とおしゃべりをしていて、子供をあまり見ていなかったという事例も掲載されています。

これについてのこうすればよかった、こうしたほうが良いと思うことについては、保護者にしっかり子供のいる場所を確認し、おしゃべりはしても視線は常に子供のほうへ向けておくよう周知するとあります。この「教育・保育施設等におけるヒヤリ・ハット事例集」は、保護者側においても有効に活用できるツールとなるのではないのでしょうか。

そこで、子育て支援課長に再質問をいたします。

この事例集を活用し、コドモンなどを定期的に活用しながら、保護者に対しても注意喚起をし、重大事故を防ぐことで、安心・安全をつくっていけるとと思いますが、子育て支援課長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えします。

議員御発言のとおり、駐車場内のヒヤリ・ハット事例をコドモン等により保護者へ周知、啓発していくことは、保護者の意識を高めていただくために効果的であると考えます。誰しも経験し得る具体例を挙げられていますので、自分事として捉えていただき、事故防止につなげる機会として定期的に活用し、啓発に努めてまいります。

また、送迎時における駐車場でヒヤリ・ハット事例については、年に3度実施しております交通安全指導員による交通安全教室のほか、月に1度の交通安全指導において、園児たちに向け知らせているところです。園児たちが学んだ内容を家庭に持ち帰り、保護者に伝達することで共有され、より一層意識が高まるよう継続して取り組んでまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 市長による子育て支援日本一のこの施策にプラスアルファにて、保育現場におけるヒヤリ・ハットの防止を園側、保護者側、双方においても確実なものにすれば、保護者にとっても安心・安全につながるものと思いますので、周知していただくことを大いに期待し、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、いじめ防止サミットについて、学校教育課長にお伺いをいたします。

学校におけるいじめは、非常に深刻な社会問題であり、被害者だけでなく、加害者や周囲の児童・生徒にも大きな影響を及ぼす問題です。いじめは、肉体的な暴力や言葉の暴力、精神的な攻撃など、様々な形で現れることがあります。昨今では、SNSなどインターネット上におけるいじめも問題になっています。

令和3年11月に文部科学省初等中等教育局児童生徒課がいじめの現状についてを報告しており、それによると、令和2年のいじめ認知件数は、小学校が42万897件、中学校が8万877件、高等学校が1万3,126件、特別支援学校が2,263件となっており、小学校が飛び抜けて多いことが分かります。

特定非営利活動法人ストップいじめ！ナビのホームページには、いじめQ&Aや攻略アイテム集、相談窓口情報のページがあり、いじめ被害者やその家族が予防や防止する対策法が掲載されていますが、いじめ自体を撲滅することが何より重要なのではないかと考えます。

6月1日の岐阜新聞において、「山縣市 いじめ防止一丸 全13校の小中高生がサミット」との記事が出ています。小学生、中学生だけではなく、山県高校の生徒も参加してのいじめ防止サミットは、全国的にも例が少なく、本当に素晴らしい取組であると思います。今年は、山県高校の生徒が司会を務めたとのことで、連携が取れているとも感

じているところです。

そこで、学校教育課長にお伺いをいたします。

今年のいじめ防止サミットについて、各校の代表的な取組や児童・生徒の感想、山県高校の生徒が司会を務めたことによる効果について、学校教育課長にお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 御質問にお答えします。

各学校の生徒指導上の問題の解決については、小中高の連携が不可欠であるという認識から、本市においては、多年にわたり山県市生徒指導連携強化委員会を組織し、山県高校の校長が会長となり、小中高等学校の生徒指導主事や山県警察署関係課及び市教育委員会の担当者を含む全11名で、生徒指導上の諸問題の交流や学校と家庭、地域が組織的に連携、協働する体制を築くための方策について検討しております。

今回、議員が取り上げていただきましたいじめ防止サミットは、昨年に引き続き2年目となり、各学校のいじめ防止の取組を学校間で交流することを通して、いじめ未然防止のための具体的な行動を自校で見える化していくことが狙いであると捉えています。

例えば、美山小学校では、挨拶キャンペーンを実施したり、標語コンクールを実施し校内に掲示したりすることで、いじめのない学校づくりに取り組んでいます。

また、美山中学校では、生徒は、相互援助の関係の中で成長するというピアサポート活動を展開し、日常的に仲間への支え合い活動を意図的に仕組んだり、小学校6年生の中学校1日入学の機会を捉えて、小学生が抱える不安に応える活動を企画したりしています。

こうした他校の取組を聞いた児童・生徒たちからは、自校でも取り入れたい、いじめは決して許してはいけなといった建設的な意見や強い問題意識が交流されました。

今回のいじめ防止サミットは、山県高校の生徒がコーディネートをしてくれました。このことによって、山県高校を含む市内全13校の児童・生徒は、自分たちがいじめを生まない環境づくりの主体者であるという気づきとともに、いわゆる先輩としての振る舞いを見本例にできたと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 学校教育課長の答弁により、取組の具体例や山県高校の先輩の振る舞いを見本例にできたとのことで、非常に効果が高く、児童・生徒がいじめは決して許してはいけなと強く思うことができる素晴らしい取組であると感じました。

さて、いじめは、心理的影響、学業への影響、対人関係への影響、身体的影響という4つの影響が出てきます。

心理的影響については、被害者は、自尊心が低下し、鬱病や不安障害などの心理的問題を抱える可能性が高まります。学業への影響については、被害者は、学業成績が低下し、学校に行くことが苦痛になる場合があります。対人関係への影響については、被害者の対人関係にも影響を与え、友人関係や社会的なつながりが損なわれることがあります。身体的影響については、一部の被害者は、身体的な攻撃を受け、けがや健康問題が生じる場合があります。本当に様々な影響が出ることから、いじめのない学校生活が何より重要であると考えます。

その上で、このいじめ防止サミットは大変重要であり、今後も、小中だけではなく山県高校の皆さんにも参加していただき、小中高で連携し児童・生徒で考え実践していくことをさらに進めていただく必要があると思います。

そこで、学校教育課長に再質問をいたします。

いじめ防止サミットを通じ、いじめ根絶のための動きをさらに発展させていただきたいと思いますが、学校教育課長のお考えをお聞かせください。

○議長（山崎 通君） 森川学校教育課長。

○学校教育課長（森川勝介君） 再質問にお答えします。

昨年度、山県市PTA連合会が独自にいじめ防止宣言を出しました。このことは、極めて意義があることと捉えております。また、高富中学校では、授業参観において、いじめ防止について真剣に考える生徒たちに応えようと、保護者で高中PTA宣言をまとめ、全校生徒に発信をしております。こうした大人の行動は、児童・生徒にとって生きる勇気そのものになったと思います。

一方で、いじめはなくならないのも現実です。現段階の取組は、いじめをゼロにすることを目指すのではなく、いじめの認知率を高め、いじめを見逃さないという姿勢を共有することです。その中で認知したいじめがいじめであるかどうかの判断ではなく、被害者の困り感に寄り添い、安心した生活が送れるまで対処し続けることが重要であると考えております。

あわせて、児童・生徒が取り組み始めた山県独自のいじめ防止サミット等を通して、いじめを生まない環境づくりを進め、児童・生徒一人一人がいじめをしない態度を身につけていけるよう、地域ぐるみの愛情のある粘り強い支えが不可欠であると思います。今後とも、御支援をよろしくお願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） このいじめ防止サミットにより、保護者の皆さんが保育園から小学校、中学校、高等学校に安心して預けることができる環境こそが、市長による子育て支援日本一にさらにつながっていくと思いますので、教育委員会の皆さんには、今後も御尽力いただきますようお願いをしまして、次の質問に入りたいと思います。

続きまして、山口市総合体育館について、生涯学習課長にお伺いをいたします。

山口市総合体育館は、鉄筋コンクリート造り二階建て、ドーム型屋根の大型体育館であり、1階のアリーナについては、6人制バレーボールであれば4面、9人制バレーボールであれば3面、バスケットボールであれば2面、バトミントンであれば12面、テニスであれば2面での使用が可能となっており、1階は、そのほかにも会議室やトレーニングルームも併設されています。2階においても、剣道場兼柔道場や観覧席が用意されており、この体育館は、幅広い利用が可能な施設となっています。

この山口市総合体育館のホームページのトップページには、このアリーナに風を吹き込み、熱いドラマをつくるのは、利用者の皆さんです。すてきな感動と出会いがこのアリーナから生まれることを願っていますと書かれています。

さて、8月18日に、やまがた子ども文化クラブによるペーパークラフトの飛行機を作って飛ばそうが岐阜大学航空宇宙生産技術開発センターの菊地 聡准教授が講師を務め、開催されました。小学1年生から中学1年生26人が参加し、私も見学をさせていただきましたが、アリーナで完成した飛行機を子供たちが飛ばす姿、飛行機を追いかけていく姿を見て、このように伸び伸びと利用できる施設は、山口市のすばらしい財産であり、市の顔とも言える施設であると感じたところです。

そんな中、市民の方よりこんな声を聞いております。予約をしようとしたところ、市外の団体が予約をしており、予約ができないため、利用することができなかったといった声です。

ホームページを確認すると、使用月の2か月前から申請が可能となっており、スポーツ施設予約管理システムにて、空き状況の確認も可能となっています。12月までの予約状況を確認してみましたが、土日においては空き状況が50%未満となっている印象であり、この施設が有効活用されているという状況であると言えます。今後も熱いドラマがたくさん生まれるためにも、この山口市総合体育館を市内外の皆さんがさらにたくさん利用していただくことも重要だと思います。

また、山県学園構想が新聞などにより報道され、注目が集まる中、合同授業等の特徴ある取組の中でも、この山口市総合体育館を有効活用していくことも、1つの視野とし

て取り入れていくことも必要ではないかと考えます。

そこで、生涯学習課長に2点質問をいたします。

1点目、市民と市外の方々の利用における割合はどのようなようか。

2点目、保育料無償化や山県学園構想など、子育て支援政策が充実し始めている中、青少年育成の分野、健康長寿の分野など、市民が広く、そして、今まで以上に山県市総合体育館を有効活用していただきたいと思いますが、そのお考えは。

この2点について、生涯学習課長にお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、市民と市外の方々の利用における割合についてでございますが、2022年度につきましては、全利用団体数801団体のうち、市内団体の利用は425団体で53%、市外団体の利用は376団体で47%となっております。実績ベースで言えば、おおむね半数が市外の利用であることから、議員御指摘の市民の声にもきちんと耳を傾け、今後の運営などについて見直しを検討してまいります。

また、LED照明や冷暖房の導入によるスポーツ環境の向上や安価な料金体系など、市内外の利用者ニーズに応えている側面もあり、人口減少期にある山県市にとっては、利用促進と市民の利便性について、そのバランスを取った運営に努めてまいります。

2点目の今まで以上の有効活用についてでございますが、山県市における総合体育館利用の特徴は、ジュニア世代における優先利用、減免措置と、幅広い世代が活躍し健康寿命の延伸を図る体育協会主催の市民スポーツ大会であると捉えております。

2022年度実績で言いますと、小学生スクールというカテゴリーでは352回、延べ7,193人、中学生スクールでは696回、延べ7,764人が利用しております。また、市民スポーツ大会では11種目、622人の参加がありました。

議員御提案のとおり、スポーツ分野に限らず、教育施策全般からの利用を探ることで、市民の利用が増え、市民が恩恵を受けることにもつながると考えますので、関係課や団体と今後協議してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 生涯学習課長の答弁により、利用割合については、具体的に数字を掲示していただきましたので、非常に理解しやすく、市民の方の声もありましたので、市外が多いという印象でしたが、実際はほぼ半々であるとのことで、バランスよく利用いただいていることが理解できました。

また、子供たちの利用者については、延べ人数でも本当にたくさんの利用があったことが分かり、これに今後の山県学園構想の中での有効活用が始まると、さらにすばらしいものになると思いますので、関係課や団体との協議、よろしく願いをいたします。

さて、市外の皆さんが利用いただいているということは、山県市や山県市総合体育館のすばらしさをほかの方々に伝えることができ、この山県市総合体育館を起点として、大桑城や桔梗塚などの歴史を感じる場所や、山県ばすけつとやてんこもり、体験農園みとか、ふれあいバザールなど、特産品や農産物の購入や体験ができる場所に足を延ばしていただけるのではないかと期待しています。また、市内の皆さんについても、イベントや市の情報が分かるようになると、より利用しやすい施設になるのではないかと思います。

このようなすばらしい施設があるわけですが、市民の方々よりいろいろな声が聞こえてきています。予約時間前に荷物の搬入だけさせてほしいとお願いをしたが、断られた。駐車場が空いていることを確認の上、少し止めさせてほしいと事務所にてお願いをしたところ、あなたについては駐車を認めることができないので、止めないでくれと言われてた。あなたたちには、今後施設の利用を許可しないぞと言われてたなどの声です。

2年後にねりんピック岐阜2025が開催されます。これは、2021年に実施される予定が新型コロナウイルス感染症の関係で延期となったものですが、当時は、ソフトバレーボールが山県市総合体育館にて開催される予定でした。今回も会場となる可能性があり、県外の方々もたくさん山県市に来ていただける一大行事となります。

神奈川県茅ヶ崎市が茅ヶ崎市職員待遇マニュアルを作成し、ホームページにて公開をしています。公平、誠実に対応できていますか、いらっしゃいませの気持ちを込めて挨拶ができていますかなどが書かれており、この基本はおもてなしの心であり、とても大切なことではないかと考えます。

そこで、生涯学習課長に2点再質問いたします。

1点目、市内外の利用者が今まで以上に山県市の魅力を最大限に、また分かりやすく伝えていただきたいと思います。それについてのお考えは。

2点目、山県市総合体育館においては、現在においても各種大会などが開催されています。今後はねりんピック岐阜2025の開催も控えている中、利用者に対する接遇について、今後はどうお考えか。

以上2点について、生涯学習課長にお伺いをいたします。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 再質問にお答えします。

山口市総合体育館は、山口市のスポーツ活動の拠点のみならず、県レベルの大会の場としても多く利用されております。直近の2019年から2022年の4年間におきましては、全国大会と東海大会、合わせて10回、延べ16日間、県大会に至っては133回、延べ133日間開催されております。また、近年は文化活動の場としても利用が増え、高い認知度を得ていると自負しております。

そこで、1点目の山口市の魅力を伝えることについてでございますが、議員御指摘のように、スポーツの場を使つての観光振興等の波及効果を狙うことにつきましては、これまでになかった視点でございますので、関係課と協議し、検討したいと考えております。

2点目の利用者に対する接遇についてでございますが、少なくとも利用者に気持ちよく喜んで使用していただくことが前提であり、管理者側の問題については、改めるべきことでございます。

一般的には、トラブルに対し、利用者の方の理解や納得が得られるよう、誠実かつ丁寧に対応すべきと考えます。その際、使用上の約束事や、利用者によってその対応に違いや誤解が生じないように心がけることも重要なことであると考えております。

教育委員会としましては、これまでの事案を整理し、指定管理者との協議を図った上で、接遇の研修について取り組んでまいりたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 奥田真也君。

○3番（奥田真也君） 山口市総合体育館は、市の顔の1つであると考えます。今後多くさんの利用者が気持ちよく楽しい時間を過ごしていただき、利用後には、山口市の魅力を最大限感じていただけるような環境整備をお願いできたらと思います。

また、指定管理者による運営であるとの答弁もいただきました。市内においては、指定管理や業務委託にて運営されている公共施設がほかにもあります。それらを利用した方々に対し、おもてなしの心が基本であることを忘れず、また、予約しやすいシステムの構築や人件費など、市民が不審に思われないよう、市としてしっかりと管理や指導、接遇などの研修をしていただくことを念願し、私からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で奥田真也君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で13時から再開をいたします。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位4番 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） 議長から質問の許可を得ましたので、通告のとおり、山県市ふるさと応援寄附金の増加対策について質問してまいります。

ふるさとの山県市を離れて、全国各地で活躍されている方々に、山県市での思い出の創出と愛着を一層深めていただくため、清流と緑に恵まれたふるさと山県市を、次代を担う若い世代へ引き継ぐため、魅力ある山県市の未来のため、山県市ふるさと応援寄附金を募っているところとされています。

ふるさと応援寄附金はふるさと納税とも呼ばれ、本市は総務省からふるさと納税指定制度で指定を受けた地方公共団体となっております。納税者の皆さんには様々な恩恵を受けることができるものとなっております。

まず第1は、寄附金税額控除が利用できるものとなっております。すなわち寄附額から2,000円を超える額について、寄附金税額控除の対象となるものです。

また、第2には、返礼品については、ふるさと応援寄附金に1回5,000円以上の寄附をいただいた方で市外に住民登録しているふるさと納税者には返礼品が贈呈されることとなっております。

第3には、ふるさと納税者は寄附金の使い道を次の7つの事業に指定することができるものとなっております。

1つ目の事業は、健やかで安らかなまちづくり事業で、保健・医療の充実、少子高齢化対策の充実、安全な生活の確保などです。具体的には、地域医療の推進、放課後児童クラブの支援、防災・防犯体制の強化、交通安全対策などが挙げられます。

2つ目の事業は、便利で快適なまちづくり事業で、快適な生活環境の整備、美しい町並みづくり、交通・情報ネットワークの整備です。具体的には、道路・橋梁の整備、公園の整備、東海環状自動車道インターチェンジ周辺の整備、自主運行バスの充実などとなります。

3つ目の事業は、豊かで美しい自然を守るまちづくり事業で、自然に優しいまちづくりの推進などです。具体的には、森林整備、蛍保護、下水道の整備、花飾りの推進などです。

4番目の事業は、活力あふれる産業のまちづくり事業で、農林業の推進、商工業の推進、新たな産業立地と雇用の促進などで、具体的には、クリーン農業の推進、地元商工

業の育成、ふるさと栗まつりなどのイベントの支援などです。

5番目の事業は、豊かな心と文化を育むまちづくり事業です。子供たちへの教育の充実と健全育成の推進、生涯学習・スポーツの推進、芸術・文化の振興などで、具体的には小中学校におけるICT環境整備等の教育の充実、青少年育成の推進、図書館の整備、花咲きホールの公演などの充実です。

6番目の事業は、新しい未来をつくるまちづくり事業で、自治会活動、育成支援事業等であり、最後の7番目の事業は、市長おまかせ・ふるさとまるごと事業となっており、前に述べた1から6番目の事業に充てられています。

これらの7つの事業に充てられているふるさと応援寄附金の活用状況を見ると、本市の実施している事業で、多くのものに活用されていることを再認識した次第です。

さて、ふるさと応援寄附金の寄附の申込み方法は、次の3つの方法があります。

第1には、ポータルサイトを利用して、クレジットカードで寄附する方法があり、24時間365日にいつでも申込みができるものとなっています。ポータルサイトには、ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなび、ふるさと本舗等があります。

第2番目の方法は、山形市発行の納入通知書で寄附する方法があります。最寄りの市指定金融機関から納入通知書で納入する方法です。

第3の方法は、市役所窓口で寄附する方法です。市役所2階の企画財政課で寄附金を持って直接手続する方法でございます。

ところで、当市におけるふるさと応援寄附金の推移を見ますと、令和2年度では1万5,404件、4億6,800万円、令和3年度では2万2,317件、6億4,200万円、令和4年度は1万6,745件、5億1,900万円、令和3年度比較では、件数で5,572件の減少、寄附額も1億2,250万円の減少となっています。

寄附金額の令和4年度全国ランキングは、宮崎県都城市の195億円を筆頭に、北海道紋別市、北海道根室市、北海道白糠町、大阪府泉佐野市となっており、県内では、関市の48億8,000万を筆頭に、以下、高山市、飛騨市と続いております。

本市における返礼品は、寄附金額のほぼ3割に当たる金額で、令和2年度が1億5,200万円、令和3年度が2億600万円、令和4年度が1億6,800万円となっています。

また、ふるさと応援寄附金の業務委託料では、令和2年度が6,800万円、令和3年度が9,300万円、令和4年度が7,400万円となっています。

返礼品については、市内で生産、製造、加工、販売、もしくはサービスの提供を行っている事業者を要件としています。ふるさと産品等については、市内で生産、加工、販売、もしくはサービスの提供がされているもの、または市内で栽培、採取、もしくは育

成された原材料が使用されているものであり、返礼品としてふさわしいものとされています。

品質及び数量について、安定供給が見込めるものとなっています。

もちろん食品等については、食品衛生法等の法令を遵守していることが求められます。

返礼品には、カテゴリーでは、ハツシモ等の米・パン、黒ニンニク、紅ほっぺいちご、利平栗、菌床椎茸等の野菜・果物、美山天然鮎等の水産物、飛騨ローズ、山県ポーノパーク、ジビエシカ肉等の肉類、伊自良干し柿等の加工食品、菓子・スイーツ、酒類、シャワーヘッド等の雑貨・日用品、民芸・工芸品、宿泊券、チケット等の多岐にわたる返礼品が用意されています。

本市では、貴重な自主財源である、ふるさと応援寄附金のさらなる増加を図るため、現在、市ホームページでは、ふるさと納税の返礼品を提供する事業者を募集しているところです。

しかしながら、本市の返礼品には、山縣市ならではの自然体験、自然散策を生かした宿泊券や利用券などの返礼品は、伊自良湖のワカサギ釣りチケット、武儀川での鮎釣りの年間遊漁証、いちご狩り招待券、キャンピングカーのレンタル料等と限られており、この分野のさらなる充実・強化が求められています。

実際、美山・谷合地区には3つのバーベキュー場があり、現時点でも市外から多くの観光客が訪れています。中でもある特定企業からは、社員の福利厚生イベントとして、バーベキュー場全体を1日貸し切るといった団体の一括利用という状況も発生している状況です。鮎や肉類のバーベキューセットを組み込んだ利用券を返礼することもぜひ検討する必要があります。

さらに、これらに加え、本市には3つのゴルフ場があります。これらのゴルフ場の利用券を返礼品とすることも考えられます。

そこで、ふるさと応援寄附金を所管する企画財政課長に、以下4点について質問をいたします。

1点目は、ふるさと応援寄附金における、他市での状況、本市の県内における位置、水準について、どのように認識しておられるのか。

2点目は、令和5年度の現時点における寄附金の状況はどのような状況になっているのか。

3点目は、令和3年度から令和4年度に寄附金額が1億2,000万円程減少しておりますが、その原因は何か。また、それらを踏まえて、現在では、返礼品の提供事業者の募集に加えて、どのような寄附額の増加対策を検討しておられるのか。

4点目として、ふるさと山県を応援していただける県外・市外の縁故者、山県市に関連する県外・市外在住者の把握、人脈による対象者の掘り起こし等、増加が必要と考えますが、これらの人材については、どのように考えられておられるのか。

最初の質問とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、ふるさと応援寄附金の他市における状況、それから、山県市の県内における位置・水準について、どのように認識しているかについてでございますが、令和4年度のふるさと納税の受入額は、全国的に見ますと、約9,654億1,000万円で、前年度比16.3%の増となっております。毎年度、増加傾向でございます。

岐阜県におきましても、令和4年度の寄附額が増加した自治体は42市町村中26市町村と半数以上の自治体が寄附額を増やしております。

そんな中、山県市の寄附額は約5億2,000万円と、県内順位としては42市町村中12番目でございます。

また、寄附額から返礼品を含めた事務経費を差引きし、さらに山県市民が他自治体にふるさと納税を行ったことによる市民税の寄附控除額、つまり本来山県市に入っていたであろう税収の流出額のことでございますが、こちらのほうを差し引いた純粋な収入増分、いわゆる真水分としましては約2億4,000万円となり、こちらの順位で見ますと、県内8番目となります。寄附額自体は減少したものの、十分健闘している水準であると認識しているところでございます。

御質問の2点目、令和5年度の現在のふるさと応援寄附金の状況についてでございますけれども、今年度に入りまして、4月から8月末までになりますが、毎月、昨年度の実績を僅かながらですが、上回っておる状況でございます。

この調子で行けば、今年度につきましては、5億5,000万から6億ぐらいになるのではないかと推測しておるところでございます。

御質問の3点目、令和3年度から令和4年度に寄附額が約1億2,000万円減少した原因と現在の寄附金増加対策についてでございますが、令和3年度は、長引くコロナ禍の中で、家の中での生活を充実させたいと思う人が多くいたと推測され、山県市の主要返礼品である各種シャワーヘッドがそのアイテムの1つとして選ばれ、申込件数の増加につながったのではないかと推測しております。

また、これはふるさと納税に限った話ではなく、大手のECショッピングモールにおいてもシャワーヘッドの売上げが増加していたことから、令和3年度の特徴として、

寄附額が特に大きかったものと思われま

す。令和4年度にはそういった特需的な商品需要も落ち着きを見せ、申込件数が減少したこと、また、日用品等への申込件数などに変化はなかったものの、コロナ禍の行動制限が緩和されていく中で、全国的なトレンドとして、宿泊券や体験型といった旅行関係のものに多くの寄附が集まり、これらの返礼品が少ない山口市におきましては、その恩恵を受けられなかったなどが、寄附額減少の主な原因であると考えております。

寄附額の増加対策としましては、ポータルサイトを増やすとともに、サイトに掲載しております返礼品の写真を見直し、より魅力的に映るよう、編集・加工を行うなど、寄附者への訴求力を高める取組を行っております。

また、ホームページによる募集のみならず、返礼品提供事業者の獲得のため、積極的に事業者訪問を行い、返礼品提供の呼びかけを継続して行っております。

そのほかには、個人のふるさと納税に加え、企業版ふるさと納税の取組も今年度から強化しておりますので、市全体として、より多くの御寄附をいただけるよう取り組んでいるところでございます。

御質問の4点目、山口市を応援していただける方の掘り起こし等、どのように考えているかについてでございますが、ふるさと納税の制度運用ルールの中で、より多くの人に山口市の魅力ある返礼品が伝わるよう、ポータルサイトの特集ページを活用した広告など、引き続き有効なアプローチ方法等を検討し、寄附額増加につなげるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） ありがとうございます。

山口市、健闘している水準にあるということとか、今年度も前年を上回る額が期待されるということで、非常にありがたいことだなというふうに思っております。

そういう中で、旅行とか、そういう体験型のものが少ないということがございました。

そこで、再質問させていただきますが、川と緑に恵まれた本市にとって、この豊かな自然を生かした、ふるさと納税に伴う返礼品の充実を図ることが必要としまして、先ほどはバーベキュー場での利用などの発行を提案させていただきましたが、このことについては、どのような見解をお持ちでしょうか。再質問としてお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 丹羽企画財政課長。

○企画財政課長（丹羽竜之君） 再質問にお答えします。

現在、返礼品の中には、キャンプ場の利用、キャンピングカーのレンタル、キャンプ

ギアなど、アウトドアに関するものも徐々に登録いただいております、山県市の産業、文化としても、アウトドアに関わり深いイメージが進みつつある状態と感じております。

御提案いただきましたバーベキュー場の利用券につきましても、この山県市の豊かな自然環境を生かした体験型メニューとして、また、他の特産品、あるいは他の体験型の返礼品とつなぐことで、相乗効果が得られるような、魅力ある返礼品メニュー等も勘案しながら、御協力いただける事業者に向けて提案するなど、体験型のふるさと納税を通じまして、多くの人に山県市を知っていただき、応援していただけるよう、引き続き新規事業者の獲得や返礼品登録に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 郷 明夫君。

○8番（郷 明夫君） バーベキュー場など、体験型のメニューに取り組むという前向きな御答弁でございました。

この前、新聞を見ましたら、白川町でもゴルフ場でふるさと納税ができるというような取組もなされておると聞きました。さらに頑張ってくださいよう期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で郷 明夫君の一般質問を終わります。

通告順位5番 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） それでは、議長より許可をいただきましたので、2点質問をさせていただきます。

1点目に、子宮頸がん撲滅に向けた取組について、子育て支援課長にお尋ねをします。

つい最近ですが、2023年6月に国立がん研究センターは、HPV（ヒトパピローマウイルス）が引き起こす子宮頸がんの国内の現状や予防策をまとめた報告書を公表しました。

報告書では、子宮頸がんの死亡率が減少傾向の諸外国に対し、国内では横ばいが続いているデータが紹介されています。1990年前後には、イギリスやオーストラリア、アメリカよりも低かった日本の死亡率が、現在は上回っていること、罹患率も増加傾向で、特に20から40代の若年層が増えている現状が分析されています。一方で、先進国では近い将来、子宮頸がん撲滅も可能だとの予測もあります。

同センターの片野田耕太データサイエンス研究部長は、子宮頸がんはワクチン接種と検診によって予防できる、積極的勧奨の中止で接種を逃してしまった世代への対応が急務と呼びかけています。

また、芸能所属であった子宮頸がん患者当事者からも、30代半ばに子宮頸がんを診断され、転位が見つかり、余命3か月を宣告されてからも、同じ後悔をする人を1人でも減らしたい、子宮頸がんワクチンの正しい情報を知ってほしいと、亡くなる数時間前までラジオ収録に臨み、最後まで力を振り絞り、懸命に啓発活動を行いました。最後の出演となったラジオ番組でも、子宮頸がんは予防できるんです、10代、20代は、HPVワクチンの接種を検討してほしい、知らないまま、予防できるがんに苦しむことになる人が1人でも減ってほしいと願っていると訴えました。

患者さんは、20歳から増え始め、30歳までにがんの治療で子宮を失ってしまい、妊娠できなくなってしまう方も、1年間に約1,000人もの方がおられます。日本では、25歳から40歳の女性のがんによる死亡の第2位は、子宮頸がんによるものです。

令和4年度に、HPV子宮頸がんワクチンの積極的勧奨が再開され、それに伴い、約9年間の勧奨差し控えの影響を受けた対象者も、令和4年度から3年間の期間限定で、令和6年度まで定期接種と同条件、無料で接種できるキャッチアップ接種が開始をされました。キャッチアップ接種対象世代には、ワクチン接種率が1%未満という学年もあり、将来の子宮頸がん罹患を減らすためには、この機会に、この世代の接種を進める必要があります。

キャッチアップ接種は、令和6年度末まで3年間の時限措置となっており、期間内に3回の接種が必要であるため、令和6年9月までには、1回目の接種を終える必要があります。既に半分の1年半が過ぎ、残り1年となりました。

そこで、1年後に接種期限を迎える本市のキャッチアップ対象者の現状について、子育て支援課長にお尋ねをします。

1点目に、令和4年度及び直近までのキャッチアップ接種対象者と接種率はどのようか。

2点目に、厚生労働省作成の子宮がんリーフレット概要版には、一生のうち、1万人当たり132人が子宮がん罹患する、また、1万人当たり34人が子宮がんによって亡くなるとあります。本市のキャッチアップ対象者の人数に当てはめると、本市では、将来何人が罹患し、厚生労働省のデータに当てはめた場合の死亡者数はどうなるのか。

3点目に、令和4年度からキャッチアップ接種に対する取組はどのように行ってきたのか。

以上3点についてお聞きをします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、令和4年度及び直近までのキャッチアップ接種対象者と接種率についてでございますが、キャッチアップ対象者とは、積極的な接種勧奨の一時差し控えが行われた平成25年6月から令和3年度までの間、接種機会を逃した平成9年度から平成18年度生まれまでの女子が対象とされています。その人数は、山県市内において、1,198人でございます。

次に、接種人数と接種率につきましては、令和4年度は、1回目の接種人数が85人で、接種率9.8%、2回目の接種人数が72人で、接種率8.3%、3回目の接種人数が48人で、接種率5.5%、令和5年度は、7月末時点において、1回目の接種人数が44人で、接種率4.5%、2回目の接種人数が38人で、接種率3.9%、3回目の接種人数が23人で、接種率2.4%となっています。

これに、過去の接種分を含めると、キャッチアップ対象世代の1回目の接種人数は350人で、接種率は29.2%となっております。

次に、御質問の2点目、厚生労働省が作成したリーフレットの概要版へ山県市のキャッチアップ対象者を当てはめた場合についてでございますが、極めて単純な計算をすれば、山県市のキャッチアップ対象者数1,198人において、一生のうち、15人から16人が子宮頸がん罹患し、4人が子宮頸がんによって亡くなるということにはなりますが、厚生労働省のデータは、キャッチアップ対象世代だけでなく、全世代を対象としたものであり、既にワクチンを接種した方や、時代背景等を勘案していない数値ですので、あくまでも客観的なエビデンスとはならない参考数値として御理解いただきたいと思います。

御質問の3点目、令和4年度からのキャッチアップ接種に対する取組についてでございますが、令和4年4月にキャッチアップ対象者に対し、接種再開を記した御案内及び厚生労働省作成のリーフレットとともに、予診票を送付し、個別の勧奨を行っております。同時に、市ホームページや広報紙等を活用し、啓発しました。

なお、予防接種再開当初は、個別送付の勧奨を、接種が強制であるかのように捉えられることがないように配慮しておりました。

今後、子宮頸がんワクチン接種によるリスクも含め、ワクチン接種による効果や子宮頸がん検診の重要性を積極的に発信していくと同時に、キャッチアップ対象者の公費負担が現段階では期間限定となっていることなど、正確な情報発信に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） この子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種対象者の接種率は、

あと1年間と考えると、大変に低い数値だと考えます。

今年度の周知、啓発の取組はされていないということです。

国は、積極的勧奨差し控えの期間に十分検討した結果、安全について、特段の懸念が認められないことが確認をされ、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回るとして、積極的勧奨を再開しました。

しかし、接種率を見ると、対象者には十分伝わっていないと感じます。注目すべきは、令和5年度から、よりカバー率の高い9価HPVワクチンも定期接種として使用できるようになりました。

9価HPVワクチンの定期接種追加に際しても、再度の郵送通知も多くの自治体で実施をされています。2価ワクチン、4価ワクチンは、子宮頸がんの原因の50%から70%を防ぎますが、9価ワクチンは子宮頸がんの原因の80%から90%を防ぎます。

また、キャッチアップ接種期限を過ぎ、全額自己負担となると、9価ワクチンなら約10万円が自己負担となります。これは、接種の可否を判断する重要な材料でもあり、キャッチアップ期間内に本人と保護者に確実に伝えるべきと考えます。

今回は、対象者にとってラストチャンスであり、広報紙やホームページだけでは、期間内に全ての対象者に情報提供できるとは思えません。

キャッチアップ対象者は、過剰な報道とそれによる政策の決定により、接種最適年齢に接種を勧められなかった、ある意味、被害者でもあります。

積極的勧奨差し控えの影響を最小限とし、将来の子宮頸がんの増加を食い止めるためには、この1年間の取組が大変に重要になります。接種の意思は本人が決めるものではあるにしても、再度個別の受診案内や正確な情報提供はすべきと考えます。

本市のキャッチアップ接種最終年度である令和6年度には、接種期限を迎える高1から27歳相当の未接種者全員に対し、最終期限お知らせの通知を送るべきだと考えます。

そこで本市はいつ、どのような内容で実施できるのか、お尋ねをします。

また、それ以外にも、あらゆる手段で対象者の不安を払拭する啓発をキャッチアップ期間内に集中して行うべきと考えますが、市としては、接種率を上げるためにどのような周知啓発をするのかお尋ねをします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えします。

御質問の1点目、いつ、どのような内容で実施できるかについてでございますが、子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃したキャッチアップ接種対象者の方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、時限的に、従来の定期接

種の対象年齢を超えて接種を行うキャッチアップ接種の期間は、議員の御発言どおり、令和7年3月までとなっております。

子宮頸がんワクチンの有効性は、決められた間隔を空けて、合計3回の接種を行うことで高まります。そのため、キャッチアップ接種期間内に必要回数を終了させるには、令和6年9月までに1回目の接種を終える必要があります。

接種勧奨につきましては、キャッチアップ接種対象者は、年度ごとに対象者が異なる一面もあるため、事業最終年度となる令和6年4月に個別通知にて対応するよう努めます。

御質問の2点目、接種率を上げるために、どのような周知、啓発を行うのかについてでございますが、予防接種の特性上、接種は強制ではなく、最終的にはあくまでも御本人が納得した上で接種を御判断いただくこととなります。接種対象者や接種対象者の保護者が接種について十分検討し、判断できるよう、子宮頸がんワクチンの有効性、安全性について、丁寧かつ確実に情報提供を行うため、引き続き広報紙やホームページを活用し、啓発を行います。

また、ハタチの会でのリーフレットの配付等、接種対象者が集う場においても積極的な情報発信に努めてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 知らなかったということがないよう、理解をされた上で、しっかり判断ができるように、周知をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、奨学金返済支援制度について市長にお尋ねをします。

私は過去2回、この一般質問で、奨学金の支援について質問を行いました。令和3年9月の定例会では、若者の地方定着と奨学金返済の負担軽減について、企業においても、対象社員に代わり奨学金を返済することができる仕組み（代理返還）が令和3年4月から導入され、企業が返還支援した分の金額は、法人税上、損金算入できるようになったことも紹介し、その推進についてお聞きをしました。また、企業が負担する分の50%を市町村で特別交付税措置ができるようにもなっており、支援が可能です。

この制度拡充について、国でも代理返還を行う企業名を広く紹介し、取組を広げていくとしており、最近の人材不足の深刻さもあり、実施する企業が増加しているという報告もあります。

本市としても、特に若者をターゲットとした施策として、さらに企業と連携し、若者の負担軽減と市内企業の発展のためにも、そのとき答弁いただいたように、さらなる推

進をお願いしたいと思います。

そこで、改めて地方創生の観点から、若者の地方定着を促すとともに、奨学金返済に苦しんでいる若者の負担を軽減するため、市町村が支援する制度についてお聞きをします。

卒業後の若い皆さんからよく聞くのが、奨学金の返済が苦しい、負担が重いという声です。反面、借りたものは借りた人が返すといった考えもあります。

しかし、奨学金支援制度は、自治体・企業が奨学金を肩代わりするという支援制度であるということです。こうした制度は、年々全国に広がっていますが、自治体によって推進度合いが様々であることが指摘をされています。令和4年6月1日現在、36都道府県、また、約1,700ある市町村のうち、既に615の市町村が新たな奨学金支援に取り組んでいます。

日本学生支援機構によると、令和2年度学生生活調査では、奨学金を受給している学生の割合は、大学で49.6%、短期大学で56.9%となっており、卒業後の年間返還額は平均20万円で、月々平均約2万円弱と長期にわたる返還となっています。現在、大学生の2人に1人、年間128万人の学生が奨学金を利用するまでに制度が充実してきました。

しかし、そんな中、社会に出た途端に返済が始まり、経済的・精神的不安から結婚をもちゅうちょするといった若者が増えてきているといえます。

実は、2019年度末の返還遅滞者数は32万7,000人で、遅滞債権は約5,400億円にも上ります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘をされています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が2015年から実施をされました。一定期間定住し、就職する等の条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。これは、先ほど言いました、2022年6月現在で全国615市町村が導入をしています。

本市は、子育て日本一を目指し、子育て支援に取り組んでいます。言うまでもなく、育てられるのは御家族ではありますが、妊娠期からの子育て支援を受けながら成長していった子供たちが高校に進学をし、大学に進学し、卒業したときには、また地元安心して戻ってきやすい受入れ支援が若者の1つの選択肢となり得るような施策は、今後の地域の活性化にとっても意味のあることだと考えます。

そこで、地方創生の観点から、若者の地方定着を促し、奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減する、この支援制度を本市でも実施することが必要ではないかと思いますが、市長のお考えをお伺いします。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

奨学金返還支援制度は、東京圏への人口一極集中の傾向が継続し、若者を中心とした地方の人口流出が止まらない中、地方創生の理念の下に、若者が域内の企業へ就職する場合等に、若者が抱える奨学金の返還を県が支援する取組について、平成27年から国が特別交付税を通じて支援することによって、地域産業等の担い手となる若者の地方企業への就職やI・J・Uターンを促すことを目的として始まったものと認識いたしております。

令和2年度からは、市区町村が実施する奨学金支援制度についても、その制度が拡充され、令和4年6月時点の調査では、全国で615の市区町村が、奨学金の返還に対し、支援を行っております。県内におきましても、8市町村が支援制度を設けております。

山口市でも、転出人口が転入人口を上回る状態が続いており、市内企業においても、若者の雇用の確保に大変苦慮しておられます。特に市内の中小企業にとっては、新規就業者の採用は以前から厳しい状況が続いており、近隣自治体と協力して、高校生等を対象とした合同企業説明会なども開催し、雇用の確保に取り組んでいる状況でございます。

議員御発言のとおり、現在では多くの学生が奨学金を活用しており、就職のタイミングで、その返還が始まるものでございます。

奨学金の返還支援につきましては、奨学金の返還を抱えた新卒大学生の経済的な負担を軽減することで、市内への定住や市内企業の雇用確保策として期待できる制度ではないかと思っております。

今年度におきまして、山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略を取りまとめておりますので、その総合戦略には、若者の定住促進施策として、奨学金の返還に関する支援につきましても位置づけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 加藤義信君。

○7番（加藤義信君） 山口市デジタル田園都市国家構想総合戦略に若者の定住促進施策として奨学金の返還支援も位置づけていきたいとのことでした。大変に前向きな答弁をありがとうございます。

そこで、今後、支援制度を導入していく上で重要になってくるのが、支援対象者の要件設定であります。

例えば、個人的に注目したのが高知県佐川町でした。この町では、令和4年度から10年以上定住する意思のある者を要件として、1年間の支援額、上限を24万円、これ月2

万円掛ける12か月として8年間、計192万円、返還支援を実施しています。

令和4年度当初予算で10名分の予算を組みましたが、募集者が多かったため、補正で10人分を追加し、結果、20人の募集に対して、23人の申込みがありました。

このことにより、佐川町出身者を含め、23人の若者が新たに住むことになりました。対象者23名は、返還額が人によって違うため、平均月額返還金は1万3,000円から1万5,000円で、想定の2万円以下となっており、20名想定で23名の支援を行っても、予算的には十分な状況だったと言います。

また、10年以上定住する意思のある者を要件にされたのは、10年住み続ければ、職場での環境の定着や生活の基盤の安定化が期待できるのではとのことからでした。

政府の奨学金返還支援制度の改正の目的は、対象要件を緩和し、対象者を増やし、地方創生や若者の負担軽減を行うことです。

ほかにも、3年を超えて、就業及び移住する見込みといったレベルに要件を設定して、対象者の門戸を大きく開くことを優先しているところもあり、この制度の目的の達成の上で、大変に重要になる要件だと考えます。

公明党は、教育費負担が重い日本を変えることにも挑戦をしてきました。市長は子育て支援に尽力されていますが、新たな若者支援施策として、若者をターゲットとした応援、奨学金の肩代わりはインパクトがあり、若者の移住者が増えれば、予算効果としても高いと考えます。

そこで、市長に2点お尋ねをします。1点目に、要件の設定についての考え方について、2点目に、山口市から奨学金の返還支援を受けることができるということを本市の高校生や中学生、また移住政策を考えれば、本市以外の若者にも、拡充された制度について周知してあげることで、卒業後の進路選択、さらには大学等を卒業した後の移住地の選択にも大きな影響力を持つのではないかと考えますが、そうした観点からの市長のお考えをお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 林市長。

○市長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

御質問1点目の要件の設定についてでございますが、利用しやすく、若者の定住促進に直結するものでなければならぬと考えております。

奨学金支援制度を導入している近隣市町村の要件等を考慮しながら、また、それ以上により魅力のある支援制度を考えて進めていきたいと考えております。

御質問2点目でございます。奨学金支援制度の周知についてでございますが、学生に対しましては、山口市が実施している高校生を対象とした合同企業説明会等で奨学金支

援制度を説明することで、卒業後の進路選択、卒業後の居住地選択へつなげてまいりたいと考えております。

また、市内の企業の皆さんに対しましては、この支援制度が採用活動における若者へのPRの1つになるよう、市の商工会を通じまして、周知を行い、雇用の確保につなげることで、山縣市への若者の定住促進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で加藤義信君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で14時、2時から再開をいたします。

午後1時50分休憩

午後2時00分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位6番 松久 茂君。

○1番（松久 茂君） 議長から質問の許可を得ましたので、橋梁点検業務について質問いたします。新人の松久でございます。よろしくお願いいたします。

先月の『日経コンストラクション8月号』が届きまして、その中に特集がありまして、崖っ縁の点検3巡目という項目がございました。

この特集の巻頭で、崖っ縁の危機にある自治体のインフラメンテナンス体制、これまでと同じやり方では予防保全にかじを切れないことが明らかになっている、2024年度に始まる点検3巡目に向け、官民の力を結集して臨まなければ、地方インフラに明日はないと述べられております。

インフラメンテナンスが言われるようになりましたのは、皆さんも御存じのように、2012年の笹子トンネル天井板崩落事故を契機に、インフラ元年としてスタートしております。

高度経済成長期に建設されました社会資本の老朽化が進み、建設してから50年以上になる割合が急激に高まるというのが指摘されております。

全国の道路橋では、2033年3月に六十数%が建設後50年以上経過します。これは橋長2メートル以上の約73万橋のうち、建設年度が明らかな約50万橋を対象にした値でありまして、不明の23万橋を含めば、この値はさらに高まる可能性がございます。

法令的には5年に一度の定期点検が義務化されましたが、地方のインフラ修繕状況が鈍く、原因は人員・予算不足が深刻な大きな問題になっています。

維持管理、修繕において、事後処理と予防保全が問題になっておりますが、特に、中心になってモニタリングが必要になり……。ごめんなさい。の2つの考え方がございます。

問題が起きてからでは、補修ができればいいのですが、最悪は新設工事となり、多額の工事費が必要になり、大きな予算変更が求められます。

このような対応を避けるためにも、予防保全を行い、構造物の悪いところを見つけ、モニタリングを行い、大規模補修工事を行わなくても、健全な状態に戻すことができます。

また、この場合は、構造物の修繕計画を事前に作成することができ、各年度の修繕予算計画を作成するメリットもございます。

このように、構造物の長寿命化を図り、維持管理コスト平準化と削減を図る上でも、予防保全型への転換は必要不可欠であり、そのためには、計画的な点検は、その基本となる重要な役割を担うものであります。

さて、以上述べてまいりましたように、地方において橋梁の点検がうまくいかない原因は、技術者不足と予算不足が大きな原因だと言われておりますが、山県市所管の道路橋のメンテナンスの状況について、建設課長にお尋ねいたします。

1 番、建設課のメンテナンス要員の対応策。

2 番、対象橋梁数と型式ごとの内訳。

3 番、これまでの点検結果の問題点は。

よろしく申し上げます。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、建設課のメンテナンス要員の対応策及び御質問2点目、対象橋梁数と型式ごとの内訳についてでございますが、関連する内容ですので、合わせて御説明をさせていただきます。

議員御発言のとおり、平成26年3月に公布された道路法施行規則の一部改正する省令に基づき、山県市においても平成26年度から管理する橋梁の定期点検を実施し、本年度で2巡目が完了、次年度から3巡目を行う予定であります。

現在、山県市が管理する橋梁は604橋であり、その内訳は、鋼橋が78橋、RC橋が313橋、PC橋が145橋、BOX形式が66橋、その他2橋であります。これらの橋梁を5年に1回点検するためには、おおむね120橋を毎年点検する必要があります。

また、建設課において点検を含めた橋梁のメンテナンス業務を担当する職員は1名で

あり、通常の道路河川の建設維持業務も兼務している中で、年間120橋の点検を職員で対応することは困難であるため、その年に点検する橋梁の形式、規模、点検条件等や予算を考慮し、年間30橋から100橋を担当職員含め2名で点検し、それ以外の20橋から90橋は外部委託して対応している状況であります。

御質問3点目、これまでの点検結果の問題点についてでございますが、担当職員による点検において、損傷の内容によっては、職員が点検結果に基づく健全性を判断することが困難な場合もあり、結果的にコンサルタントに相談して判定する必要が生じるなどの問題があります。

また、令和4年度末時点での点検結果に基づく健全性の区分では、604橋のうち、早期措置段階である区分Ⅲ及び緊急措置段階が、区分Ⅳの両者が計11橋あり、これらを優先的に措置する必要がありますが、予算及び人員の都合により、年間一、二橋程度しか措置できず、その結果、120橋ある予防保全段階である区分Ⅱの橋梁の措置が遅れるため、予防保全型への転換が進まないなどの問題があります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 松久 茂君。

○1番（松久 茂君） 再質問をいたします。

今の質問の答弁等から、次の7点を基に最終的な再質問をいたします。

1点目が、年間120橋程度の点検業務を行い、その点検する橋梁の種類や予算を踏まえ、職員による点検と外注による点検を併用しているという答弁がありました。

2点目といたしまして、点検業務の外部委託費は、毎年経常的に発生する費用であり、市の財政的な面から、財政確保や費用削減が必要不可欠であること。

3番目が、費用削減にドローンなどを活用して、効果的に点検を行うことが有効であること。

4番目に、点検結果に対する問題点として、区分Ⅲ、Ⅳの優先措置が求められ、予防保全が思うように進まない状況であるとの答弁。

5番目が、国土交通省は、各自治体が連携して、広域複数分野のインフラを一括して維持管理する、地域インフラ群再生戦略マネジメントを推進していること。

6番目、その取組である包括的民間委託は、自治体職員の負担を減らすとともに、民間のノウハウを取り入れ、インフラマネジメントの合理的効果を図るものであること。

7番目に、包括的民間委託の活用は、保全予防への転換を図る解決策であることというところでございます。

以上の7点を踏まえまして、建設課長に2点再質問をいたします。

1 点目、点検費用の削減対策、財源確保について。

2 点目、予防保全への点検に向けた包括的民間委託の作業の可能性について。

よろしく申し上げます。

○議長（山崎 通君） 柵橋建設課長。

○建設課長（柵橋和夫君） 御質問にお答えします。

再質問 1 点目、点検費用の削減対策、財源確保についてでございますが、外部委託費を削減するためには、職員による点検を増やすことが手っ取り早い方法ではありますが、現状の課内の体制を考えると困難なことであり、そのため、具体的な対策はできておりません。

また、議員御発言のドローン活用についてですが、岐阜県橋梁点検マニュアルの点検支援技術活用の手引き（令和 3 年 6 月）に基づき、ドローンなどを使用した画像計測による点検支援技術の適用可否を判定したところ、昨年度の点検対象では、適用できる橋梁はありませんでした。しかし、今年度は 1 橋が適用できることから、カメラを用いた画像計測を実施する予定であり、合理化、効率化の観点からも、今後も積極的に採用したいと考えます。

なお、財源については道路メンテナンス事業の国庫補助金を活用しており、今後も補助金等の有効な財源確保に努めたいと考えます。

再質問 2 点目、予防保全への転換に向けた包括的民間委託の採用の可能性についてですが、山県市において採用できる包括的民間委託として、山県市の橋梁の点検から修繕までを一括、一体的に委託することや、近隣自治体と連携して、広域的に橋梁点検業務を委託することなどが想定されますが、まだ情報や実績事例が少ないこと、広域連携には調整を要することなどから、直ちに包括的民間委託を採用することは困難であると考えます。

しかしながら、インフラの維持管理に関して、体制面、財政面で課題を抱える山県市のような小規模市町村にとって、包括的民間委託の活用が、予防保全への転換に有効であるということは認識しておりますので、今後は国の動向を注視するとともに、説明会等に参加するなどして、情報収集に努めたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 松久 茂君。

○1 番（松久 茂君） 人材不足、予算不足の中で対応策を検討されまして、より早く予防保全型に移行されることを期待しております。

以上で終わります。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で松久 茂君の一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

一般質問の2日目につきましては、20日午前10時から会議を再開します。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後2時13分散会

令和5年9月20日

山口市議会定例会会議録

(第 4 号)

令和5年第3回

山 県 市 議 会 定 例 会 会 議 録

第4号 9月20日(水曜日)

○議事日程 第4号 令和5年9月20日

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○出席議員(13名)

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課 長	森川勝介君

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 長谷部 尊 徳 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（山崎 通君） 日程第1、一般質問。

ただいまから、19日に引き続き、通告順位に従い、一般質問を行います。

通告順位7番 操 知子君。

○9番（操 知子君） 議長の許可を得ましたので、一般介護予防事業について御質問します。

人生100年時代を迎え、間もなく全ての団塊の世代の方々が75歳以上となる2025年を迎えることとなります。また、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上の人口は急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれております。

さらに、都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込みなどを踏まえて、介護サービスの基盤を整理するとともに、地域の実情に応じて、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策や目標を、優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となっております。

そんな中、本年度は第9期高齢者福祉計画の策定年度であり、山口市においても、誰もが自分らしく生き生きと暮らせるようにと、2025年問題を見据えた高齢者福祉計画の方向性や山口市の地域特性に合わせた事業実施へ向けて、第9期山口市高齢者福祉計画が策定されているところであります。

そこで、このたびの一般質問では、7月と8月に視察として参加した一般介護予防事業を基にお尋ねしたいと思います。

山口市における本年度の一般介護予防事業では、運動や脳トレ、認知症予防や歌など、高齢者の社会参加と生きがいづくりへ向けた事業として、9事業が実施されております。

そのうちの1つ、本年度からの新事業として、認知症予防に特化した教室、脳を元気にする教室が始まりました。保健福祉ふれあいセンターにおいて、65歳以上の皆様が毎回40名ほど集まり、講師による指導の下、認知症予防に大切な知識を学びながら、レクリエーション活動を通じて、認知機能の維持、向上を目指す事業であります。回を重

ねるごとに誰もが生き生きと活動し、会場は大きな笑い声であふれております。

山口市における、ここ数年の一般介護予防事業は、コロナ禍を経て、実施回数、参加人数ともに回復傾向にあり、来年度にはますますの発展が期待されております。このたび私が視察した認知症予防に特化した教室では、当初の想定を上回る申込みがあり、当初は30から40名の参加を想定されていたものでありましたが、結果的には90名の登録となり、毎回40名ほどの皆様が御参加なされるため、動きのあるレクリエーションの際などにおいて、参加者同士の手がぶつかることによる転倒や将棋倒しなどの事故が起きないように、事前に安全性を考慮し、9月の広報では参加者の募集を終了したところであります。

現在、募集を呼びかけても、なかなか参加人数が集まらないことが多い状況下において、多くの皆様が御参加なされるこの実績は、一般介護予防事業において、事業内容や対象者を工夫し、少しでも多くの市民の皆様が参加しやすいようにと事業を行ってきた山口市の実績でもあります。

そこで、1点目をお尋ねします。

現段階において、入会できないほどの申込みがある事業は複数あり、次年度の開催方法を検討している状況であるかと思えます。しかし、山口市における実際の高齢者人口に比べて、一般介護予防事業につながる人は一握りである現状ではありますが、日常生活圏域である高富・伊自良圏域、また、美山圏域における、通いの場の参加人数はどのようでしょうか。また、現段階における次年度の実施計画はどのようにお考えでしょうか。

2点目、第8期山口市高齢者福祉計画における要介護（要支援）の原因となった要因調査では、衰弱、関節疾患、骨折・転倒に比べて、50%の要因を占めるのが認知症でありました。本年6月には、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する、活力ある社会の実現を推進することを目的として、認知症基本法が成立しましたが、認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要であります。今後の認知症への取組について、どのようにお考えでしょうか。

3点目、一般介護予防事業の業務委託において、現段階では、本年度と比較して、次年度における募集目的をどのようにお考えでしょうか。

以上3点を健康介護課長へお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 森健康介護課長。

○健康介護課長（森 正和君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、日常生活圏域における通いの場の参加人数及び現段階における次年

度の実施計画についてですが、高富・伊自良圏域においては、令和5年9月1日現在、高齢者人口6,834人に対し、通いの場の参加者実人数は231人で、美山圏域については、高齢者人口2,603人に対し、通いの場の参加者実人数は97人になっています。また、次年度の実施計画については、本年度同様、実施していきたいと考えています。

御質問の2点目、今後における認知症施策の推進についてですが、認知症につきましても、2025年には高齢者の5人に1人が認知症になると言われており、市としても喫緊の課題と捉えております。

本年度におきましても、今月に市内で認知症を知る展示会を開催し、幅広い世代の方に認知症について理解していただき、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを推進しているところです。

認知症基本法が成立したことを含め、認知症についてのさらなる普及啓発を図るとともに、認知症予防事業の推進、認知症ケアの体制づくりなど推進していく必要を感じているところです。

今後においても重要施策になると考えておりますので、高齢者福祉計画に反映させていただきたいと思っております。

御質問の3点目、一般介護予防事業業務委託において、本年度と比較した次年度における募集目的についてですが、次年度におきましても、本年度同様に、心身機能の維持・向上に努め、要介護状態になることを予防し、自立生活の助長並びに社会的孤立の解消を図り、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせるよう、地域の身近な場所で介護予防の活動を継続して実施してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 操 知子君。

○9番（操 知子君） 本来ならば、再質問を行う予定でございましたが、次年の第1回定例会において、予算が提出された際に引き続き質疑を行いますので、一般質問は以上で終了します。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で操 知子君の一般質問を終わります。

通告順位8番 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、2件の一般質問を行います。

1件目、空き家等に対する施策の推進。

人口減少や高齢化、経済・社会情勢の変化などにより、使用がなされていない住宅や

建築物の増加が進んでいます。中でも、老朽化による倒壊など、安全性の低下などの危険がある建物は、住民生活に深刻な影響をもたらすことを懸念し、国は、平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法を公布、平成27年5月26日施行により、本格的な空き家等対策の法的枠組みが構築されました。

この法律は、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進することを目的とし、空き家等の所有者または管理者が第一義的な管理責任を負うものと位置づけるとともに、住民に最も身近な市町村による空き家等対策の実施の重要性を規定しています。

山口市においても、山口市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、まちの活性化、発展に向け、若者を移住・定住に結びつけるために、市内の空き家の有効活用を柱とした移住・定住施策を推進していくこととしており、空家対策特別措置法を根拠とし、国の基本指針に即して、対策を総合的に推進するため、令和元年7月に空き家等対策の推進に関する山口市空家等対策計画を策定。現在は、第2次山口市空家等対策計画を定め、対策に御尽力をいただいております。

総務省の調査によると、居住目的のない空き家は、全国的にこの20年で1.9倍、今後もさらに増加することが推測されています。

このような背景から、国は、除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があるとして、今年6月14日、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律を公布。改正法の施行期日は、公布から6か月以内、施行日は別途法令で定めることとなっており、改正法の施行に向けて、関連する法令や基本指針等も改正する予定とされています。

緊急性に鑑みて、周囲に著しい悪影響を及ぼす空き家（特定空家）への対応を中心に、制度的措置を定めている現行法では限界に来ており、空き家の活用拡大、管理の確保、特定空家の除却等の3本柱で対応を強化する方針です。

今回の法改正の成立により、現行の適切な管理の努力義務に加え、国、自治体の施策に協力する努力義務が所有者には課せられ、市町村にとっても、これまでより積極的な対応が求められることとなります。

まずは、次の3点につき、山口市の現状と今後の方向性をお尋ねいたします。

1点目、空き家活用の重点的实施について（市街地、地域拠点の再生を含む）。

2点目、所有者等のサポート体制について。

3点目、特定空家化の未然防止について。

以上3点を建設課長にお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 御質問にお答えします。

御質問1点目、空き家活用の重点的实施についてでございますが、今回の空家法改正の目的は、地域の拠点となるエリアに空き家が集積すると、その地域の本来の機能が低下するおそれがあるため、市町村が重点的に活用を図るエリアを定め、規制の合理化等の措置をすることで、活用を促進するものであります。

山州市の現状といたしましては、第2次山州市空家等対策計画において、空き家等の対策地域として市内全域を定め、さらに、著しく危険と思われる空き家等の対策を重点的に進める地域は定めておりますが、活用を重点的に図るエリアまでは定めておりません。

今後の方向性については、空家等活用促進区域の指定などの施策は、今のところは考えてはおりませんが、第2次山州市空家等対策計画では、空き家等の活用促進の具体的施策として、活性化施設としての利用というものを示しており、今後は、交流施設、店舗などの他用途への転用についても考えていく必要があると思われます。

御質問2点目、所有者等へのサポート体制についてでございますが、市の現状として、建設課では、危険空き家の所有者に対して、危険空家等除却補助金による支援を行っております。

また、まちづくり・企業支援課では、空き家を取得、または改修して定住する人に対する空家利活用促進補助金や、NPO法人に委託して、空き家所有者や空き家を探している人に対する空家バンク制度の実施、空き家等に関する相談をワンストップで受ける空き家等相談窓口の設置及び空き家相談会の開催などの支援を行っております。

さらに、啓発活動として、広報紙掲載や固定資産税通知にチラシを同封するなどしており、今後も継続していく考えであります。

御質問の3点目、特定空家化の未然防止についてでございますが、市の現状としては、市民から管理が不適切な空き家等の情報が提供された場合、その所有者に対して助言・指導や補助金制度の案内を行っております。

また、今年度からは、危険空き家になる前段階の取組として、空き家予備群への対策啓発に取り組み始め、今後も継続していく考えであります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再質問をいたします。

ただいま、建設課長より、第2次山州市空家対策計画における具体的施策、交流施設

や店舗など活性化施設としての転用、NPO法人との連携や空き家予備軍への対策啓発などについてお答えをいただきました。

今年5月、国土交通省設置の空き家対策小委員会にて、今後の空き家対策の在り方について取りまとめがされました。今回の法改正は、それを踏まえられたものとなっています。

この取りまとめにおいては、施策の基本的方向性として、活用困難な空き家の除却等の取組を加速化、円滑化、空き家をなるべく早い段階で活用するという考え方を基本とし、所有者や活用希望者の判断を迅速化する取組を推進、特定空家等の状態となる前の段階から、有効活用や適切な管理を促進し、地域経済やコミュニティーの活性化につなげることとされています。

法制度、予算、税制等の様々な政策ツールを活用し、官民が連携して、総合的に取組を推進するとともに、自治体やNPO等の先行優良事例を横展開することとされました。

特に、発生抑制、活用促進が重要視されており、国は、各自治体にモデル事業の実施を募り、支援をしています。

今年度は次の3点が大きなテーマとされています。

- 1、空き家に関する相談対応の充実や空き家の発生抑制に資する官民連携体制の構築。
- 2、空き家等に関するスタートアップなど、新たなビジネスモデルの構築。
- 3、新たなライフスタイルや居住ニーズに対応した空き家の活用。

採択をされました事例は、自治体と連携した協議会や民間事業者などの実施主体が多く、アイデアも様々です。官、民、学、士の連携によるエンディングノート推進団体を設立し、空き家発生の抑制に資する普及啓発、遊休不動産を活用したエリアリノベーション、建築家、デザイナー、外部人材による空き家非営利団体と市が連携し、ツール開発及びふるさと納税による新たな参画の仕組みを取り入れた改修モデルなど、全国のモデル事業の取組が、山口市でそのまま活用できるものではないかと思いますが、所有者のニーズに応じ、死後に空き家としない、終活としての空き家対策、そして、有効活用や適切な管理を促進し、地域経済やコミュニティーにつなげる活性化としての空き家対策が必要です。

現在御尽力をいただいている団体をはじめとする関係者、専門家や民間事業者の連携を深め、より広く多様な視点を取り入れて、新たな発想で対策に取り組んでいただきたいと考えますが、建設課長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（山崎 通君） 棚橋建設課長。

○建設課長（棚橋和夫君） 再質問にお答えします。

近年、空き家を起因とした様々な問題が増加し、住民生活に深刻な影響を及ぼしている中で、議員御指摘のとおり、今後の空き家対策は、発生抑制と活用促進を重点対策として、より広く多様な視点を取り入れ、新たな発想で対策に取り組み、安全で快適な生活環境を実現していく必要があると考えます。

先ほども述べましたが、建設課では、発生抑制の観点から、危険空き家になる前段階の取組として、空き家予備軍への対策啓発に今年度から取り組んでおります。

その中では、所有者や家族が、住宅の建物登記や相続について、事前に確認したり、その家を将来どうするのかを所有者が元気なうちに話し合うことなどを啓発し、所有者や家族が、住宅を空き家にしないとの意識啓発、働きかけに取り組んでいきます。

議員御発言のように、このような所有者自身の終活としての空き家対策が、空き家の発生抑制につながっていくものと考えております。

また、まちづくり・企業支援課では、これまでは活用促進の観点から、空家バンク制度の実施など、空き家の住居としての活用を主に促進してきましたが、今後は新たな発想での対策が必要と考えております。

議員御発言の空き家対策モデル事業の事例を参考に、例えば、官、民、学、士で連携し、学生の新しい考え方や柔軟な発想、民間企業が持っている地域振興のノウハウを活用した商店街等の空き家の利活用など、今後は新たな対策について考えてまいります。

いずれにおきましても、県や県内市町村、不動産協会、宅地建物取引業協会、土地家屋調査士会などの複数の関連団体で構成している岐阜県空家等対策協議会などとも情報共有、連携し、粘り強く空き家対策を推進してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） それでは、次の質問に移ります。

2件目、未就学児の教育・保育施設の在り方と今後。

子育て支援日本一を目指す山口市では、特色ある多くの子育て支援施策が推進されてきました。多種多様な教育・保育の選択肢を設け、子育てをサポートしていくために、令和5年4月1日からは、2園の保育園の民営化がスタート。それと同時に、所得制限なく、山口市が教育・保育給付認定をした未満児のお子さん全員を対象とした保育料の無償化も始まりました。また、6月の第2回定例会においては、小規模保育園の利用期間についても緩和の御答弁をいただき、よりお子さんや保護者に寄り添った対応を進めていただいております。

市内では、公立保育園5園、私立認定こども園1園、私立保育園1園、私立小規模保

育施設1園、私立幼稚園1園の体制となり、合併20周年を迎える山口市では、子供たちの大切な居場所である施設がそれぞれに特色を持ち、これまでより広く、多様に選択できる環境が整いつつあります。

学校教育の現場では、人口減少や少子化により、各地で学校の統廃合が進む中、山口市では、統廃合を選ばず、学校間が連携を深め、現状を維持したまま、合同授業や異年齢学習を取り入れる山県方式の小中一貫教育が本年度よりスタートしました。山口市独自の取組に全国的にも注目が高まっています。

未就学児の教育・保育施設についても支援の幅が広がり、現場や行政の方々には大変御尽力をいただいているところではございますが、公立保育園として残る5園の抱える課題、全市的な潜在ニーズにも、今後さらに積極的な取組を進めていただきたいと考え、次の大きく3点質問をいたします。

1点目、民営化となった高富保育園、富岡保育園の利用状況と今後について。

2点目、公立保育園5園の現状と今後の在り方について。

3点目、こちらは2点目に付随をいたしますが、美山地域の保育施設等を中心とした地域創造事業について。

これまで行ってきた事業の評価。

そして、目標達成に向けたプロセスの進捗管理指標であるKPIとして設定されている、地域自然を活用した保育園の民営化を令和5年までに1施設の進捗についてお尋ねをいたしたいと思います。

子育て支援課長にお尋ねします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 御質問にお答えします。

御質問の1点目、民営化となった高富保育園、富岡保育園の利用状況と今後についてでございますが、両園とも入園希望者が増加しております。

まず、高富保育園は、幼児教育と保育を一体的に行う市内初の幼保連携型認定こども園としてスタートしております。生後57日からお子様をお預かりでき、9月現在、0歳児の入園希望が利用定員を上回ったことから、0歳児の利用定員12人のところ、15人が入園しております。

ただし、利用定員は認定区分ごとに計算するため、満3歳未満の3号認定利用定員が0歳12人、1歳32人、2歳32人、計76人であるのに対し、入園児童が0歳15人、1歳19人、2歳28人、計47人となり、認定区分の利用定員は超過しておりません。また、増員の際には、法人の受入れ体制、部屋の面積に不足がないこと、保育士の人数確保がなさ

れていることを確認しております。

富岡保育園は、生後6か月からお子様をお預かりでき、こちらも0歳児の利用定員が6人のところ、法人の受入れ体制、部屋の面積、保育士の人数確保を確認し、7人が入園しております。満3歳未満の3号認定利用定員は、0歳6人、1歳12人、2歳24人、計42人、入園児童は0歳7人、1歳12人、2歳17人、計36人で、高富保育園同様、認定区分の利用定員は超過しておらず、受入れ体制が取れていることは確認しております。

保育活動等につきましては、公立保育園の活動を引き継いで行っていただいた上で、両法人とも独自の特色ある活動を展開されております。高富保育園では、書道教室や英語教室、手話教室など、富岡保育園では、英語教室やスポーツ教室などが実施されております。

さきに申し上げました0歳児以外の年齢は、両園とも利用者数が利用定員を下回っており、今後の利用定員につきまして、子ども・子育て支援会議等で意見を伺う必要があると考えております。

御質問の2点目、公立保育園の5園の現状と今後の在り方についてでございますが、未満児の無償化に伴い、4月以降、未満児の入所が増加しております。0歳児は、梅原保育園1人、伊自良保育園2人、1歳児は、伊自良保育園1人、みやま保育園3人、2歳児は、梅原保育園1人、伊自良保育園1人、みやま保育園2人の入園がありましたが、公立保育園では、0歳児を含め、利用には余裕がある状況です。

現在、それぞれの地域の自然を生かした自然体験保育の実践をし、特色ある保育を進めておりますが、今般の少子化の影響に伴い、利用者数が利用定員を下回っております。

公立保育園の今後については、重要な課題となっております。令和6年度、第3期子ども・子育て支援事業計画策定に向け、令和5年度はニーズ調査を実施しますので、その結果を受け、第3期子ども・子育て支援計画の中に盛り込んでいくこととなります。

御質問の3点目、美山地域の保育施設等を中心とした地域創造事業についてでございますが、今年度で3年目となりますので、これまで行ってきた事業について申し上げます。

初年度である令和3年度は、市立保育園児の保護者向けに自然体験保育へのニーズ調査を実施し、保護者自身の経験からも、自然と触れ合う体験を重視していることを把握しました。また、自然を生かした保育事業展開のために必要な、保育士の自然体験型保育のスキル向上を目指し、先進地研修を実施しました。

令和4年度は、地域資源を活用した事業団体の増加を図るため、民間の力を活用した自然体験事業を実施しました。また、保育士による県内先進保育施設の視察を行い、自

らの保育園での自然体験保育実践に向けてイメージを持たせ、今年度それぞれの地域の自然を生かした自然体験保育を実践しているところです。

目標達成に向けたプロセスの進捗管理指標であるKPIの1つ、地域自然を利活用した保育園の民営化を令和5年までに1施設の進捗につきましては、今年度の事業完了時にその方向性を見いだす予定をしております。

現在、さきに申しあげました魅力ある自然体験事業の実施を通して、選ばれる保育を提供することにより、市北部地域への子育て世帯の転入増加、定住化、雇用人材の確保維持、地域の商店街等の振興、その先に保育園の民営化を見据えておりました。

今後は、引き続き市内外に対し、自然の魅力を伝え、移住定住につなげるための自然体験等事業を実施していくとともに、美山地域の保育園が地域創造の中心となるような基本構想を策定してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 再質問をいたします。

子育て支援課長より御答弁をいただきました。これまでは10か月からのお子さんの保育で、待機児童はゼロという山口市でしたが、民営化された2園については、どちらも未満児、0歳児クラスが、体制を確保した上で定員を超えて受入れをいただいているとの御答弁でした。

それぞれの特色を持った中で、月齢の小さなお子さんの保育を希望される方が増えたこと、潜在的なニーズへの新たな保育の提供ができたのは、民営化、未満児の保育料無償化に踏み切った成果であると評価できる点であると考えます。

公立で存続する5園についても、次期計画に向けてのニーズ調査から、それぞれの地域に求められる保育の在り方を見いだしていただきたいと考えます。

再質問は、3点目の具体的な数値目標が立てられている美山地域について質問をいたします。

ここまでの事業の経過を経て、選ばれる保育を目指し、美山地域の保育園が地域創造の中心となるような基本構想を策定していかれたいという御答弁に強く期待をいたします。

最終年度となる今年度は、子供たち、保護者、そして、地域の未来にとって、とても重要な方向性を見いだすことになると考えます。

KPIとして設定はしてあるものの、民営化ありきではなく、ここまで丁寧に事業の成果を積み上げられてこられた分、ぜひ多くの市民、関係者の方々に参画をしていただ

き、ともにその取組を進めていただきたいと思います。

今年度も残すところ、あと半年。具体的にどのような方法、スケジュールをお考えでしょうか。

子育て支援課長にお尋ねをいたします。

○議長（山崎 通君） 山田子育て支援課長。

○子育て支援課長（山田佐知子君） 再質問にお答えします。

美山地域の保育施設等を中心とした地域創造事業は、美山地域の地域資源である豊かな森林と清らかな清流を活用した保育園及びそれを地域全体で支える魅力ある子育て環境を創造するもので、ひいては子育て世代の定住、水栓バルブや林業等の地場産業における人材確保維持、地域の商店会等の振興を目指そうとするものでもあります。

この美山地域の保育園が地域創造の中心となるような基本構想に向け、今年度、保護者、美山地域の企業、関連団体、地域住民等による委員会を立ち上げ、11月より2回程度の会議を開催する予定としております。

どのような保育園にしていきたいか、どのように地域とともに魅力的な子育て環境をつくっていけばよいか、幅広く自由に意見を出していただいて、収集し、今年度実施する第3期子ども・子育て支援計画策定に向けたニーズ調査結果も踏まえながら、将来に向け、保育園の在り方を考えてまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

○4番（寺町祥江君） 以上です。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で寺町祥江君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時5分から再開をいたしますが、5分前には御着席いただくと大変ありがたいですので、休憩はしますが、11時5分前に着席をしていただいて、会議は11時5分から再開いたしますので、お願いします。

午前10時40分休憩

午前11時05分再開

○議長（山崎 通君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位9番 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 議長にお許しをいただきましたので、通告どおり1問、一般質問のほうをさせていただきます。

質問事項、古城山大桑城について。

山口市ホームページによると、令和2年度から4年度にかけて実施した調査により、美濃国守護土岐氏が築いた山城の様相が明らかになってきました。今後、国史跡指定を目指し、大桑城跡の保存と活用を図っていくためにも、まずは市民をはじめ多くの人に大桑城の歴史的価値やその魅力を理解してもらう必要があります。

そこで、城郭研究者である中井均氏と大のお城好きとして知られる落語家の春風亭昇太氏を招き、全国の山城に精通する2人から見た大桑城の魅力について、トークイベント、これは9月23日に行われます。私自身も大変楽しみにしております。今後のPRと調査報告のほうを期待しております。

そこで、1点、生涯学習課長にお尋ねいたします。

今後どのような取組を進めているか。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 御質問にお答えします。

御質問の今後の取組についてでございますが、教育委員会といたしましては、主に次の3つの事業を進めてまいります。

1つ目は、大桑城跡の国史跡指定を目指し、令和2年度から実施してまいりました地形調査、石垣調査、発掘調査、文献調査等の成果をまとめながら、原稿執筆作業を進め、文化庁に具申するための調査報告書を作成する予定です。

2つ目は、大桑城デジタルジオラマコンテンツの制作を今年度末までに行います。

3つ目は、先ほど議員からお話もありましたが、今月23日に、ハタチの山口市記念事業、大桑城トークイベントの開催や、各地域で行われる城郭・歴史関係のPRイベントへの出展、小中学校での出前講座などを行ってまいります。

こうした事業により、市民は無論のこと、より多くの方々に大桑城の価値を情報発信し、その魅力に触れていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 再質問のほうをさせていただきます。

以前、私が一般質問の中で提案させていただいた大桑城のジオラマ、今後の活用について大変期待しております。

そこで、今御答弁していただいた、今年度作成される大桑城のジオラマコンテンツの概要と活用方法についてお尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 再質問にお答えします。

今年度制作する大桑城ジオラマコンテンツについてでございますが、これは、大桑城跡の全容が分かるよう、大桑城下町遺跡を含む広範囲のジオラマを制作するとともに、ジオラマに赤色立体地図などの映像を投影したりするものでございます。

また、発掘調査で確認した、巨石を用いた城門、山上の庭園の痕跡、両側に石垣を持つ曲輪群の中央通路など、調査成果をモニターで閲覧できるものとし、得たい情報を閲覧者自身が選択し、歴史、山城の知識の有無にかかわらず、容易な操作で大桑城の概要等が理解できるような仕様となっております。

また、ジオラマの活用方法につきましては、市役所ロビーや市歴史民俗資料館などの公共施設、県内外の各地域で行われる城郭や歴史関係のPRイベントなどに展示し、多くの来訪者が閲覧していただけるようにします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 田中辰典君。

○2番（田中辰典君） 今年度作成する大桑城デジタルジオラマコンテンツ、より多くの方に、皆様に見ていただけるものになることを期待しております。

そこで、最後に再々質問をいたします。

大桑城を山縣市でどう活用していくのか、どのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（山崎 通君） 藤根生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤根 勝君） 再々質問にお答えします。

令和2年度から大桑城跡の国史跡指定を目指した調査を実施しており、現在調査成果のまとめを行っているところでございます。

調査で分かった大桑城跡の価値やその魅力は、市民の皆様は無論のこと、全国に情報発信し、より多くの方々に知っていただくとともに、ぜひ山縣市へ来訪していただきたいと考えております。

これにより、山縣市のかけがえのない歴史資産としての認識が一層高まり、大桑城跡の保護や活用の機運醸成につながるとともに、地域コミュニティの活性化につながっていくものと考えております。

なお、その手法につきましては、専門家による指導や他地域の先進事例などを参考に、今後、慎重に検討していきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

以上で田中辰典君の一般質問を終わります。

○議長（山崎 通君） これで本日予定しております一般質問は全て終了いたしました。

25日は午前10時から会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでした。

午前11時13分散会

令和5年9月25日

山口市議会定例会会議録

(第 5 号)

山 県 市 議 会 定 例 会 議 録

第5号 9月25日（月曜日）

○議事日程 第5号 令和5年9月25日

日程第1 常任委員会委員長報告

議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

議第64号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第65号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和4年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和4年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第66号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第4号）

議第67号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

議第64号 山県市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議第65号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

認第1号 令和4年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

認第2号 令和4年度山県市水道事業会計決算の認定について

議第66号 令和5年度山県市一般会計補正予算（第4号）

議第67号 令和5年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議第68号 令和5年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第3 討 論

議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について

- 議第64号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認第2号 令和4年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第66号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第67号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第68号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 採 決

- 議第63号 山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例について
- 議第64号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
- 認第2号 令和4年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第66号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第67号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第68号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議員の派遣について

○本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第63号 山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負
担に関する条例について
- 議第64号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について
- 議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

- 認第2号 令和4年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第66号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第67号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第68号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第63号 山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 議第64号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和4年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第66号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第67号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第68号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第3 討 論

- 議第63号 山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 議第64号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第2号 令和4年度山口市水道事業会計決算の認定について
- 議第66号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第4号）
- 議第67号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第68号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第4 採 決

- 議第63号 山口市議会議員及び山口市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について
- 議第64号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する

条例について

- 議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第2号 令和4年度山口市水道事業会計決算の認定について
議第66号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第4号）
議第67号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
議第68号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第5 議員の派遣について

○出席議員（13名）

1番	松久茂君	2番	田中辰典君
3番	奥田真也君	4番	寺町祥江君
5番	加藤裕章君	6番	古川雅一君
7番	加藤義信君	8番	郷明夫君
9番	操知子君	10番	福井一徳君
11番	山崎通君	12番	吉田茂広君
13番	武藤孝成君		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	林宏優君	副市長	久保田裕司君
教育長	服部和也君	理事兼 総務課長	谷村政彦君
企画財政課 長	丹羽竜之君	税務課長	安達俊樹君
市民環境課 長	服部裕司君	福祉課長	岩田豊実君
健康介護課 長	森正和君	子育て支援 課長	山田佐知子君
農林畜産課 長	福井淳君	水道課長	大西義彦君
建設課長	棚橋和夫君	まちづくり・ 企業支援課長	今井孝哉君
会計管理者	浅野浩昭君	学校教育課 長	森川勝介君

生涯学習課 藤 根 勝 君

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 宇留野 公 男 君 書 記 長谷部 尊 徳 君
書 記 山 口 真 理 君

午前10時00分開議

○議長（山崎 通君） ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

○議長（山崎 通君） 日程第1、常任委員会委員長報告を議題といたします。

初めに、総務産業建設委員会委員長 田中辰典君。

○総務産業建設常任委員会委員長（田中辰典君） 総務産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月13日午前10時より開催し、審査を付託されました議第63号、認第1号、議第66号の所管に属する条例案件1件、決算認定案件1件、補正予算案件1件の3議案を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（総務産業建設関係）では、総務費、一般管理費、職員研修事業に関して、職員研修受講者が令和3年度と比較して減少している研修があるが、受講者数が減少した理由は何か。総務費、一般管理費、防犯灯維持管理事業に関して、防犯灯をLED化してから何年経過しているのか。また、修繕料が増加しているが、その修繕内容はどのようなか。総務費、一般管理費、防犯カメラ等設置補助事業に関して、防犯カメラ設置場所はどこか。また、設置したことによる具体的な効果はどのようなか。総務費、交通安全対策費、交通安全対策事業に関して、カーブミラーの設置や交通安全街頭指導時の服装などの要望に対して、どの程度予算化されたのか。総務費、企画費、関係人口拡大推進事業に関して、委託先とインスタグラムの運用について、どのような取決めをしているのか。農林水産業費、林業振興費、普及啓発業務事業に関して、開催された木工教室の実績と効果、参加者数はどのようなか。また、各教室の参加者数は募集人数に達しているのか。農林水産業費、林業振興費、木製備品購入に関して、市内小中学校8校にラウンドテーブルを整備したとあるが、全ての学校への整備は完了したのか。商工費、観光振興費、市観光協会補助金に関して、各種イベントの来場者数はどのようなか。議第66号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第4号）（総務産業建設関係）では、農林水産業費、林業振興費、危険木除去業務委託料に関して、桜尾地域赤尾地区で危険木の除去を計画しているとのことだが、具体的な場所はどこかなどの質疑がありました。

採決の結果、付託されました議第63号、認第1号、議第66号の3議案は、全会一致で

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務産業建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

続きまして、厚生文教委員会委員長 奥田真也君。

○厚生文教常任委員会委員長（奥田真也君） それでは、議長から御指名をいただきましたので、厚生文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月14日午前10時から開催し、審査を付託されました議第64号及び議第65号、認第1号及び認第2号、議第66号から議第68号までの7議案の所管に属する条例案件2件、決算案件2件、補正予算案件3件を議題とし、審査を行いました。

主な質疑において、議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、水道料金を改定した場合と1年間先送りにした場合との金額の比較は。今回の条例改正で、平均的な4人家族で換算すると年間幾ら増額になるのか。認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について（厚生文教関係）では、総務費においては、自治体間交流創出事業について参加した人数は。また、継続して実施するのか。民生費においては、結婚支援事業における成婚報告件数が1件の見解は。住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業について、令和3年度と比べ激減しているが、その理由は。生活困窮者自立支援事業について、1世帯当たりの相談回数が多い理由は。シルバー人材センターの年代別の会員数は。老人クラブ補助金について、地域別、高富、伊自良、美山のクラブ数と特徴ある活動は。衛生費においては、健康づくり推進事業について、中学1年生を対象にしたSOSの出し方教育の内容は。教育費においては、GIGAスクールサポーター配置促進事業について、事業費が減少した理由は。指定管理委託事業について、市内全体の施設で見ると利用者数は増加しているが、美山地域の施設については利用者数が減少している理由は。国民健康保険特別会計収入状況等においては、国民健康保険税課税収入状況について、不納欠損額について令和3年度と比較して令和4年度が倍になった理由は。コンビニ納付・キャッシュレス決済の状況について、利用者が増えている理由は。介護保険特別会計保険給付費においては、居宅介護サービス給付事業について、訪問介護が増加する一方で、通所介護が減少している理由は。地域支援事業費においては、生活支援体制整備業務委託事業について、ちよこっとサポーターについてどのような業務を行っているのか。また、年間利用件数とPRの方法はとの質疑内容がありました。

採決の結果、付託されました議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について及び認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定

について（厚生文教関係）については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。また、議第64号及び認第2号、議第66号から議第68号までの5議案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、厚生文教委員会の委員長報告といたします。

○議長（山崎 通君） 御苦労さまでした。

常任委員会委員長の報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

○議長（山崎 通君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。発言をどうぞ。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

○議長（山崎 通君） 日程第3、討論。

これより、議第63号から議第68号までの討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

操 知子君。

○9番（操 知子君） 議第65号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

命を守る水として水道料金の値上げなど市民生活に影響が出ない運営を求めて、水道法が改正された令和元年6月には広域化の推進と民営化の反対を、また、翌年の令和2年には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した水道料金の無料化の推進を、それぞれ一般質問にて訴えました。今回の質疑では、現行の独立採算制に対する課題と、また施行時期についてお尋ねし、御答弁をいただきました。

現在、岐阜広域水道圏では、経営、施設については今後の検討とし、管理については次年度までに方向性を明らかにする段階ではありますが、給水人口の少ない事業者ほど三重苦になる状況は、山県市だけではなく、全国的な課題であります。よって、広域化という中長期的な視点とともに、受益者の負担増により運営する現行の独立採算制を水道

事業における課題として見直しを検討していく必要があります。

以上をもって、議第65号には反対の意を表します。

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

寺町祥江君。

○4番（寺町祥江君） 議長より許可をいただきましたので、認第1号 山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

本会議での質疑、委員会審査においては、決算の成果について具体的な事業成果をお聞きすることができました。令和4年度は、新型コロナウイルスの感染状況が不安定な中、国際情勢による原材料費やエネルギー費の高騰などによる影響が市民生活に大きな影響を与えた年でした。そうした中、学校給食の無料化に踏み切るなど、市民や事業者に寄り添った支援や歩みを止めずに進めてきた事業、また、地域や関係者の方々に力を発揮していただき、その成果が数値的に現れた事業、市民の実感が成果として現れた事業も多くありました。

令和4年度の取組、その実績は、合併20周年、そして、社会変化の激しいこれからの時代の山口市の歩みに大きく寄与するものと考え、賛成討論といたします。

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

福井一徳君。

○10番（福井一徳君） 議長に指名いただきましたので、反対討論をしたいと思います。

まず、議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

令和5年、今年度は水道料金の値上げ実施が1年延期されました。市民の皆さんの水道代まで値上がったら困るとの切実な声を受けて、令和3年6月市議会、12月市議会、令和4年3月市議会と、毎回のように水道料金問題を一般質問で取り上げてきました。こんな時期に値上げするのか、実施は延期すべきとの質問に、実施時期は慎重に検討したいとの市長答弁を引き出しました。今回の値上げ延期は、そうした市民の皆さんの声を議会で取り上げ、論戦してきた成果だと思えます。

今回提案の値上げ案も、50%値上げ計画から30%値上げに圧縮をされました。山口市の上水道事業経営戦略では、水道料金の段階的50%値上げが計画されていました。管路取替敷設やくみ上げポンプや施設整備に7年間で約6億円お金がかかり、その分を水道料金50%値上げでカバーすると、2億円取り過ぎになります。50%値上げは圧縮せよと具体的な数字を挙げて追及をしてきました。

また、国民の暮らしに税金を使うという観点から、一般財源の繰入れを主張してきました。全国の水道料金値上げは、そもそも老朽管取替工事に国からの補助制度が一切な

いことが根本問題です。大軍拡に税金をつぎ込むのではなく、国民の暮らしに税金を使うべきです。市長に国に要望することも求めました。

また、国が水道事業に独立採算制度を導入し、受益者負担を徹底しようとする中で、一般財源からの繰入れによる値上げ幅の抑制で市民の暮らしを守る、また、生活困難な方へ福祉制度の創設など、これらを福祉政策として要求してきました。

今回の値上げで、来年4月から標準的な世帯で年間1万7,800円程度の値上げになります。様々な値上げ幅の圧縮対策を取り、市民の負担を軽減するための施策をすべきだというふうに考えております。したがって、来年4月からの水道料金30%値上げの条例改正には反対をいたします。

続いて、認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

決算の成果説明書には、個人番号カード普及事業に1,989万5,000円の歳出が書かれています。2015年10月に初めてマイナンバーが住民票のある全ての国民等に付番されました。そして、翌年1月から行政機関によるマイナンバーの利用が始まりました。

マイナンバーを内容に含む個人情報とは特定個人情報ですが、マイナンバーによる名寄せは確実に進んでいます。こうしたマイナンバー制度と一体のマイナンバーカードの促進事業には、個人情報の保護の制度が未確立な中での推進に対し、私は一貫して反対をしてきました。

マイナンバー制度は、複数の行政機関に存在する特定の個人情報が同一人の情報であることを確認するための基盤づくりであり、マイナンバーの役割は、共通番号として行政機関等のサーバーに別々に記録されている国民等の個人情報を名寄せするものです。

そして、このマイナンバーを使った情報連携を実現するために、番号法に基づき、行政機関等のコンピューターを結ぶ情報提供ネットワークシステムが構築され、2017年11月から本格的に運用されて、今年11月で6年間がたとうとしています。

この個人情報を企業活動に活用するためのものが、2017年から政府が主体となって個人情報をウェブ上で管理するマイナポータルのはずみです。この仕組みを完成するためには、法的には任意のマイナンバーカードの普及が決定的です。そのために約2兆円の税金を投入し、2万円のマイナポイントで国民に徹底した普及を図る計画でした。

しかし、高齢者や個人情報の漏えいに危機感を持つ国民の約3割強は、カード申請をしなかったために出てきたのがマイナ保険証でした。この普及を図るために、現行の紙の保険証を廃止することがセットで出てきました。

この政府の方針には、82%の国民が紙の保険証の廃止延期、撤回を求める中で、山県

市では、私が紹介議員になった岐阜県の65%の開業医が加盟する岐阜県保険医協会の健康保険証を残してほしいとの請願も、残念ながら、私を除く委員全員の反対で厚生文教委員会で不採択になりました。

令和4年度の決算認定に当たり、こうした個人番号普及促進事業に1,989万5,000円の歳出が報告されています。法律には任意と書かれているマイナンバーカードを使っのマイナ保険証への切替普及率を上げようとして、医療機関の窓口で個人認証不可による医療診療などの混乱を引き起しています。健康保険証を廃止するなどの世論が高まり、国民の大反発を買っています。こうした問題を引き起している、この事業を含む令和4年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算については反対をいたします。

以上です。

○議長（山崎 通君） 以上で、発言通告された討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 最初に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

○議長（山崎 通君） 日程第4、採決。

これより、採決を行います。

議第63号 山県市議会議員及び山県市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第64号 山口市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第65号 山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございました。お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

認第1号 令和4年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議がありますので、本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山崎 通君） ありがとうございました。お座りください。

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

認第2号 令和4年度山口市水道事業会計決算の認定について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

議第66号 令和5年度山口市一般会計補正予算（第4号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第67号 令和5年度山口市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議第68号 令和5年度山口市介護保険特別会計補正予算（第1号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議員の派遣について

○議長（山崎 通君） 日程第5、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び山口市議会会議規則第160条第1項の規定により、議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山崎 通君） 異議なしと認めます。よって、議員の派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに決定されました。

○議長（山崎 通君） 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、誠にありがとうございました。

これにて令和5年山口市議会第3回定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでした。

午前10時25分閉会

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

山口市議会議長 山 崎 通

4 番 議 員 寺 町 祥 江

5 番 議 員 加 藤 裕 章